

## 発注情報詳細等

件名 「横浜市金沢図書館リノベーション業務委託」

(令和8年3月3日公表分)

教育委員会事務局  
教育政策推進課

## 発注情報詳細等 目次

ページ

横浜市金沢図書館リノベーション業務委託の入札について . . . . .	1
発注情報詳細（物品・委託等） . . . . .	2
設計書及び仕様書 . . . . .	3
委託契約約款 . . . . .	76

# 横浜市金沢図書館リノベーション業務委託の入札について

教育委員会事務局 教育政策推進課

## 1 競争入札に付する事項

別添設計書及び仕様書のとおり

## 2 設計書及び仕様書に関する質問

### (1) 方法

設計書及び仕様書に質問があり、回答を求める場合には、令和8年3月9日（月）午後5時00分までに、別紙「質問書」に必要事項を記載し、教育政策推進課へ直接持参するか電子メールにより提出してください。なお、電子メールにより提出する場合は、発送した旨を電話で発注担当課へ連絡すること。

### (2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局教育政策推進課 担当：榎本

電話：045-671-3243 / メールアドレス：ky-libvision@city.yokohama.lg.jp

### (3) 回答

令和8年3月11日（水）午後1時00分までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

### (4) その他

入札後、設計書及び仕様書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 3 入札方法

### (1) 入札及び開札の日時・場所

ア 日時：令和8年3月23日（月）午前11時00分

イ 場所：横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎 18階

### (2) 入札参加者

「公募型指名競争入札指名通知書」を持参した入札参加者が、入札書を直接投函する紙入札とします。入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱に注意してください。

### (3) 入札回数

ア 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚ご用意ください。

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときは、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格の範囲内で合意した場合に随意契約を行うこととします。

## 4 契約手続きに関する問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 14階

横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課 担当：榎本

電話：045-671-3243 メール：ky-libvision@city.yokohama.lg.jp

## 発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による公募型指名競争入札		
件名	横浜市金沢図書館リノベーション業務委託		
納入／履行場所	教育委員会事務局 教育政策推進課ほか		
納入／履行期間等	契約締結日から令和8年7月10日まで		
入札参加資格	営業種目	033：什器・家具(細目 A：一般什器、家具、新古品（一般什器） 350：その他の委託等（「レイアウト」または「移転」）	
	所在区分	指定なし	
	規模区分	指定なし	
	その他	<p>本公募型指名競争入札の参加資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たすこととします。</p> <p>1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>2 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、営業種目「033：什器・家具」の細目A「一般什器、家具、新古品（一般什器）」を登録している者であり、かつ営業種目「350：その他の委託等」において、「レイアウト」または「移転」の登録がある者であること。</p> <p>3 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>	
提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書		
設計書（仕様書）	3ページ以降		
入札参加申込締切日時	<p>令和8年3月12日（木）午後5時 持参または電子メールによる提出 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎14階 横浜市 教育委員会事務局 教育政策推進課 担当：榎本</p> <p>※電子メールの場合は発送した旨を電話で発注担当課へ連絡すること ※電子メールの場合は横浜市の有資格者名簿に登録したメールアドレスから送信すること ※持参の場合は各日午前8時45分から午後5時00分まで（土・日・祝日、及び正午～午後1時を除く）</p>		
指名・非指名通知日	令和8年3月16日（月）		
質疑締切日時	令和8年3月9日（月） 午後5時	回答期限日時	令和8年3月11日（水） 午後1時
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない
入札及び開札日時	令和8年3月23日（月）午前11時00分		
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎 18階		
発注担当課	<p>教育委員会事務局教育政策推進課 電話 045-671-3243 メールアドレス ky-libvision@city.yokohama.lg.jp</p>		
契約事務担当課	教育委員会事務局教育政策推進課		

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当 教育委員会事務局教育政策推進課 担当者名 榎本 電 話 045-671-3243
----------	--------------	-----	--

## 設 計 書

- 1 委 託 名 横浜市金沢図書館リノベーション業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市金沢図書館ほか
- 3 履行期間  期間 契約締結の日 から 令和8年7月10日 まで  
又は期限  期限 年 月 日 まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委 託 概 要  
横浜市では、令和6年3月に策定した「横浜市図書館ビジョン」  
に基づき、同年12月に「今後の市立図書館再整備の方向性」を整理  
し、時間軸を考慮した地域館の老朽化対策として、居心地向上を目  
指したリノベーションを実施することとしています。  
本業務は、「図書館ビジョン」及び「再整備の方向性」にかかる  
リノベーションの実現に向け、業務を委託するものです。  
\_\_\_\_\_

8 部 分 払

す る ( 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

## 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
什器		1	式			
内装仕上げ		1	式			
造作家具		1	式			
営繕作業		1	式			
電源等配線作業他		1	式			
サイン・遮熱フィルム貼り他		1	式			
小計						
消費税 (10%)						
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

## 横浜市金沢図書館リノベーション業務委託仕様書

### 1 総則

- (1) 本仕様書は、「横浜市金沢図書館リノベーション業務委託」（以下、「本委託」という）に適用する。
- (2) 本委託は、「横浜市契約規則」及び「横浜市委託契約約款」並びに本仕様書に基づくほか、関係法令を遵守し、その他これらに定めのない事項については、横浜市（以下「委託者」という。）、受託業者（以下「受託者」という。）双方が誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行により知り得た情報の一切を、他人に漏らしてはならない。
- (4) 本業務により作成した成果の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、すべて委託者に帰属するものとする。

### 2 業務目的

本業務は、「横浜市図書館ビジョン」及び「今後の市立図書館再整備の方向性」に基づき、居心地向上を目指したリノベーションを実施するものである。

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年7月10日（金）まで

#### 【事業スケジュール（予定）】

- ・事業契約締結：令和8年3月
- ・アスベスト調査期間：契約締結後から令和8年4月まで
- ・施工※期間：令和8年5月7日から令和8年7月10日の内、40日程度
- ※施工：家具の移動・撤去・内装仕上げ等を行うための期間。この期間中は、閲覧フロアを閉鎖するが、図書館内に臨時窓口を設け、貸出し返却等一部のサービスは継続する。金沢地区センターは通常通り開館するため、各施設利用者及び臨時窓口利用者のための動線は必ず確保すること
- ・関係者による内覧会：令和8年6月から令和8年7月10日まで（引渡し前に1回程度）
- ・事業終了：令和8年7月10日まで

### 4 履行場所

横浜市金沢図書館：横浜市金沢区泥亀2-14-5

横浜市教育委員会事務局教育政策推進課：横浜市中区本町6-50-10

ほか

## 5 委託内容

- (1) レイアウト図面等の内容に基づき、レイアウト変更をおこなうこと。
- (2) レイアウト図面等に関しては、次のとおり取り扱う。
  - ア レイアウト図面における赤色表示の什器については、設計書の添付資料に基づき調達または製作して設置すること。(資料1)(資料2)
  - イ 什器リスト記載の什器を調達すること。なお、記載什器は例示品であり、同等品の調達を認める。
    - (ア) 同等品とは品質、性能、材質等が同等以上、形状、寸法、色味が同等程度であるものを指す。なお仕様書及び什器リストに記載の寸法はミリ単位とする。
    - (イ) 同等品を用いて応札する場合は、入札日の7営業日前の午後5時までに、同等品であることを証明できる資料(メーカーの同等品証明書やカタログ資料など)を提出し、委託者の承認を得ること。
    - (ウ) 什器やルースレイタイル等の色の選択については、予算、納期の範囲内で契約締結後に別途委託者と協議の上、決定する。
  - ウ 現状図・レイアウト図面の緑色表示の備品については、再利用し、図面のとおり移設する。解体及び再組立を要するものは、事前に確認を行い、安全性・機能性を損なわぬよう適切に履行すること。(資料2)(資料3-1)
  - エ 現状図の紫色表示の余剰什器とされている固定備品のほか、撤去した資材(タイルカーペット等)については、法令に従い適切に処分の上、マニフェスト等適切に廃棄したことが分かる書類を提出すること。なお、ピンク色の什器は委託者にて廃棄をおこなうこととし、廃棄時期は、本委託の作業工程に影響がでないよう配慮する。詳細時期については、契約後別途通知する。(資料3-3)
- (3) そのほか同等品の調達  
本仕様書において同等品の調達を認めるものについては、5(2)イ什器の同等品の調達の考え方を参考として、対応すること。

## 6 レイアウト変更作業内容

作業にあたっては、不燃あるいは防災物品の使用、防災ラベルの表示などを適切に行う等、関係法令を順守すること。

- (1) 内装仕上げについて
  - ア 1階飲食スペースの折りたたみ戸、1階こども図書室キッズスペースのスライディングウォール、小上がり部分及び小上がり部分の書架は撤去の上、接地面等は必要な補修をおこなうこと。また法令に従い適切に処分すること。(資料3-3)

- イ 1階ロビーの授乳室入口は、壁・木製扉を新設のうえ、壁面を塩ビシートにて仕上げ、SUS切文字 幅100mm、高さ100mmのサイズの『金沢地区センター』『金沢図書館』のサインを製作の上設置すること。(資料4)
- ウ 1階こども図書室 キッズスペースの埋め込み型書架(3連分)及び2階成人図書室の検索台背面にある埋め込み型書架(5連分)は、プラスターボードで塞ぎ、塩ビシート仕上げをすること(資料2)
- エ 1階飲食スペース周辺の鉄骨フレームは、油性調合ペイントを調達のうえ塗装仕上げをおこなうこと。
- オ 1階こども図書室 280㎡、2階一般図書室 630㎡の天井を、合成樹脂エマルジョンペイントを調達のうえ全面塗装すること。(資料5)
- カ 天井吹き出し口 1階 16台、2階 36台を、油性調合ペイントを調達のうえ塗装すること。
- キ 床のルースレイタイル仕上げ範囲のエリアに関しては、既存タイルカーペットを撤去のうえ仕上げること。また既存タイルカーペットは、法令に従い適切に処分すること。(資料6)
- ク ルースレイタイル敷設後は段差が生じないように処理すること。
- ケ ルースレイタイルは、消防法に基づく防災性能を有するものとし、防災表示のあるものとする。
- コ エレベーター前及び階段には、現状と同等の点字ブロックを設置すること。(資料2)
- サ 階段他のノンスリップは全て更新し、既存のノンスリップは、法令に従い適切に処分すること。
- シ 1階こども図書室の窓側柱間のコンクリート框上の3ヶ所の木製ベンチを撤去のうえ、柱間に合わせた寸法にて書架を製作し設置すること。書架の天板は窓近くまでの寸法とし、窓の開閉に支障がないようにするとともに、窓側の小口には物が落下しないよう立ち上がりをつけること。また、床固定など地震対策をおこなうこと。(資料7)
- ス 1階こども図書室の中庭側の柱6本には、化粧壁を施すと同時に照明が取付けできるよう配線に考慮すること(6(4)ソ参照)。また、貸出・返却カウンターの前板と同素材で仕上げること(表面はアイカ 化粧シート オルティノ VW-499Cを調達のうえ仕上げること。)照明はブランケットライト(オーデリック 商品記号:0G254606LR)もしくは同等品6台を調達のうえ取付けすること。(資料7-2)また、6(4)で新規に配線する場合も考慮して仕上げること。(資料2-1)
- セ 1階ロビーの展示スペースには、横2,400mm、縦1,500mmのマグネット対応の掲示板2枚を製作し設置すること。(資料8)
- ソ 1階ロビーの階段下には脚付きの掲示板を製作のうえ設置し、階段側にはピック

トサインを製作のうえ設置すること。(資料9)(資料17)

タ サインの取付けに必要な天井点検口を設置すること。

## (2) 造作家具の製作と設置

以下の仕様を基本としつつ、最終的な仕様については委託者と協議のうえ造作家具を製作し配置すること。

ア 1階こども図書室 キッズスペースの小上がり部分は、高さ100mm×2段の高さで製作し、木製下地にウレタン、表面はビニールレザー仕上げとする。(資料10)

イ 1階こども図書室 キッズスペースの小上がり壁面に沿って書架及び家型ソファを製作のうえ配置すること。小上がり壁面の書架は、棚の高さが変えられるようにすること。(資料10)

ウ 1階こども図書室には、舟形ベンチ2段タイプ 1台、舟形ベンチ1段タイプ 1台、スツール 1台を製作のうえ設置すること。また、木製下地にウレタン、表面はビニールレザー仕上げとする。(資料11)

エ 2階成人図書室の中央には造作ソファ及び書架を製作のうえ配置すること。書架は棚の高さが変えられるようにすること。なお造作書架の寸法は、委託者と調整のうえ決定すること。(資料12)

オ 2階成人図書室の中庭窓側の柱間の框の上2カ所には前垂れ付ソファを製作のうえ配置すること。(資料13)

## (3) 書籍・書架・什器等の移設・設置について

ア 図書館内のレイアウト変更作業を行う。配置については新レイアウト図面を参考にすること。(資料2・3)

イ 受託者は本業務に必要な梱包用資材(段ボール箱、ラベル、テープ、エアキャップ、PC袋など)を、内装仕上げ等の現場の進捗に合わせて適切に調達し搬入をおこなうこと。

ウ 受託者は委託者の指示に従い、書籍等の箱詰め・移動を行うこと。なお、箱詰めした書籍等は、金沢図書館以外のエリアに仮置き場所がないため、金沢図書館のエリア内で適宜逃がす等しながら、内装仕上げ、新規什器・転用什器の設置などをおこなうこと。什器等設置後に、委託者の指示に従い、箱詰めした書籍等を取り出し、既存什器に配架されている書籍も含めて書架等への配架をおこなうこと。配架時期は委託者と協議の上決定すること。

エ 転用書架・転用什器についても上記と同様に金沢図書館以外のエリアに仮置き場所がないため、金沢図書館のエリア内で適宜逃がす等しながら、内装仕上げ、新規什器・転用什器の設置などをおこなうこと。

## (4) 電気配線及びLAN配線

ア 現状配線図、完成配線図を確認のうえ、機器移設・配線などおこなうこと。

(資料14) (資料15)

- イ 新規に敷設する図書館情報システムのLANケーブルはCat6及び外皮がオレンジ色のものを使用すること。なお、LANケーブルについては、LANの両端に行先表示のタグを付けること。
  - ウ 電源の配線は既存流用とし、追加分の配線・部材に関しては準備すること。
  - エ 配線は、原則として壁面・柱面などに沿って配線するが、天井裏に配線が必要な場合には、委託者と協議の上で履行すること。床に関しては利用者の安全を考慮し、壁面に沿っていない場所は床モールではなく、アンダーカーペット配線をおこなうこと。1階カウンターは、配線を指定位置に延長するため床を研り、配線を埋設し、その復旧も行うこと。(資料16)
  - オ 2階成人図書室の窓側閲覧席にはLEDタスクライトを18台設置し、かつパソコン等と併用できるよう、1席につき2口分のコンセントを机上に用意すること。LEDタスクライトはイトーキDEL-Z8NSLもしくは同等品とする。
  - カ 現状のハーネスジョイントボックスが不足する場合は、分電盤から配線をおこない、ハーネスやOAタップを設置すること。
  - キ 壁掛け扇風機6台を指定した場所に設置すること。なお、配線は新規敷設とする。壁掛け扇風機は山善 YWRX-BMD18E(W)もしくは同等品とする。(資料15-3)
  - ク 配線終了後に、所定の位置に電話機を設置し、通話確認をおこなうこと。
  - ケ 電話機の移設作業にあたっては現行レイアウトでの設置位置を十分に把握したうえでおこなうこと。
  - コ 什器設置後、指示する位置まで電話・LANの配線の立ち上げをおこなうこと。
  - サ 各種機器等の移動後は、動作確認を行い、適切に使用可能な状態にすること。
  - シ 必要に応じて分電盤に回路増設を行う。その際には適切な配線用遮断器やケーブルを選定し保護協調にも留意すること。
  - ス 1階こども図書室に、家具付スタンドライト パンテラ320テーブルもしくは同等品4台を調達の上書架の上に設置し、書架の天板に固定すること。配線は床より立上げし、書籍の出し入れに支障がないよう配線をおこなうこと。(資料15-6)
  - セ 1階こども図書室に、フロアスタンドライト パンテラ フロアもしくは同等品2台を調達の上設置し、床固定をおこなうこと。(資料15-6)
  - ソ 1階こども図書館の中庭側の柱6本の化粧壁に、ブラケットライト (オーデリック 商品番号: 0G254606LR) もしくは同等品6台を調達の上取付すること(6(1)ス参照) (資料15-6)
- (5) サイン設置等について (資料17)

- ア 添付資料のとおり製作し設置すること。ただし、同等品の提案は可とする。
- ・同等品とは品質、性能、材質等が同等以上、形状、寸法、色味が同等程度であるものを指す。
  - ・同等品を用いて応札する場合は、入札日の7営業日前の午後5時までに、同等品であることを証明できる資料（メーカーの同等品証明書やカタログ資料など）を提出し、委託者の承認を得ること。
- イ 貸出カウンターには天井吊り式のボックス型サインを計5個製作のうえ設置すること。幅500mm、奥行き500mm、高さ500mm以上の大きさとし、想定する文言は資料17-2を参照の上、十分な視認性を確保すること。アクリル立方体ベースとし、サイン表示内容を可変できるように、紙を挟み込める造作を設け、挟んだ紙が落下しないようにポケット型にするなど工夫すること。天吊り式ボックス本体は、SUS四方曲げとし、焼付塗装とすること。吊り部は、SUS角パイプ（厚み30mm、幅30mm）で、インロー加工を施し焼付塗装とすること。サインの取り付け方法と取り付け元の強度等を念頭に、安全面を考慮した重量等としたうえで製作し取り付けること。表示面は、乳半アクリル3tでボックス加工とすること。
- ウ 図書館外付けの返却ポスト及び当該サインについて、既存のものが経年劣化しているため、返却ポストへの塗装処理を実施するとともにサインを更新し、機能回復すること。また、返却口本体ボックスの下部には利用者の衝突によるケガを防止するためのクッションを取付け、利用者の安全を確保すること。
- エ デザイン、文言及び設置場所については、受託者と十分に調整のうえ決定すること。
- (6) 遮熱フィルム・目隠しフィルム貼りについて（資料17）
- ア 1階こども図書室、2階成人図書室及び1階飲食コーナーの外壁ガラス面の既存内貼りフィルムを剥がし、新たに遮熱フィルムを調達の上貼ること。（サイズ：横1,040mm、縦995mmの遮熱フィルムを214枚を想定）
- イ 2階成人図書室の書架上ランマガラスの既存内貼りフィルムを剥がし、新たに遮熱フィルムを調達の上貼ること（サイズ：横870mm、縦530mmの遮熱フィルム36枚を想定）。
- ウ 遮熱フィルムは、3M社のシルバー18 RE18SIAR以上の性能があること。
- エ 1階こども図書室、2階成人図書室、1階飲食コーナーの外壁ガラス面の既存内貼りフィルムを剥がし新たに目隠しフィルムを調達の上貼ること（サイズ：横1,040mm、縦995mmの目隠しフィルム60枚を想定）。目隠しフィルムは、3M社のSH2MAML ミルキーホワイト以上の性能があること。
- オ 2階成人図書室の吹抜けガラス面に目隠しフィルムを調達の上貼ること（7㎡程度）。目隠しフィルムは、3M社のSH2MAMML ミルキーミルキーグレー以上の性能があること。

## 7 作業条件等

### (1) 作業工程の作成

ア 「3 履行期間」の履行期間のとおり、40日程度、書架のある閲覧フロアを閉鎖し、利用者什器移転・設置履行も予約した本の貸出し、本の返却などの臨時窓口を設け一部サービスを継続する臨時窓口を設ける予定である。臨時窓口の継続が困難な期間が生じる場合は2週間以内にとどめること。

イ 履行作業は原則として9:00～17:00まで（土日祝を含む）とし、左記時間外に作業等が発生する場合は事前に委託者の承認を得ること。

ウ 月に1日は地区センターの施設点検日がある為、工程立案の際には注意すること。

エ 隣接する金沢地区センターは履行中も閉館はしない予定である。

オ 金沢地区センター及び図書館の臨時窓口の営業、利用者動線の確保等を考慮し、工程を作成すること。

カ 機材等の搬出用車両は、原則金沢地区センター及び金沢図書館の駐車場への駐車を想定しているが、車両の大きさ、搬入動線等踏まえて、委託者と調整すること。

### (2) 書籍・書架・什器等の移設・設置、移転用資材の調達回収他

ア 移転用資材として搬入する段ボールは、館内各室に配架されている冊数及び貸出後に返却される冊数（合計約12万冊（開架冊数））に対応できる量とし、工程に合わせ適切に対応できるよう用意すること。なお、用意する段ボールは、ワンタッチ式のものとする。

イ 書架は、床固定もしくは壁面固定及び上部転倒防止をする等の適切な地震対策をおこなうこと。

ウ 解体・撤去した既存什器については、受託者が回収し、法令に従い適切に処分すること。

エ 受託者は本業務終了後に、開梱後の段ボールなどの資材の回収をおこなうこと。

オ 既存什器等の搬出時、新規什器の搬入前には、適切に養生をおこなうこと。

カ 受託者は移転作業・手順を明確にした、金沢図書館職員及び従事者説明用のマニュアル（作業区分、スケジュール、ラベル見本、準備作業、確認事項等を記載したもの）を作成のうえ、作業の2～3週間前を目途に、金沢図書館職員に対し説明をおこなうこと。

## 8 アスベスト事前調査

### (1) 受託者は、本委託の履行にあたり大気汚染防止法第18条の15に定める調査及び

説明等を実施すること。なお、当該説明に際しては、労働基準監督署への報告内容等の提出を求める可能性があります。

- (2) (1)にかかる調査の結果アスベストの含有が認められた場合及びみなし処理をする場合は、法令に従い適切に処分・除去作業をおこなうこと。
- (3) (2)の作業が必要になった場合は、別途契約とし、工期及び撤去費用等について委託者及び受託者で協議する。

## 9 シックハウス対策

- (1) 図書館が書籍等を閲覧するなど滞在施設であることを考慮し、使用する建材・什器等は、下地材含め、原則としてホルムアルデヒド、トルエン等を放散しないか、放散量の少ない材料を選定すること。
- (2) やむを得ずホルムアルデヒド、トルエン等が含まれる建材等を使用する場合は、室内環境への影響が最も小さくなる工法を選定し、換気について適正な換気量を確保すること。
- (3) 作業完成后、「横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測マニュアル」に準拠して揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定を実施すること。VOC等室内濃度測定の結果、厚生労働省指針値を超えた場合は、原因調査や原因物質の除去などを行い、再度室内濃度測定を行うこと。
- (4) 使用材料が適正かつ安全な材料であることを確認するため、契約決定後、速やかに、可能な限り使用する建材・什器等の「安全データシート」等を提出すること。
- (5) 材料保管場所の通風換気や材料間の化学物質の移行防止等を配慮すること。
- (6) 作業中はもとより、作業、引き渡しまでの間、積極的な通風換気に努めること。
- (7) 施設を利用しながらの作業の為、委託者と十分打合せを行い、利用者等の安全に配慮すること。

## 10 提出書類（各1部）

- (1) 委託契約約款に定めるもの（内訳書、工程表、着手届出書、現場責任者選定通知書、務従事者選定通知書、再委託通知書等）
  - (2) 作業報告書（変更前・変更後の写真提出含む）
  - (3) 設置した機器等の取扱説明書
  - (4) 各種最終図面（レイアウト図、家具図、サイン計画図、各種配経路線図）等
  - (5) 各種最終図面の電子データをCD-R等に保存したもの（PDF及びCAD）
- ※ 提出形式について定めのないものは、契約決定後、別途委託者から指示することとする。

## 11 管理事項

- (1) 現場責任者を選任し、全体的なスケジュール等の調整おこなうこと。
- (2) 業務が円滑に進むよう、委託者との調整を十分に行うとともに、連絡体制を整えること。
- (3) 前項の規定に基づき、作業の実施にあたっては、作業前日までに、従事者の氏名が記載された名簿を1部提出すること。

## 12 周辺配慮

什器・家具等の搬出入に際しては、近隣住民及び通行人の安全に十分に配慮するとともに、作業により施設設備等が汚れた場合は、速やかに清掃を行うこと。

## 13 建造物の保護

- (1) 機材等の搬入をおこなう場所の建造物には相当の保護をおこなうとともに、破損のないよう十分注意すること。なお、養生材を固定する場合は、壁面や床面等に十分注意し、塗装等が剥がれ落ちないように注意すること。
- (2) 搬出・搬入作業終了時には、室内及び廊下等の共用部分を点検し、清掃すること。
- (3) 建造物等の破損などの事態が発生した場合は、速やかに委託者に連絡すること。

## 14 損害賠償責任の所在

作業にあたっては、諸物品もしくは建造物に破損、紛失などの損害を与えた場合や、職員・従業員もしくは第三者の間に損害を与えた場合には、速やかなその損害の補償・賠償をおこなうこととし、委託者は一切責任を負わないものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

## 15 関係法令の遵守

本業務の実施に際しては、上記に記載があるもののほか、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守すること。

## 16 現場の事前確認

現場調査を行う際は、事前連絡のうえ、委託者立会いのもと実施すること。

## 17 その他

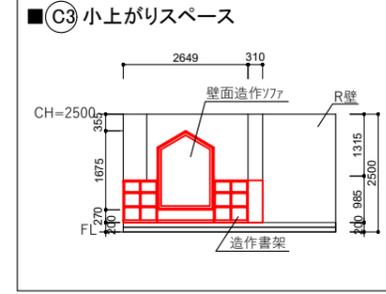
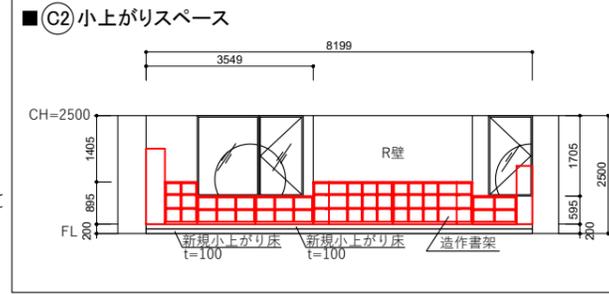
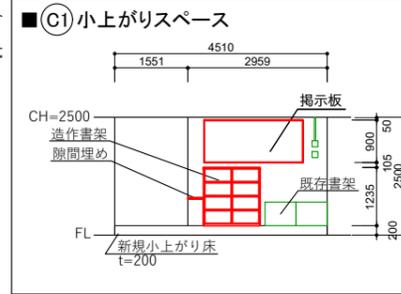
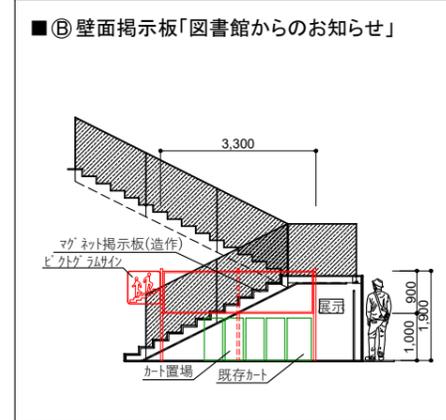
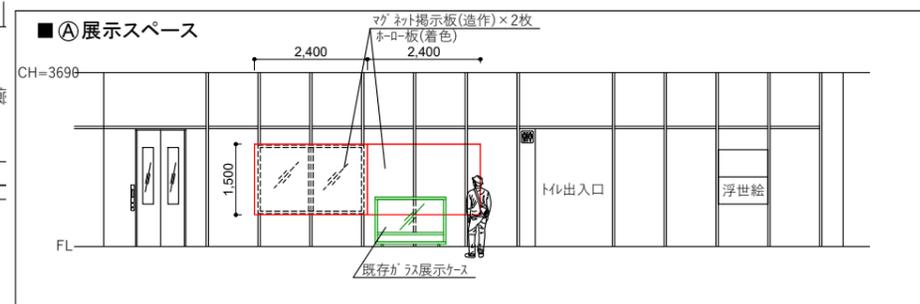
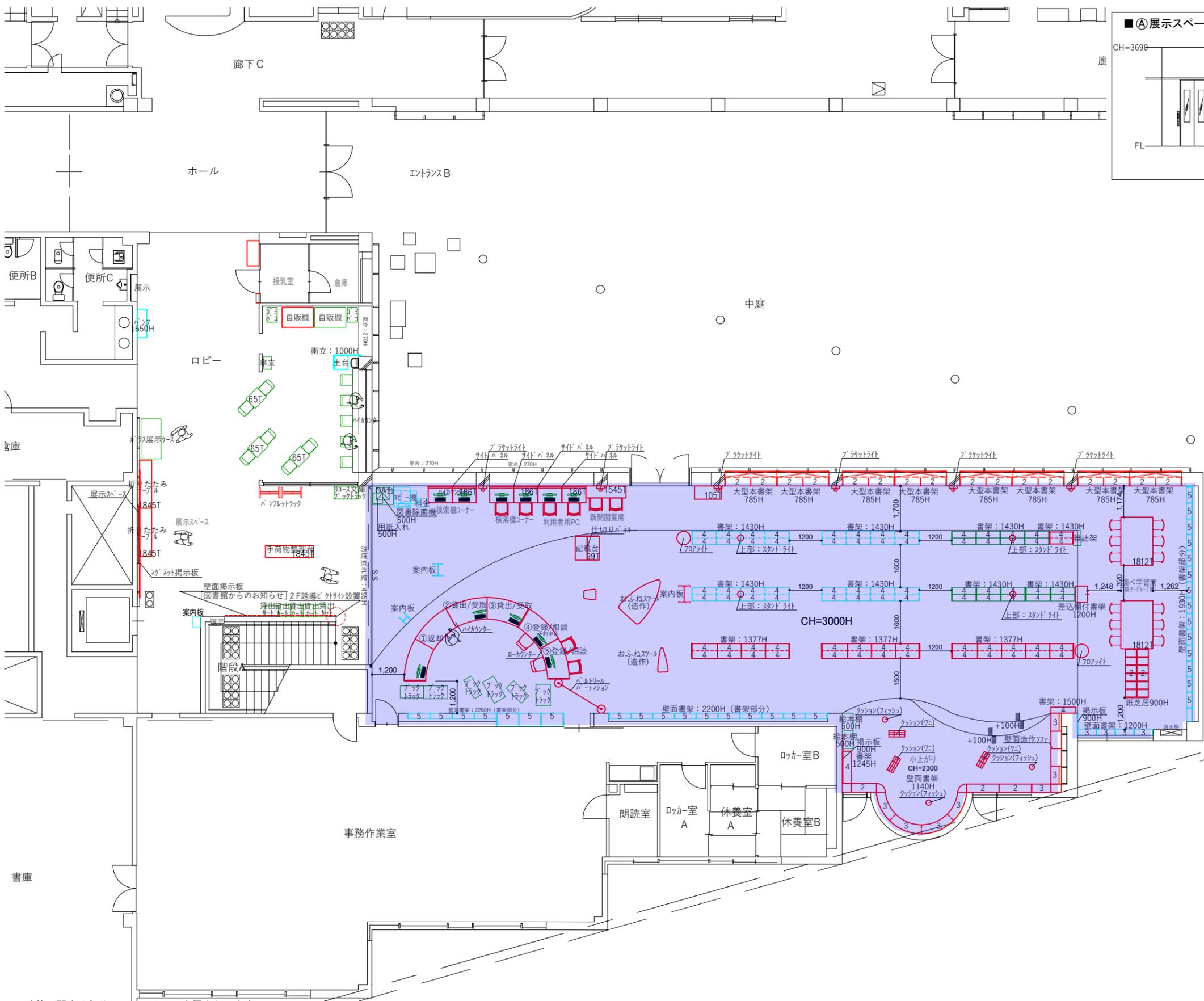
この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」（別紙）を遵守しなければならない。

## 18 添付資料

別紙1	エリア説明資料	
資料1	横浜市金沢図書館	什器リスト
資料2-1	横浜市金沢図書館	1階 レイアウト図
資料2-2	横浜市金沢図書館	2階 レイアウト図
資料3-1	横浜市金沢図書館	1階 現状図
資料3-2	横浜市金沢図書館	2階 現状図
資料3-3	横浜市金沢図書館	1階・2階 廃棄仕分け
資料4	横浜市金沢図書館	1階 授乳室入口 壁・木製扉資料
資料5-1	横浜市金沢図書館	1階 天井塗装範囲資料
資料5-2	横浜市金沢図書館	2階 天井塗装範囲資料
資料6-1	横浜市金沢図書館	1階・階段 ルースレイタイル作業範囲資料
資料6-2	横浜市金沢図書館	2階・階段 ルースレイタイル作業範囲資料
資料7	横浜市金沢図書館	1階 柱間書架 図面
資料8	横浜市金沢図書館	1階 展示スペース 壁掛け掲示板 図面
資料9	横浜市金沢図書館	1階階段下 脚付き掲示板 図面
資料10	横浜市金沢図書館	1階 小上がりスペース 図面
資料11-1	横浜市金沢図書館	1階 舟形ベンチ2段タイプ 図面
資料11-2	横浜市金沢図書館	1階 舟形ベンチ1段タイプ・スツール 図面
資料12-1	横浜市金沢図書館	2階 ソファ内コーナータイプ 図面
資料12-2	横浜市金沢図書館	2階 ソファ外コーナータイプ 図面
資料12-3	横浜市金沢図書館	2階 展示棚付書架 図面
資料13	横浜市金沢図書館	2階 前垂れ付ソファ 図面
資料14-1	横浜市金沢図書館	1階 LAN 現状図
資料14-2	横浜市金沢図書館	1階 電話 現状図
資料14-3	横浜市金沢図書館	1階 電源 現状図
資料14-4	横浜市金沢図書館	2階 LAN 現状図
資料14-5	横浜市金沢図書館	2階 電源 現状図
資料15-1	横浜市金沢図書館	1階 LAN レイアウトプラン
資料15-2	横浜市金沢図書館	1階 電話 レイアウトプラン
資料15-3	横浜市金沢図書館	1階 電源 レイアウトプラン
資料15-4	横浜市金沢図書館	2階 LAN レイアウトプラン
資料15-5	横浜市金沢図書館	2階 電源 レイアウトプラン

- 資料 1 5 - 6 横浜市金沢図書館 1階 照明 レイアウトプラン
- 資料 1 6 横浜市金沢図書館 1階 床はつり範囲図面
- 資料 1 7 - 1 横浜市金沢図書館 サイン・フィルム貼り プロット図
- 資料 1 7 - 2 横浜市金沢図書館 サイン計画図
- 資料 1 8 横浜市金沢図書館参考工程表 (イメージ)

# 【エリア説明】01こども図書室（範囲図）



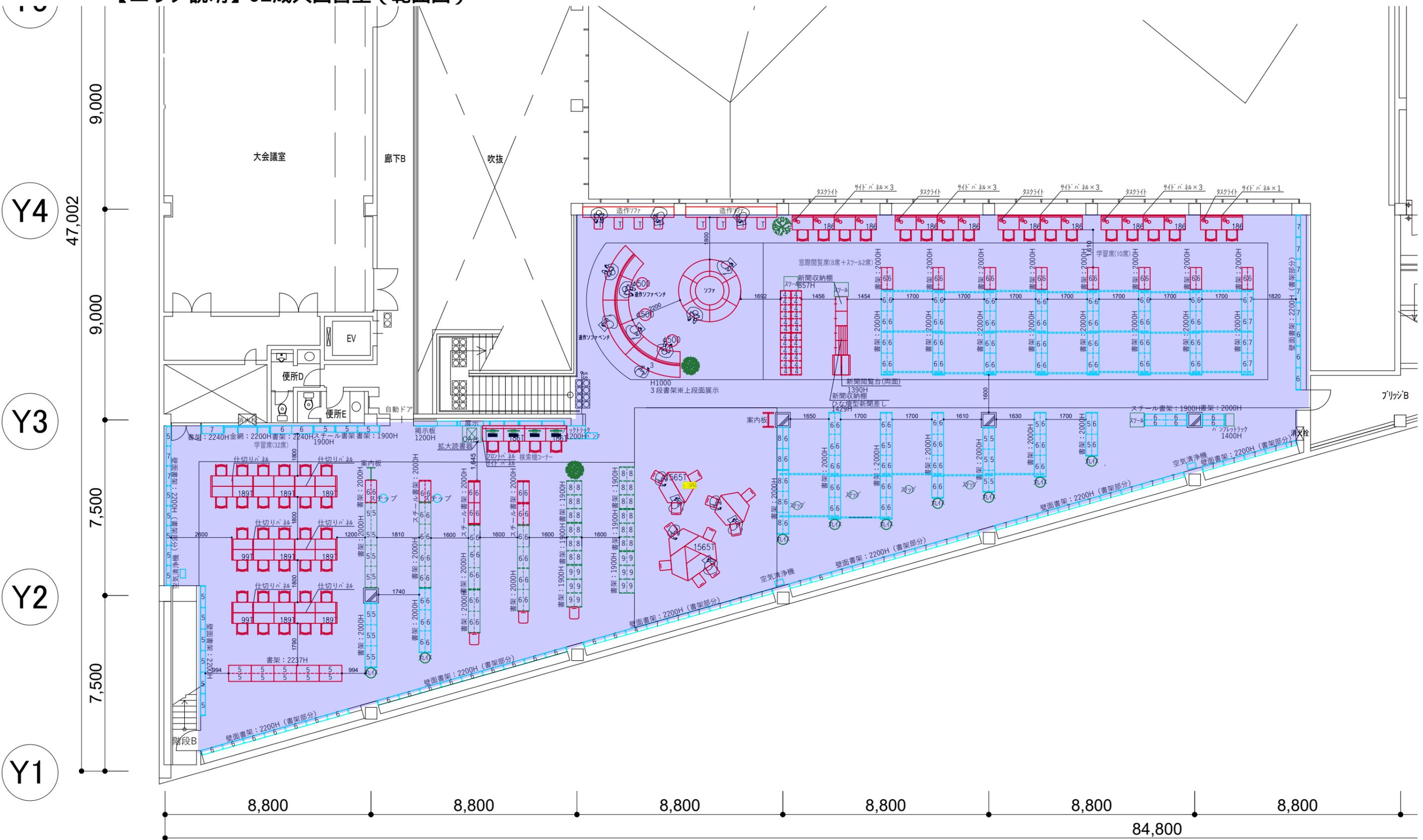
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/150 A3			横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE.	SUBJECT.	
26.01.08	Y-506	1F平面図	



【エリア説明】02成人図書室（範囲図）



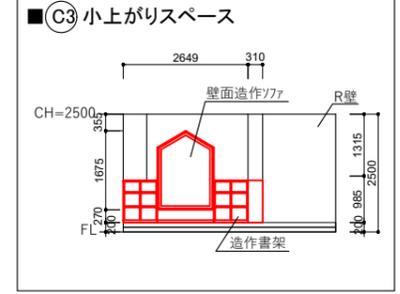
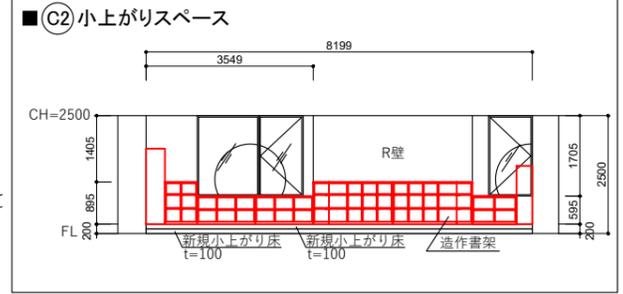
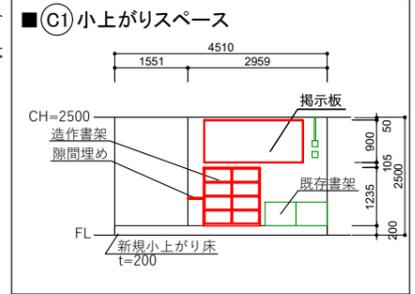
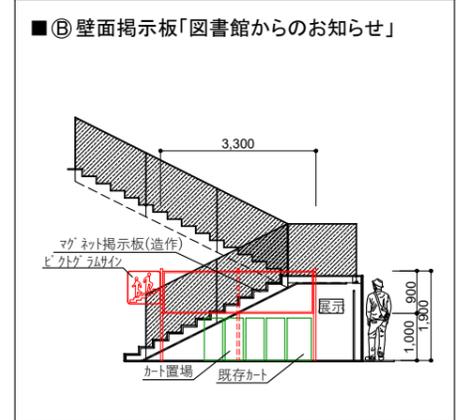
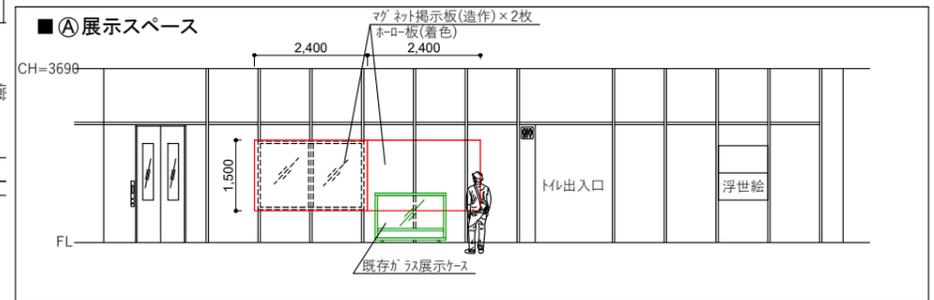
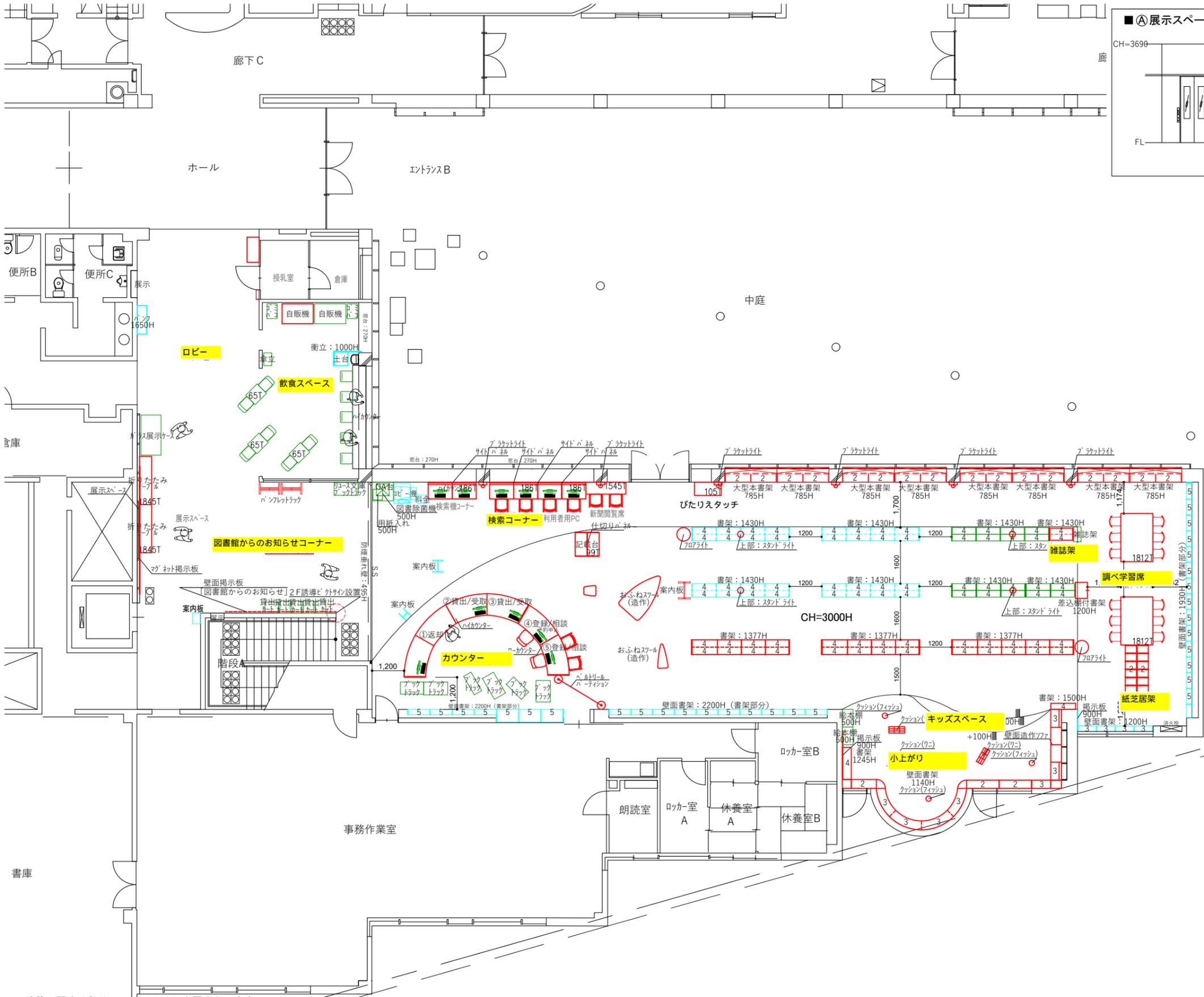
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No. Y-506	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 25.01.08	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F平面図	



# 【エリア説明】03こども図書室（什器リスト>エリア名）



建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/150 A3			横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE.	SUBJECT.	
26.01.08	Y-506	1F平面図	





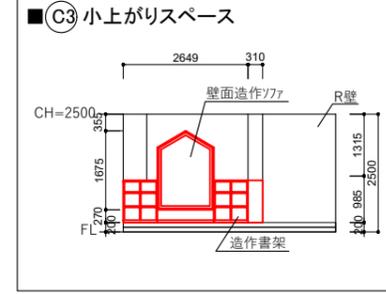
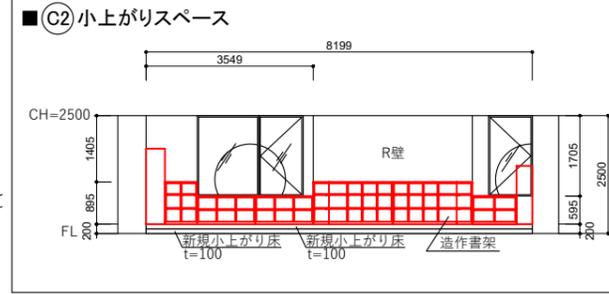
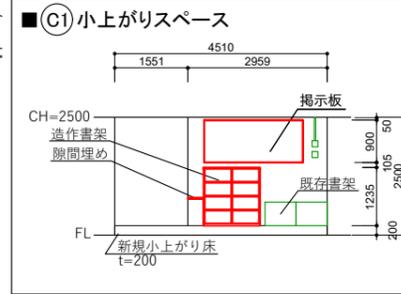
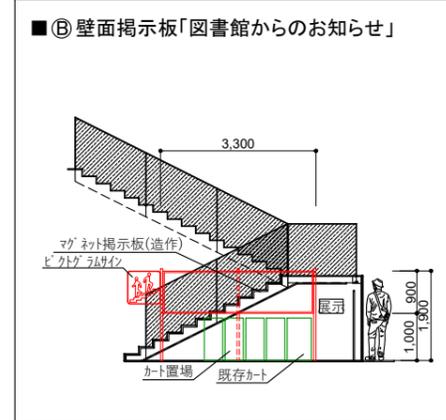
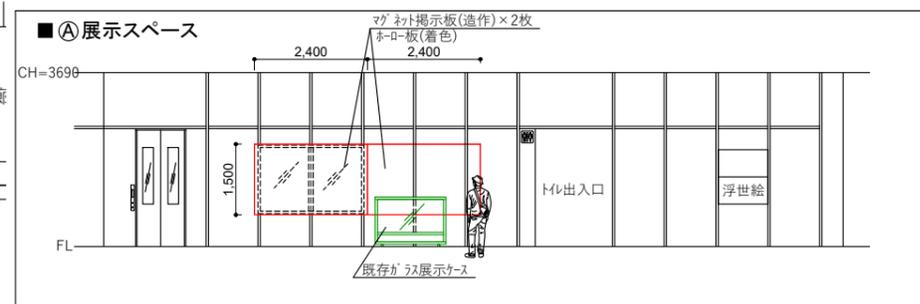
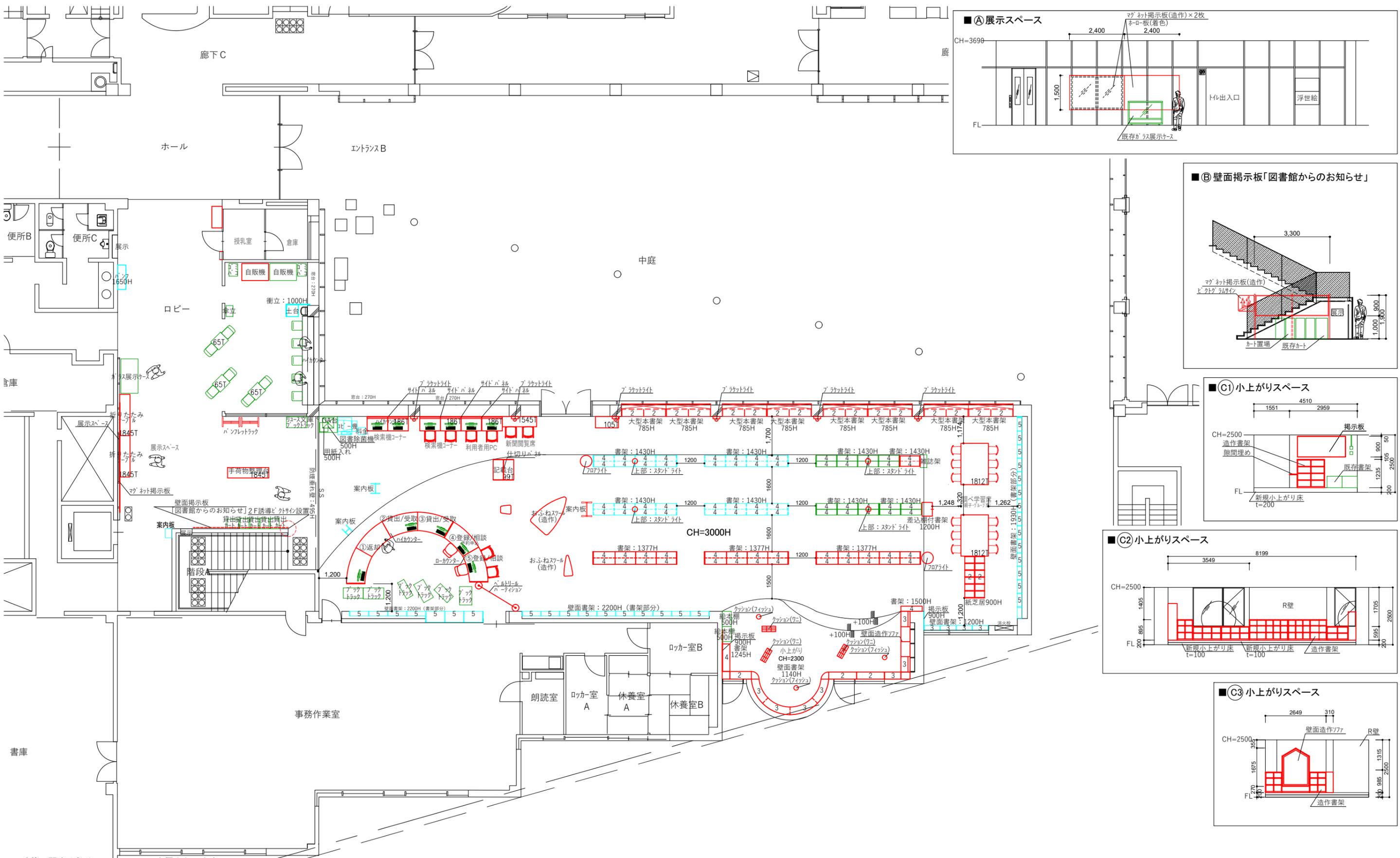
# 資料1 横浜市金沢図書館 什器リスト

横浜市金沢図書館 什器リスト

NO	707-	エリア1	エリア2	商品名	商品記号	数量	単位	仕様寸法	備考
1	1階	ロビー	展示スペース	折りたたみテーブル スレント 幕板なし 棚なし	THN-184LXL-W992	2	台	1800W*450D*720H	リストロックキャスター、天板：ホワイトオークM、脚：ホワイト
2	1階	ロビー	図書館からのお知らせコーナー	カセット式パンフレットスタンド 3列10段	VCCV-013-WH	2	台	775W*400D*1500H	本体：ホワイト
3	1階	ロビー	図書館からのお知らせコーナー	オリゴテーブル 4本脚(丸脚)角型 アジャスター 塗装脚	DCR-184HNRTA1WX	1	台	1800W*450D*720H	手荷物整理台、天板：ホワイトオークM、脚：ホワイト
4	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	インターリンクR パネル脚・片面タイプ スタートセット	CLR-186SLS-W992	1	台	1800W*630D*720H	検索台・利用者用PC台、天板：ホワイトオークM、脚：ホワイト
5	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	インターリンクR パネル脚・片面タイプ エンドセット	CLR-186ELS-W992	1	台	1800W*630D*720H	検索台・利用者用PC台、天板：ホワイトオークM、脚：ホワイト
6	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	インターリンクR スタンディングカウンター 片面・単独型	CLR-186GLH-W992	1	台	1800W*630D*1000H	検索台・利用者用PC台、天板：ホワイトオークM、脚：ホワイト
7	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	インターリンクR ダクトカバー スチール置き型 片面タイプ	CFLA-18DE-W9	3	台	900W*48D*18H	本体：ホワイト
8	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	インターリンクR 机上サイドパネル(中間用)	CLR-053XFR-W9C6	4	枚	22W*600D*330H	簡易取付クロスタイプ、張地：ライトグレー、フレーム：ホワイト
9	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	オリゴテーブル 4本脚(丸脚)角型 アジャスター 塗装脚	DCR-154HNRTA1WX	1	台	1500W*450D*720H	新聞閲覧台、天板：ホワイトオークM、脚：ホワイト
10	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	レスバスターチェア 座パッドタイプ・棚付	KLD511DRT1T1B3	6	脚	480W*490D*785H	脚・シェル：ブラック、張地：ビニールレザー ダルブルー
11	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	A F角型ハイタイプ	AF-0909HNAH-WX	1	台	900W*900D*1000H	記載台として使用、天板：ホワイトオークM、脚：ホワイト
12	1階	こども図書室	検索コーナーまわり	キャレル・間仕切り 据え置き型	9808-5113 サイタマクシカイ	1	台	880W*450H	記載台に設置
13	1階	こども図書室	カウンターまわり	N Vカウンター ハイカウンター ラウンドタイプ 基本外R	NV-560HRS-9292SO	4	台	1553W*800D*850H	天板：ホワイトオークM、フロントパネル：アイカ化粧シート オルティノ VW-499C貼り(木目：横方向)、奥行・高さ・配線キャップ付に変更
14	1階	こども図書室	カウンターまわり	N Vカウンター ローカウンター ラウンドタイプ 基本外R	NV-587KRS-9292SO	2	台	1553W*800D*730H	天板：ホワイトオークM、フロントパネル：アイカ化粧シート オルティノ VW-499C貼り(木目：横方向)
15	1階	こども図書室	カウンターまわり	N Vカウンター 全面連結パネル 右ハイフレーム/左ロー連結	NVA-080RHKB-92SO	1	枚	26W*804D*852H	アイカ化粧シート オルティノ VW-499C貼り(木目：縦方向)、高さ変更、通線用穴付
16	1階	こども図書室	カウンターまわり	N Vカウンター エンドパネルハイカウンターフレームタイプ用右	NVA-080RHB-92SO	1	枚	26W*804D*852H	アイカ化粧シート オルティノ VW-499C貼り(木目：縦方向)
17	1階	こども図書室	カウンターまわり	N Vカウンター エンドパネル ローカウンター基本タイプ用	NVA-087LKB-92SO	1	枚	26W*804D*732H	アイカ化粧シート オルティノ VW-499C貼り(木目：縦方向)
18	1階	こども図書室	カウンターまわり	N Vカウンター ハイカウンター用連結フレーム	NVP-10CSO	3	台		奥行・高さ変更
19	1階	こども図書室	カウンターまわり	N Vカウンター ローカウンター用連結フレーム	NVP-7C	1	台	63W*400D*623H	
20	1階	こども図書室	カウンターまわり	N Vカウンター ハイカウンター用補助パネル	NVP-10KN-ZGSO	1	台	15W*140D*824H	アイカ化粧シート オルティノ VW-499C貼り(木目：縦方向)、高さ変更
21	1階	こども図書室	カウンターまわり	レヴィチェア ローバック アルミミラー5本脚 肘なし	KG-520PVM-Z9C3	2	脚	642W*589D*872H	張地：ダークグレーC
22	1階	こども図書室	カウンターまわり	デコボコチェア b o c oタイプ クッション付	KJA-760DK-TNN2	2	脚	495W*510D*785H	木部：ノルディックバーチ、脚：サテンブラック、張地：ウレタンレザー インディゴブルー
23	1階	こども図書室	その他	ベルトリールパーテーション 標準タイプ	PHA-BR012-RD	2	台	300W*300D*859H	ベルトカラー：レッド
24	1階	こども図書室	その他	インフォメーションボード ホワイトボード/掲示板	BNN-0609KW1-W9	1	台	645W*450D*1400H	本体：ホワイト
25	1階	こども図書室	その他	コンパクトデスク	CWT23-1050F TOKIO	1	台	1000W*500D*720H	びたりえたち設置用
26	1階	こども図書室	調べ学習席	閲覧テーブル/長方形/NA型(φ70丸脚)	23053-Tキブドウ	2	台	1800W*1200D*580H	天板：ナチュラルウッド
27	1階	こども図書室	調べ学習席	閲覧椅子 T-M型	38535-Yキブドウ	12	脚	445W*440D*690H	S H 3 7 0、レザー張り(黄緑)
28	1階	こども図書室	調べ学習席	差込棚付書架	9122-0425 サイタマクシカイ	1	台	600W*450D*1200H	
29	1階	こども図書室	キッズスペース	壁掛式アルミフレーム掲示板	BBW-1809K	1	枚	1800W*17D*900H	
30	1階	こども図書室	キッズスペース	クッション ポプルス ワニ	品番：BO104024222J	3	個	595W*240D*180H	色：ブルーグレー
31	1階	こども図書室	キッズスペース	クッション ポプルス フィッシュ	EANコード：5704531018064	3	個	300W*300D*200H	色：サンドグレー
32	1階	こども図書室	小上がり側 両面書架	L Bタイプ児童書架 4段両面 単体 上段ディスプレイ架付	PLC-13BES-1D-W9SO	3	台	968W*550D*1377H	木部：メープル、本体：ホワイト
33	1階	こども図書室	小上がり側 両面書架	L Bタイプ児童書架 4段両面 連増 上段ディスプレイ架付	PLC-13BES-0D-W9SO	10	台	900W*550D*1377H	木部：メープル、本体：ホワイト

NO	707-	エリア1	エリア2	商品名	商品記号	数量	単位	仕様寸法	備考
34	1階	こども図書室	小上がり側 両面書架	L B書架 床固定金具 中間用	PLBNP-KF-W9	20	台	130W*46D*13H	本体：ホワイト
35	1階	こども図書室	小上がり側 両面書架	L B書架 床固定金具 エンド用	PLBNP-KE-W9	12	台	56W*83D*13H	本体：ホワイト
36	1階	こども図書室	小上がり側 両面書架	L B書架 背当たりプレート	PLBNP-S-W9	39	本	896W*25D*50H	本体：ホワイト
37	1階	こども図書室	紙芝居架	紙芝居架 2段両面 2連	PLC-09CBD-2D-97	1	台	1824W*860D*900H	木部：メープル
38	1階	こども図書室	図面 調べ学習席左側 片面書架	L W書架 標準書架 片面タイプ 1連 4段	PLW-15CBA-1S-97	1	台	930W*215D*1500H	木部：メープル
39	1階	こども図書室	図面 調べ学習席左側 片面書架	壁固定金具	EQ-A41-W9	1	セット	40W*120D*70H	2ヶ1セット、本体：ホワイト
40	1階	こども図書室	雑誌架横 両面書架	L B書架 クローズタイプ 標準書架 両面タイプ 単体 4段	PLBN-16BAS-1D-ISO	1	台	968W*480D*1430H	高さ変更、木部：メープル、本体：ホワイト
41	1階	こども図書室	雑誌架横 両面書架	L B書架 床固定金具 エンド用	PLBNP-KE-W9	4	台	56W*83D*13H	本体：ホワイト
42	1階	こども図書室	雑誌架横 両面書架	L B書架 背当たりプレート	PLBNP-S-W9	4	本	896W*25D*50H	本体：ホワイト
43	1階	こども図書室	書架エンドパネルサイン他	エンドパネルサイン・アクリル挟み込みタイプ	PLBNP-01ESA	18	台	10W*410D*360H	
44	1階	こども図書室	書架エンドパネルサイン他	低書架天板上サイン	PLWS-01TTA	4	台	410W*10D*360H	
45	2階	成人図書室	円型ソファ席まわり	k. lounge ソファ ハイバック 60°カーブ、アウトサイド	KNKL-8GH-SGSO	6	台	1320W*720D*865H	ビニールレザーに張替
46	2階	成人図書室	円型ソファ席まわり	エスパティオ NT 高さ可動タイプ 丸天板	EPT-PLTAR934691	3	台	500W*500D*700H	脚・天板：アトランティコブルー、ハンドル：キャルホワイト
47	2階	成人図書室	円型ソファ席まわり	エスパティオ NT 高さ可動タイプ 角天板	EPT-PLTBR934691	8	台	500W*365D*700H	脚・天板：アトランティコブルー、ハンドル：キャルホワイト
48	2階	成人図書室	窓側閲覧席	インターリンクR パネル脚・片面タイプ スタートセット	CLR-186SLS-W992	4	台	1800W*630D*720H	天板：ホワイトオークM、本体：ホワイト
49	2階	成人図書室	窓側閲覧席	インターリンクR パネル脚・片面タイプ エンドセット	CLR-186ELS-W992	4	台	1800W*630D*720H	天板：ホワイトオークM、本体：ホワイト
50	2階	成人図書室	窓側閲覧席	インターリンクR パネル脚・片面タイプ 単独型	CLR-186GLS-W992	1	台	1800W*630D*720H	天板：ホワイトオークM、本体：ホワイト
51	2階	成人図書室	窓側閲覧席	インターリンクR ダクトカバー スチール置き型 片面タイプ	CFLA-18DE-W9	9	台	900W*48D*18H	本体：ホワイト
52	2階	成人図書室	窓側閲覧席	インターリンクR 机上サイドパネル（中間用）	CLR-053XFR-W9C6	13	枚	22W*600D*330H	簡易取付クロスタイプ、張地：ライトグレー、フレーム：ホワイト
53	2階	成人図書室	窓側閲覧席	L E Dタスクライト	DEL-Z8NSL	18	台	160W*160D*472H	本体：シルバー
54	2階	成人図書室	窓側閲覧席	デコボコチェア bocoタイプ クッション付	KJA-760DK-TTN2	18	脚	495W*510D*785H	木部：トリニティオーク、脚：サテンブラック、張地：ウレタンレザー インディゴブルー
55	2階	成人図書室	窓側閲覧席側 両面書架	L B書架 クローズタイプ 標準書架 両面タイプ 単体 6段	PLBN-22BAS-1D-ISO	8	台	968W*480D*2000H	木部：メープル、本体：ホワイト
56	2階	成人図書室	窓側閲覧席側 両面書架	L B書架 床固定金具 エンド用	PLBNP-KE-W9	32	台	56W*83D*13H	本体：ホワイト
57	2階	成人図書室	窓側閲覧席側 両面書架	L B書架 背当たりプレート	PLBNP-S-W9	48	本	896W*25D*50H	本体：ホワイト
58	2階	成人図書室	新聞整理棚・新聞閲覧台	新聞収納棚（6段）	9121-5036 サイマフクシカイ	4	台	626W*525D*857H	
59	2階	成人図書室	新聞整理棚・新聞閲覧台	ひな壇型新聞差し（台なし）	9121-5037 サイマフクシカイ	2	台	624W*525D*572H	
60	2階	成人図書室	新聞整理棚・新聞閲覧台	新聞閲覧台（両面）	9121-5039 サイマフクシカイ	1	台	850W*747D*1390H	
61	2階	成人図書室	新聞整理棚・新聞閲覧台	雑誌架/木製/K-24型	2153-T キョウドウ	4	台	1800W*450D*1687H	A4 4冊24誌収納（展示部）
62	2階	成人図書室	ティーンズコーナー	アクティブフィールド 台形型 キャスター脚	AF-1506DNC-WX	8	台	1471W*650D*720H	天板：ホワイトオークM、脚：ホワイト
63	2階	成人図書室	ティーンズコーナー	オリカチェア 4本脚タイプ WOODtone	KLD-760DK-WDN2	14	脚	460W*520D*785H	背：トリニティオークライト、脚フレーム：ホワイト、座面：ウレタンレザー インディゴブルー
64	2階	成人図書室	案内板	インフォメーションボード ホワイトボード/掲示板	BNN-0609KW1-W9	1	台	645W*450D*1400H	本体：ホワイト
65	2階	成人図書室	検索コーナー	インターリンク 閲覧テーブル 片面 スタートセット	PLJ-186SL1-W992	1	台	1802W*660D*720H	天板：ホワイトオークM、本体：ホワイト
66	2階	成人図書室	検索コーナー	インターリンク 閲覧テーブル 片面 エンドセット	PLJ-186EL1-W992	1	台	1802W*660D*720H	天板：ホワイトオークM、本体：ホワイト

NO	707-	エリア1	エリア2	商品名	商品記号	数量	単位	仕様寸法	備考
67	2階	成人図書室	検索コーナー	インターリンク 閲覧テーブル机上セット フロントパネル付片面	PLJA-18GLPN1-Z5	2	台	1800W*120D*550H	コンセントなし、本体：シルバー、アクリル：ホワイトフロスト
68	2階	成人図書室	検索コーナー	インターリンク 閲覧テーブル エンドパネル（左右セット）	PLJA-064EXH1-CW	1	セット	5W*600D*530H	本体：シルバー、アクリル：ホワイトフロスト
69	2階	成人図書室	検索コーナー	インターリンク 閲覧テーブル サイドパネル（中間用）	PLJA-064CXH1-CW	2	枚	5W*600D*530H	本体：シルバー、アクリル：ホワイトフロスト
70	2階	成人図書室	検索コーナー	インターリンク 閲覧テーブル サイドパネル（連増用）	PLJA-064TXH1-CW	1	枚	5W*600D*530H	本体：シルバー、アクリル：ホワイトフロスト
71	2階	成人図書室	検索コーナー	レスバステア 座パッドタイプ・棚付	KLD511DRT1T1K3	4	脚	480W*490D*785H	脚・シェル：ブラック、張地：ビニールレザー シュガーブラウン
72	2階	成人図書室	学習席	オリゴテーブル 4本脚（丸脚）角型 アジャスター	DCR-099HNRTA1WX	2	台	900W*900D*720H	天板：ホワイトオークM、本体：ホワイト
73	2階	成人図書室	学習席	オリゴテーブル 4本脚（丸脚）角型 アジャスター	DCR-189HNRTA1WX	7	台	1800W*900D*720H	天板：ホワイトオークM、本体：ホワイト
74	2階	成人図書室	学習席	デコボコチェア b o c oタイプ クッション付	KJA-760DK-TTN2	32	脚	495W*510D*785H	木部：トリニティオーク、脚：サテンブラック、張地：ウレタンレザー インディゴブルー
75	2階	成人図書室	学習席	キャレル・間仕切り 据え置き型	9808-5113 サイタマクシカイ	16	台	880W*450H	
76	2階	成人図書室	学習席	キャレル・間仕切り クランプ型	9808-5101 サイタマクシカイ	26	台		
77	2階	成人図書室	検索機コーナー背面 両面書架	L B書架 クローズタイプ 標準書架 両面タイプ 単体 6段	PLBN-22BAS-1D-ISO	4	台	968W*480D*2000H	木部：メープル、本体：ホワイト
78	2階	成人図書室	検索機コーナー背面 両面書架	L B書架 クローズタイプ 標準書架 両面タイプ 連増 6段	PLBN-22BAS-0D-ISO	2	台	900W*480D*2000H	木部：メープル、本体：ホワイト
79	2階	成人図書室	検索機コーナー背面 両面書架	L B書架 床固定金具 中間用	PLBNP-KF-W9	4	台	130W*46D*13H	本体：ホワイト
80	2階	成人図書室	検索機コーナー背面 両面書架	L B書架 床固定金具 エンド用	PLBNP-KE-W9	16	台	56W*83D*13H	本体：ホワイト
81	2階	成人図書室	検索機コーナー背面 両面書架	L B書架 背当たりプレート	PLBNP-S-W9	36	本	896W*25D*50H	本体：ホワイト
82	2階	成人図書室	学習席エリア 大型本書架	L B書架 クローズタイプ 大型本書架 両面タイプ 単体 5段	PLBN-22BCS-1D-1	1	台	968W*690D*2237H	木部：メープル、本体：ホワイト
83	2階	成人図書室	学習席エリア 大型本書架	L B書架 クローズタイプ 大型本書架 両面タイプ 連増 5段	PLBN-22BCS-0D-1	4	台	900W*690D*2237H	木部：メープル、本体：ホワイト
84	2階	成人図書室	学習席エリア 大型本書架	L B書架 床固定金具 中間用	PLBNP-KF-W9	8	台	130W*46D*13H	
85	2階	成人図書室	学習席エリア 大型本書架	L B書架 床固定金具 エンド用	PLBNP-KE-W9	4	台	56W*83D*13H	本体：ホワイト
86	2階	成人図書室	学習席エリア 大型本書架	L B書架 背当たりプレート	PLBNP-S-W9	25	本	896W*25D*50H	本体：ホワイト
87	2階	成人図書室	書架エンドパネルサイン他	エンドパネルサイン・アクリル挟み込みタイプ	PLBNP-01ESA	45	台	10W*410D*360H	
88	2階	成人図書室	書架エンドパネルサイン他	低書架天板上サイン	PLWS-01TTA	4	台	410W*10D*360H	
89	2階	成人図書室	生植栽他	生植栽 フィカス（アムステルダムキング）	X	1	本	H1500-1800	
90	2階	成人図書室	生植栽他	生植栽 ツピタンサス	X	1	本	H1500-1800	
91	2階	成人図書室	生植栽他	生植栽 ドラセナ（ソングオブジャマイカ）	X	1	本	H1500-1800	
92	2階	成人図書室	生植栽他	ペータ キューブプランター ペアロックM	X	3	台	450W*450D*450H	オフホワイト

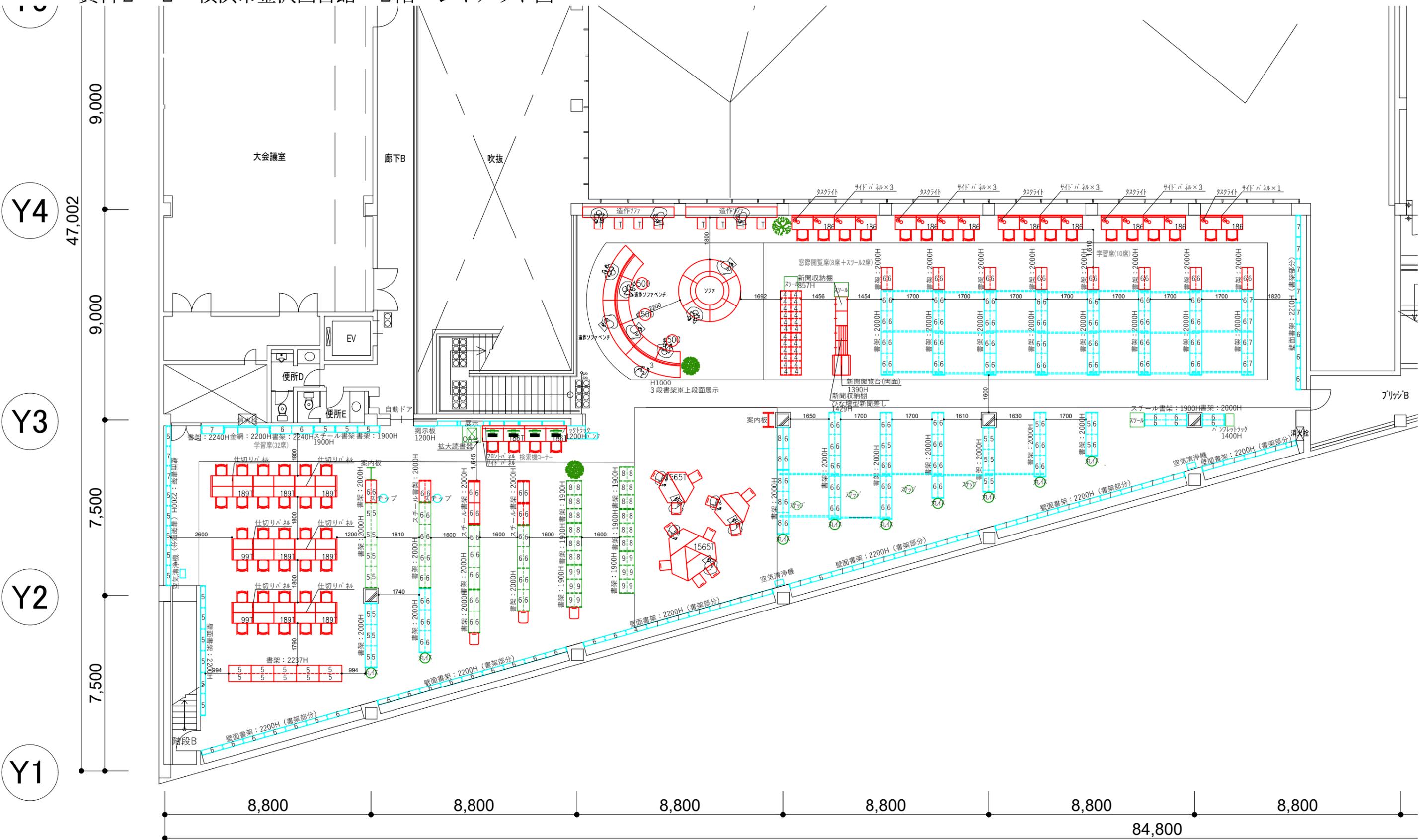


建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
  - 移動什器
  - 入替什器
  - 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 26.01.08	CODE. Y-506	SUBJECT. 1F平面図	ITOKI

資料2-2 横浜市金沢図書館 2階 レイアウト図

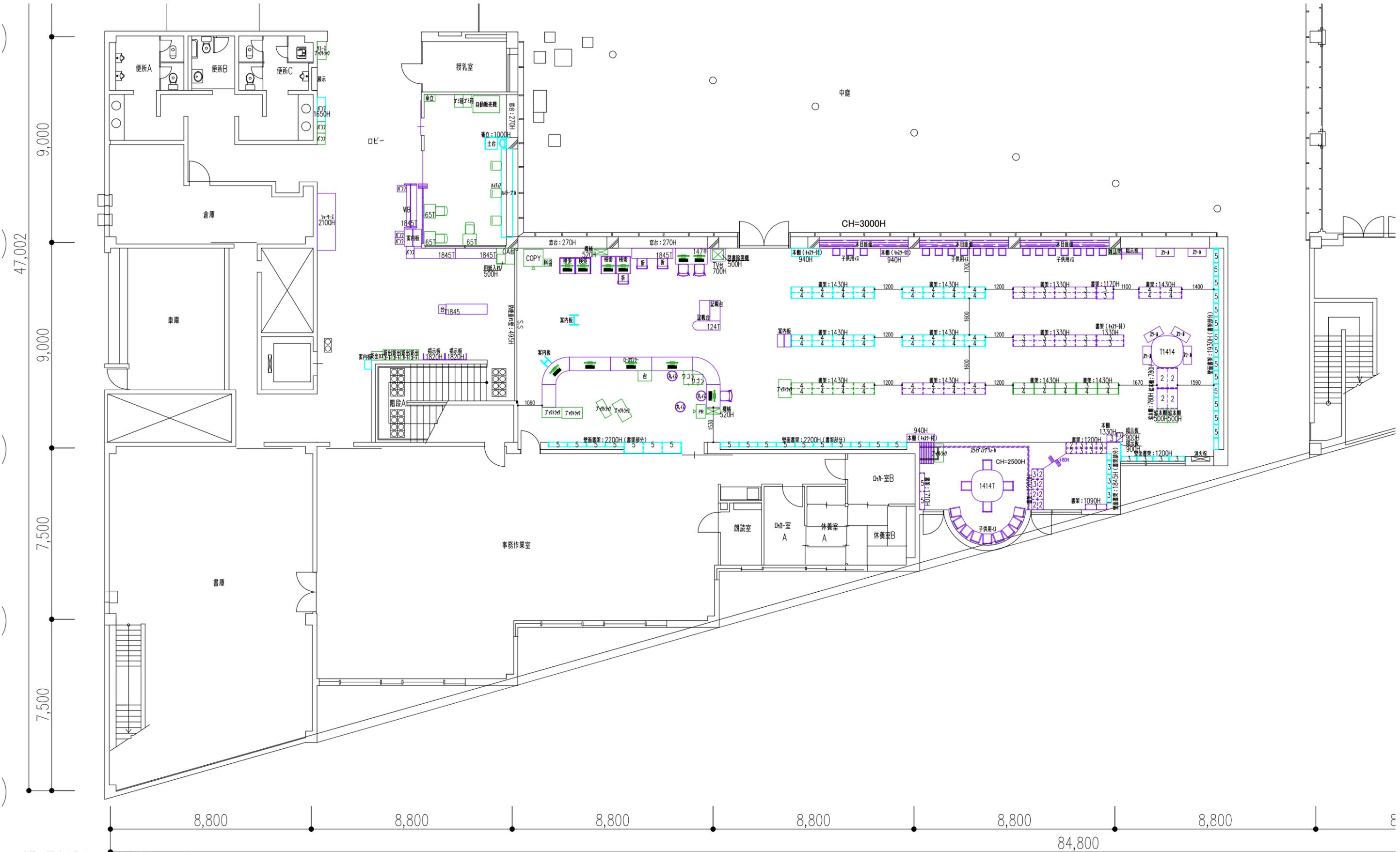


建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No. REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 25.01.08	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F平面図





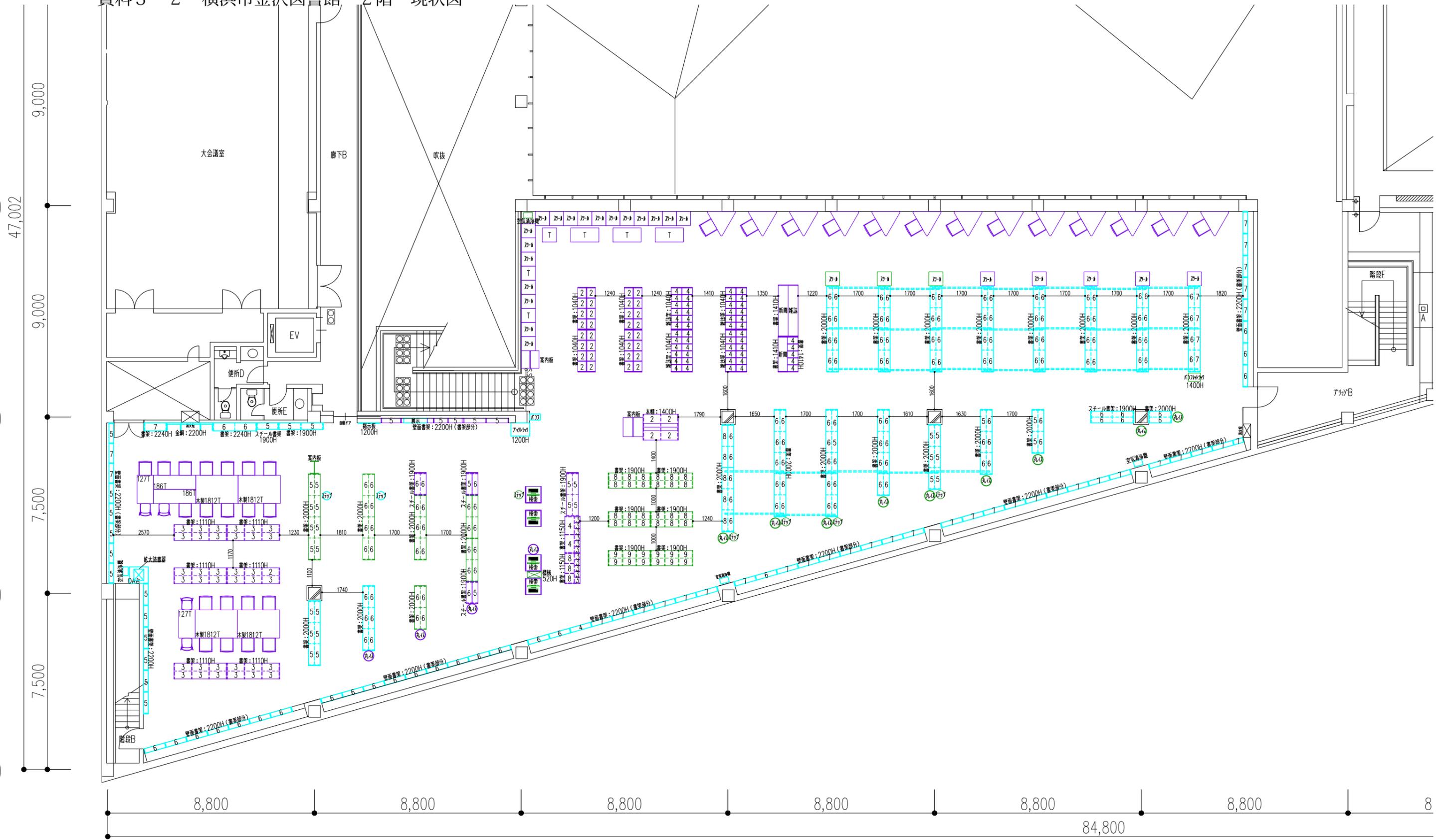
建築に関する部分については現況を優先とします。  
 各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE.	1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT.
DATE	26.01.08	CODE.	Y-506	横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
				SUBJECT.
				1F現状図



資料3-2 横浜市金沢図書館 2階 現状図



建築に関する部分については現況を優先とします。  
 各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No. Y-506	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 27 25.12.26	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F現状図	





建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存仕器
  - 移動仕器
  - 入替仕器
  - 新規仕器

SCALE. 1/150 A3

DWG.No. Y-506

REV.

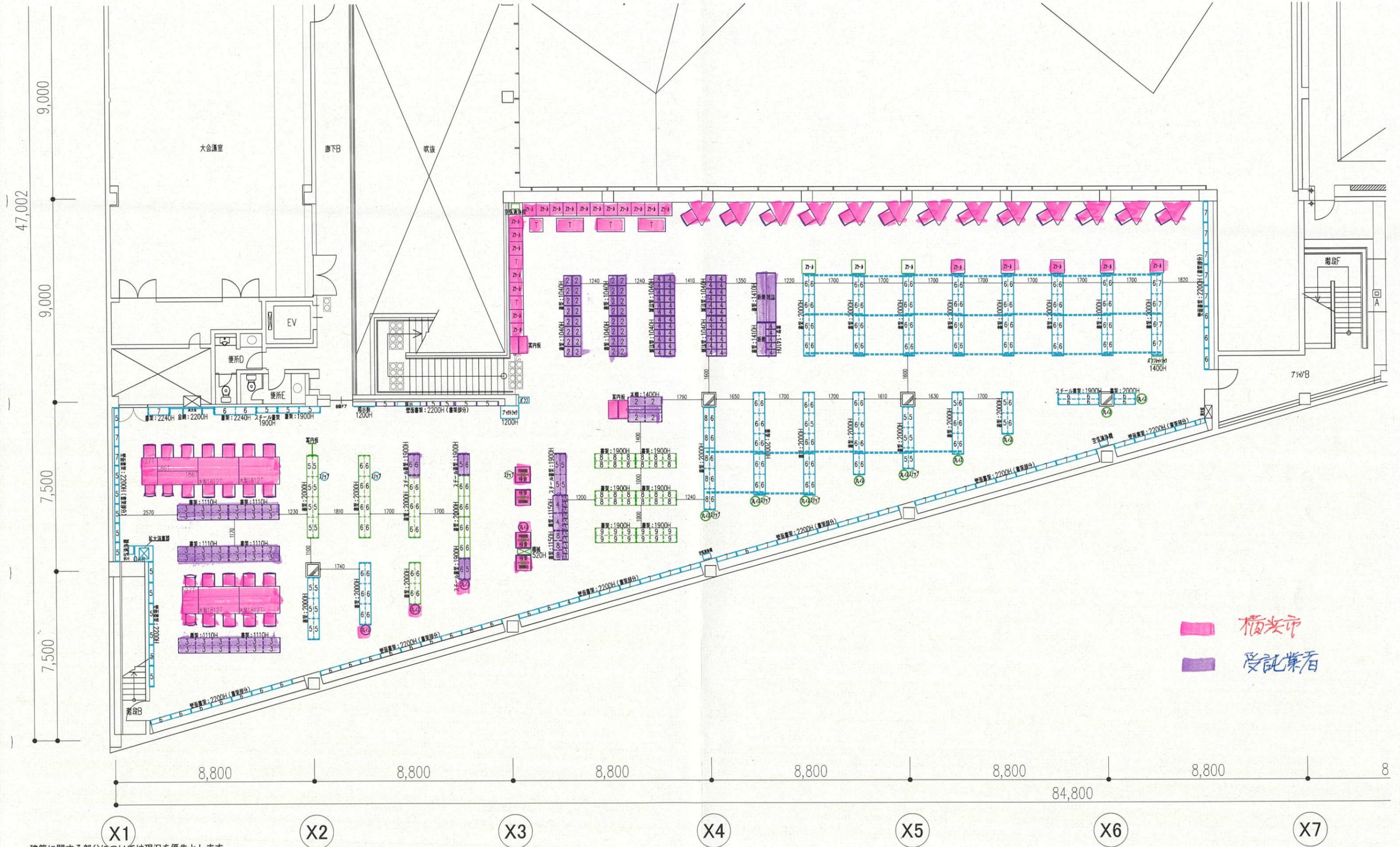
PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館

DATE

CODE. Y-506

SUBJECT. 1F現状図





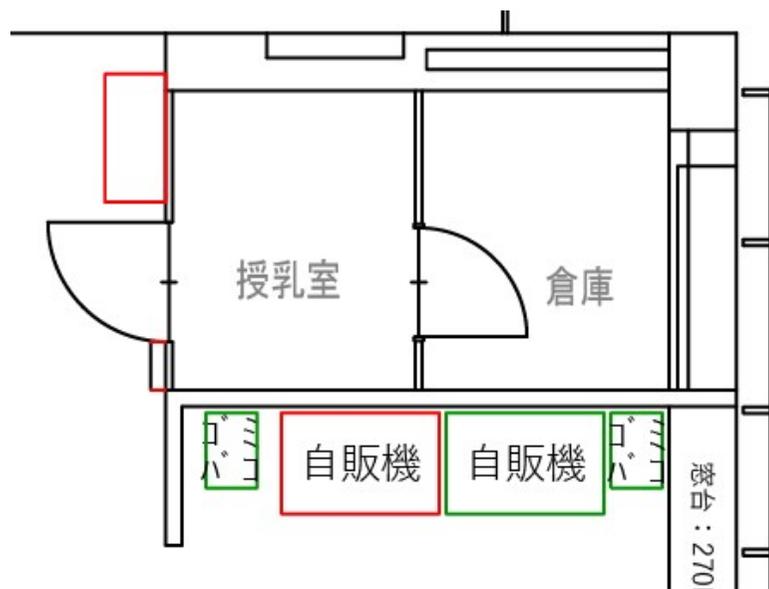
横浜市  
 新規業者

建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

凡例  
既存什器   
 移動什器   
 入替什器   
 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F現状図	ITOKI

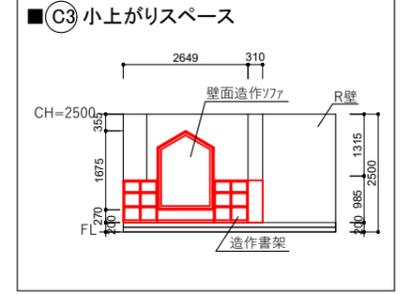
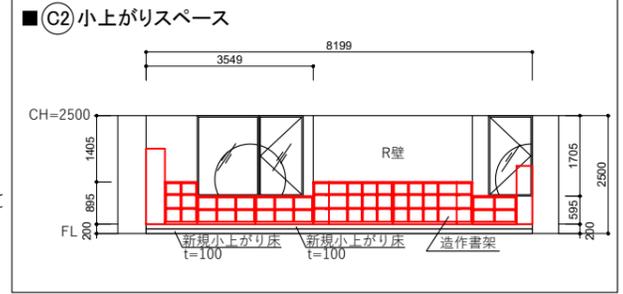
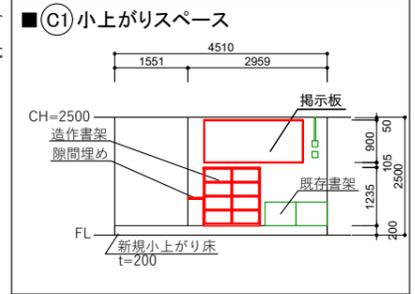
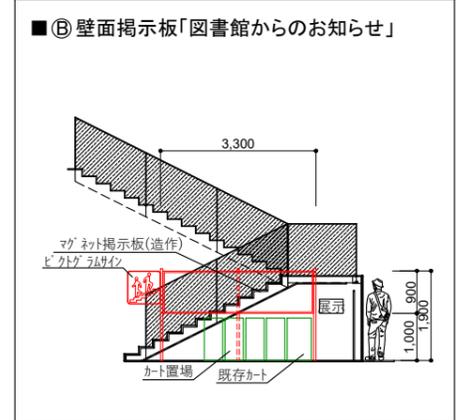
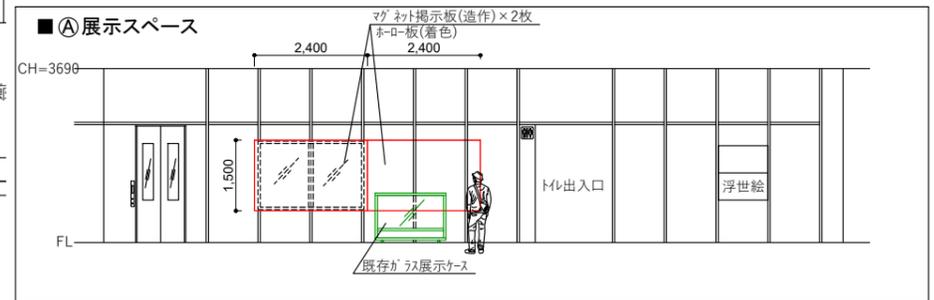
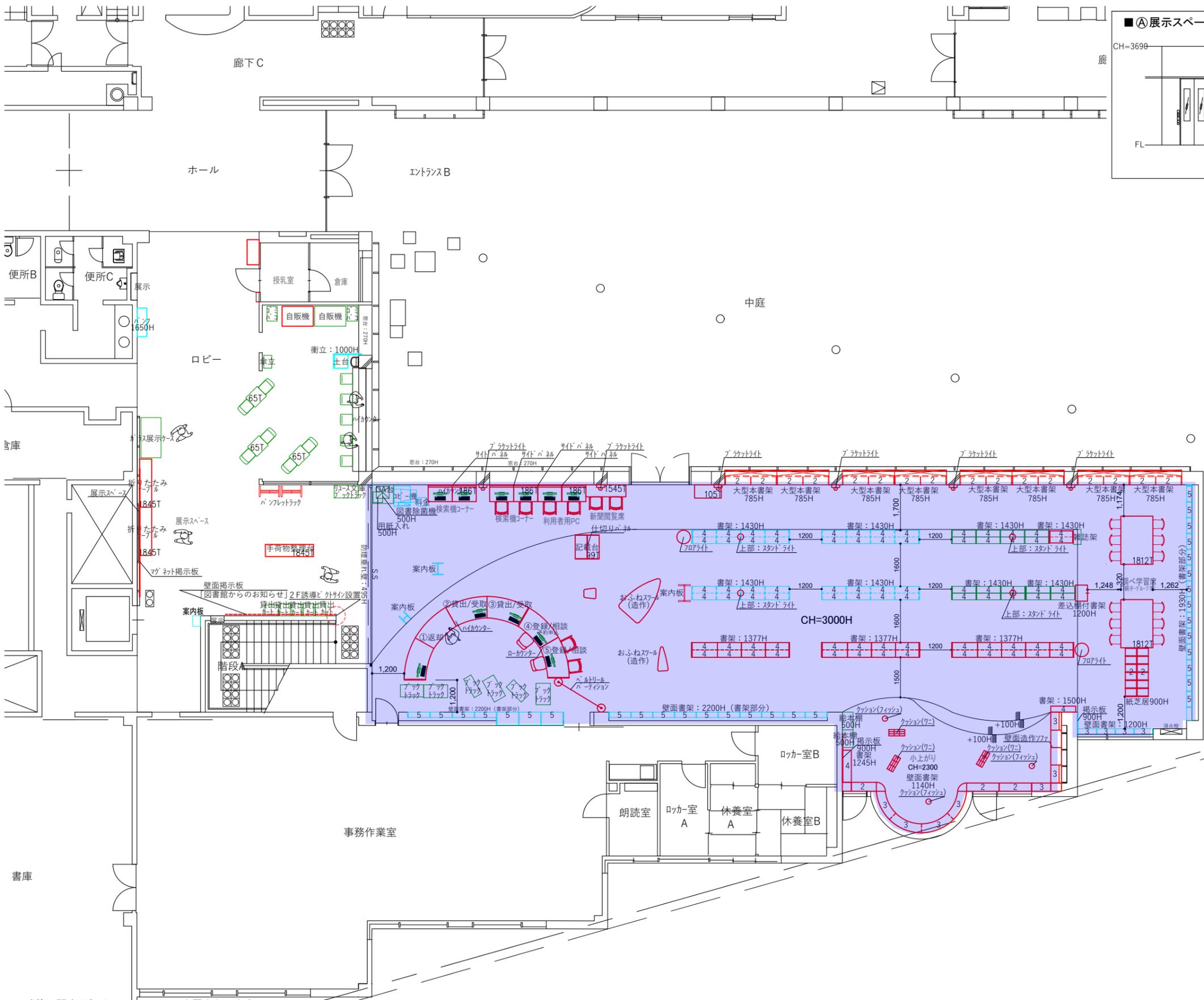
資料4 横浜市金沢図書館 1階 授乳室入口 壁・木製扉資料



※イメージ



ダイノック DW-2206

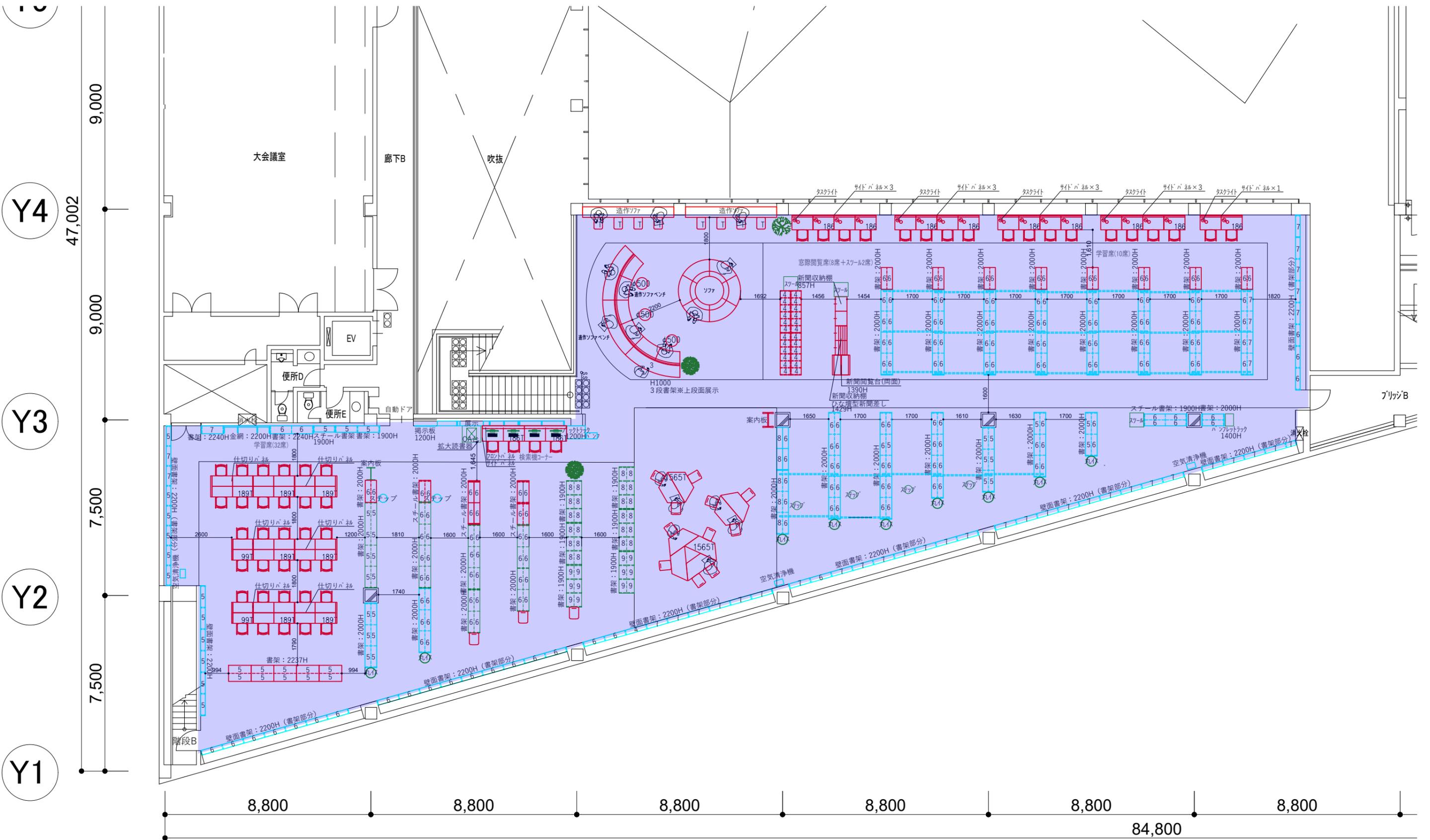


建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/150 A3			横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE.	SUBJECT.	
26.01.08	Y-506	1F平面図	





建築に関する部分については現況を優先とします。  
 各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No. REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 25.01.08	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F平面図





床貼り分けプラン



塩ビ床タイル  
TTN3213/TOLI



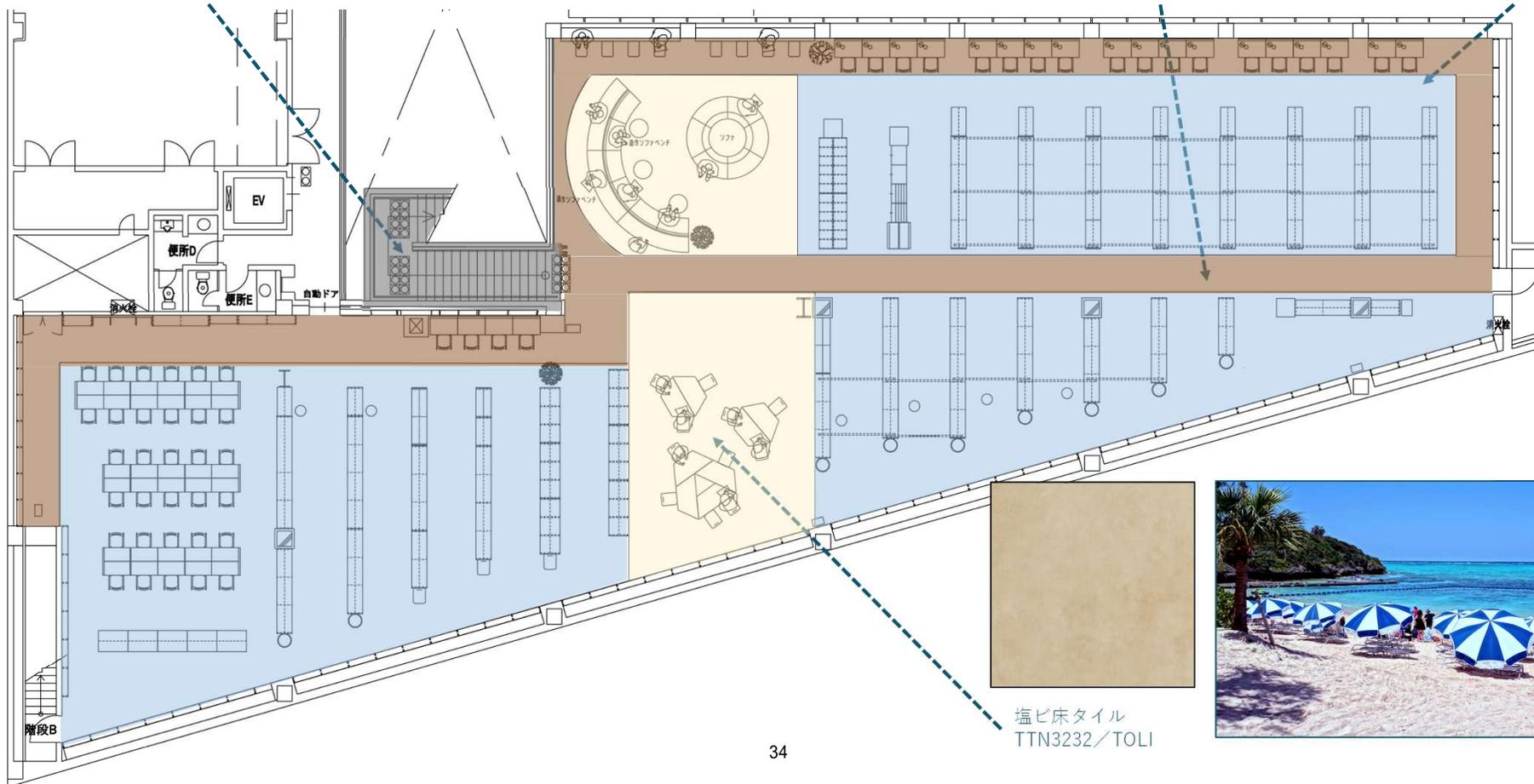
イメージ



塩ビ床タイル  
TTN3118/TOLI



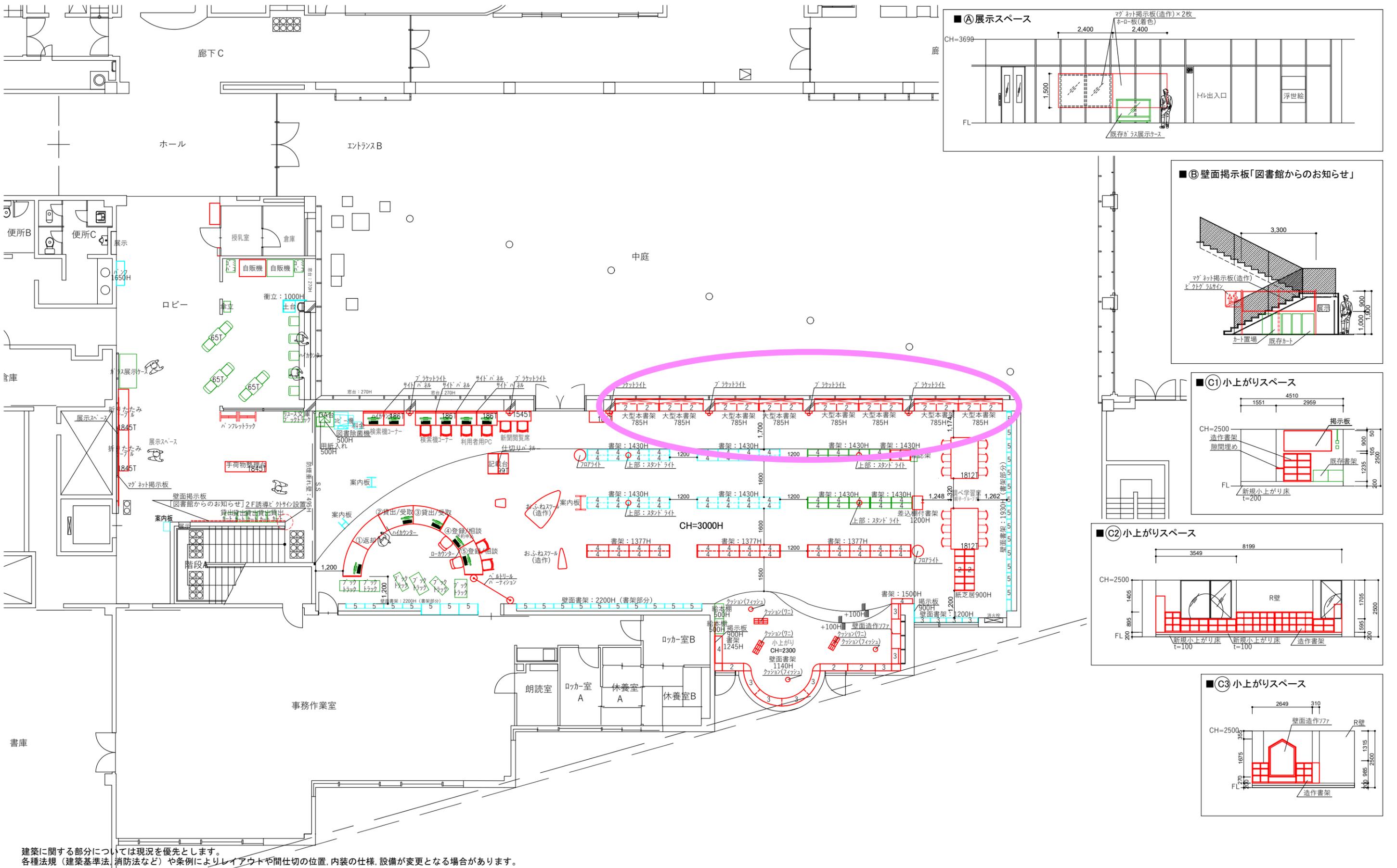
塩ビ床タイル  
TTN7003/TOLI



塩ビ床タイル  
TTN3232/TOLI



イメージ



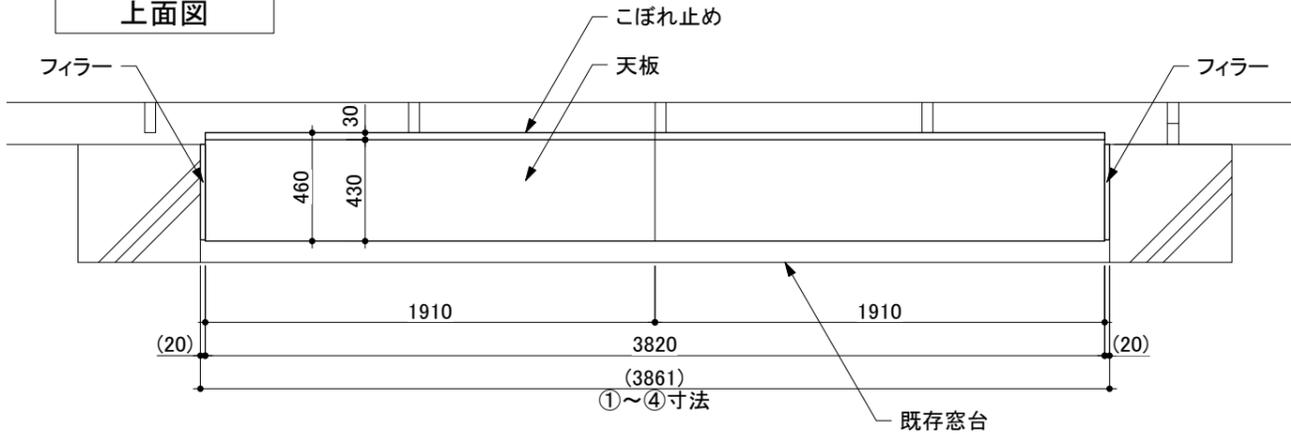
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

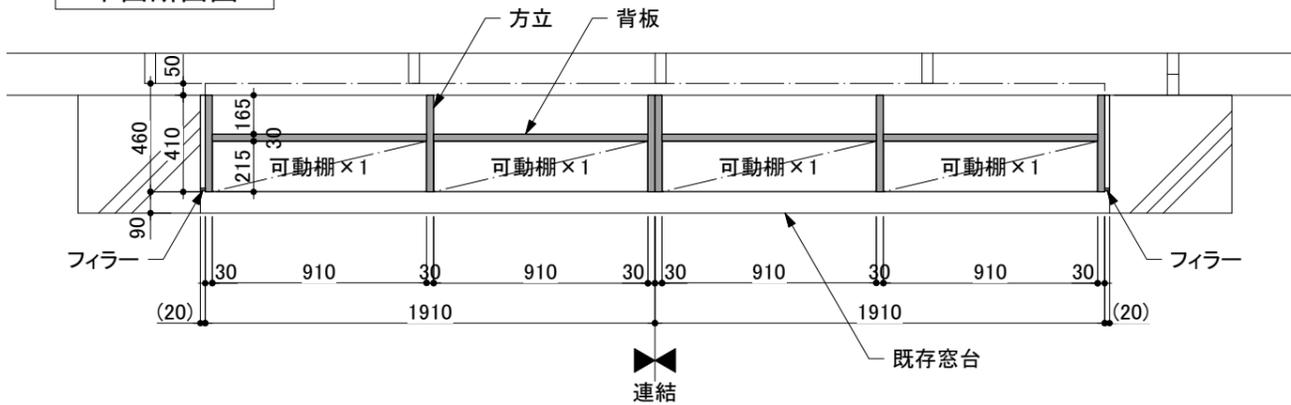
SCALE. 1/150 A3	DWG.No. Y-506	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 35 26.01.08	CODE. Y-506	SUBJECT. 1F平面図	ITOKI

資料7 横浜市金沢図書館 1階 柱間書架 図面

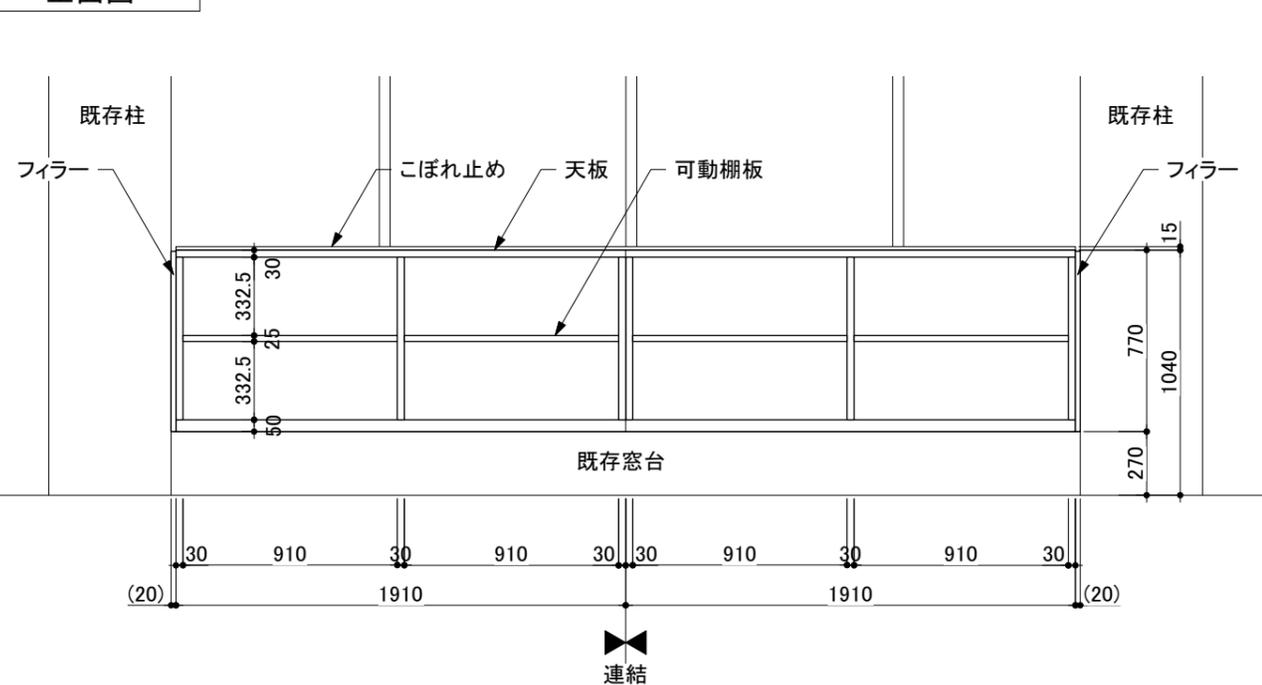
上面図



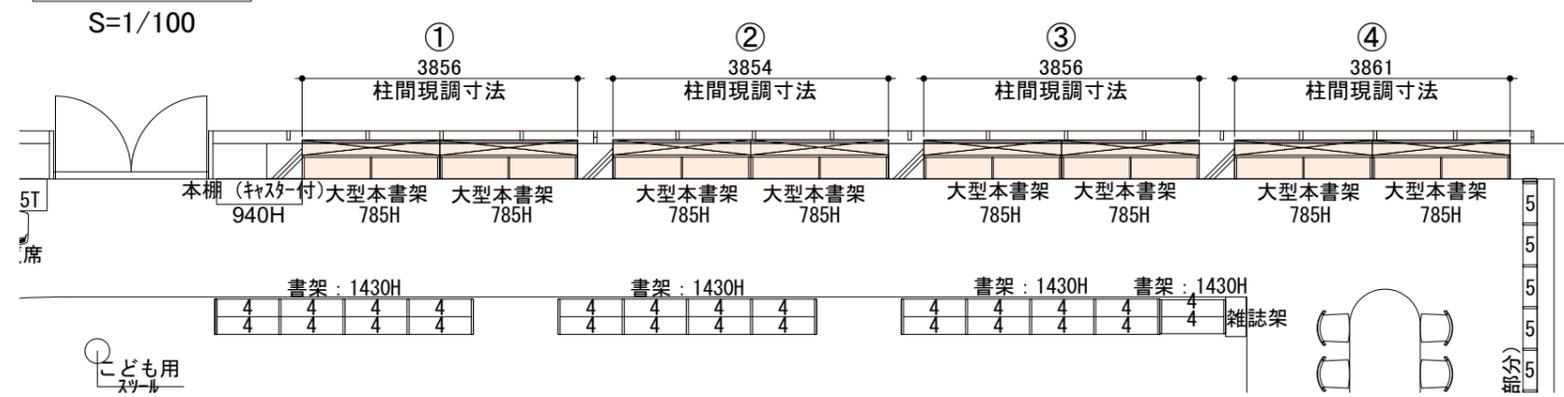
平面断面図



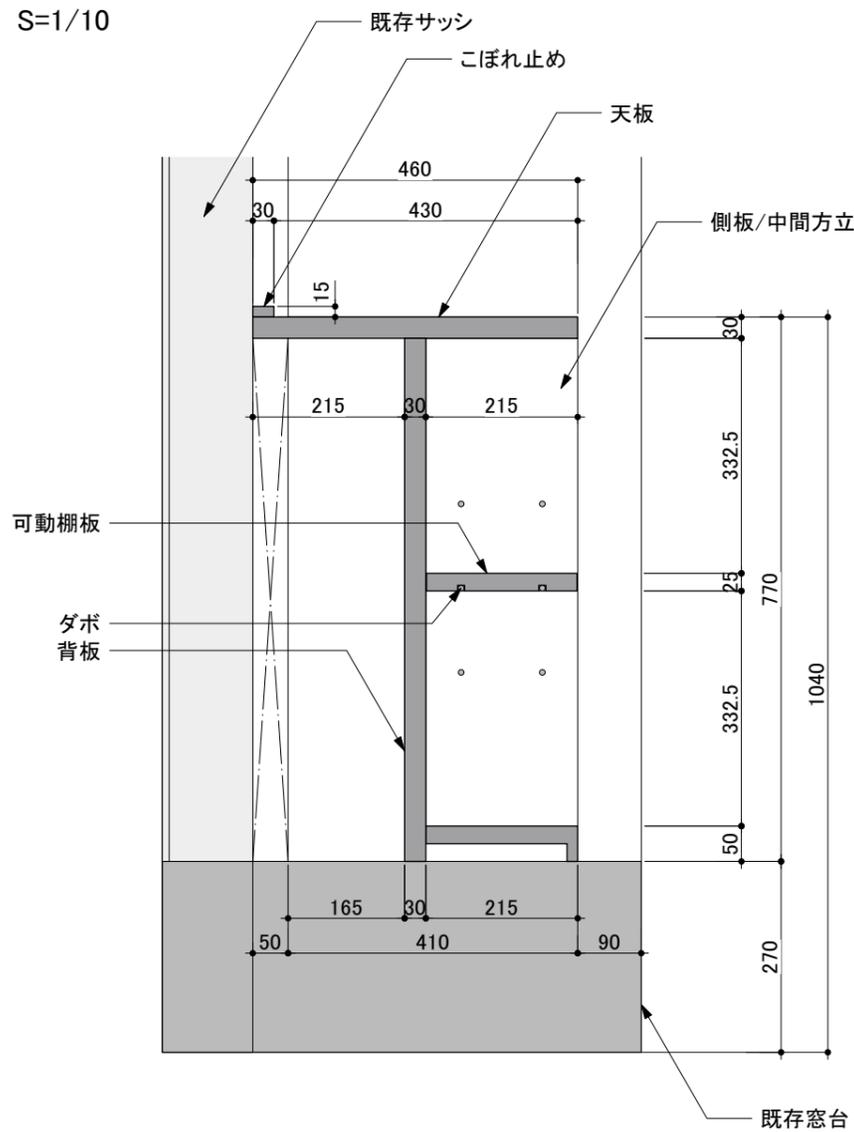
正面図



配置図



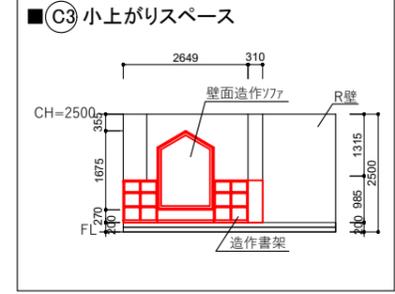
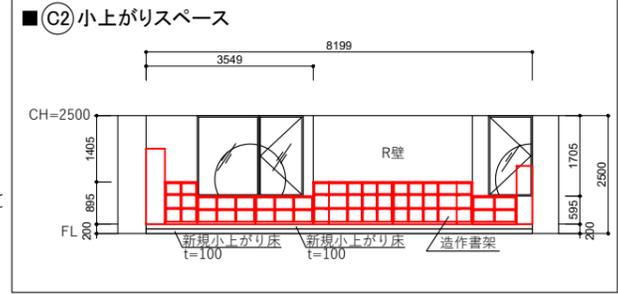
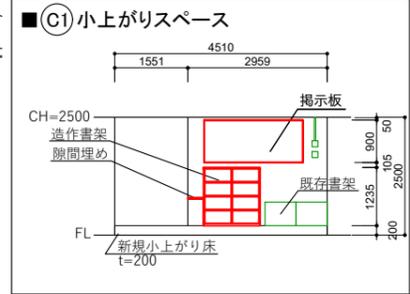
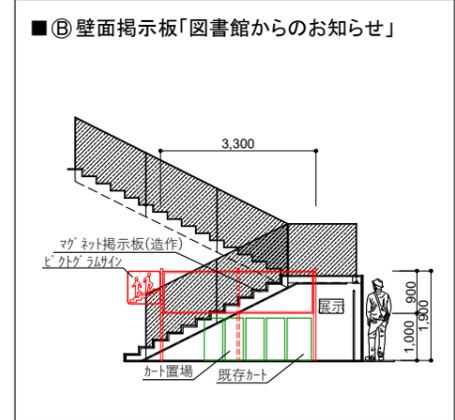
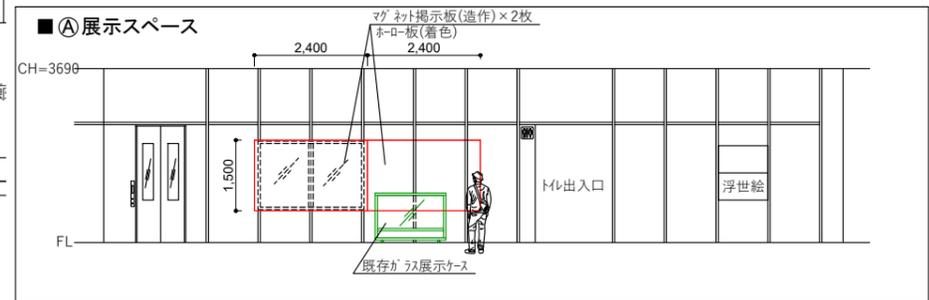
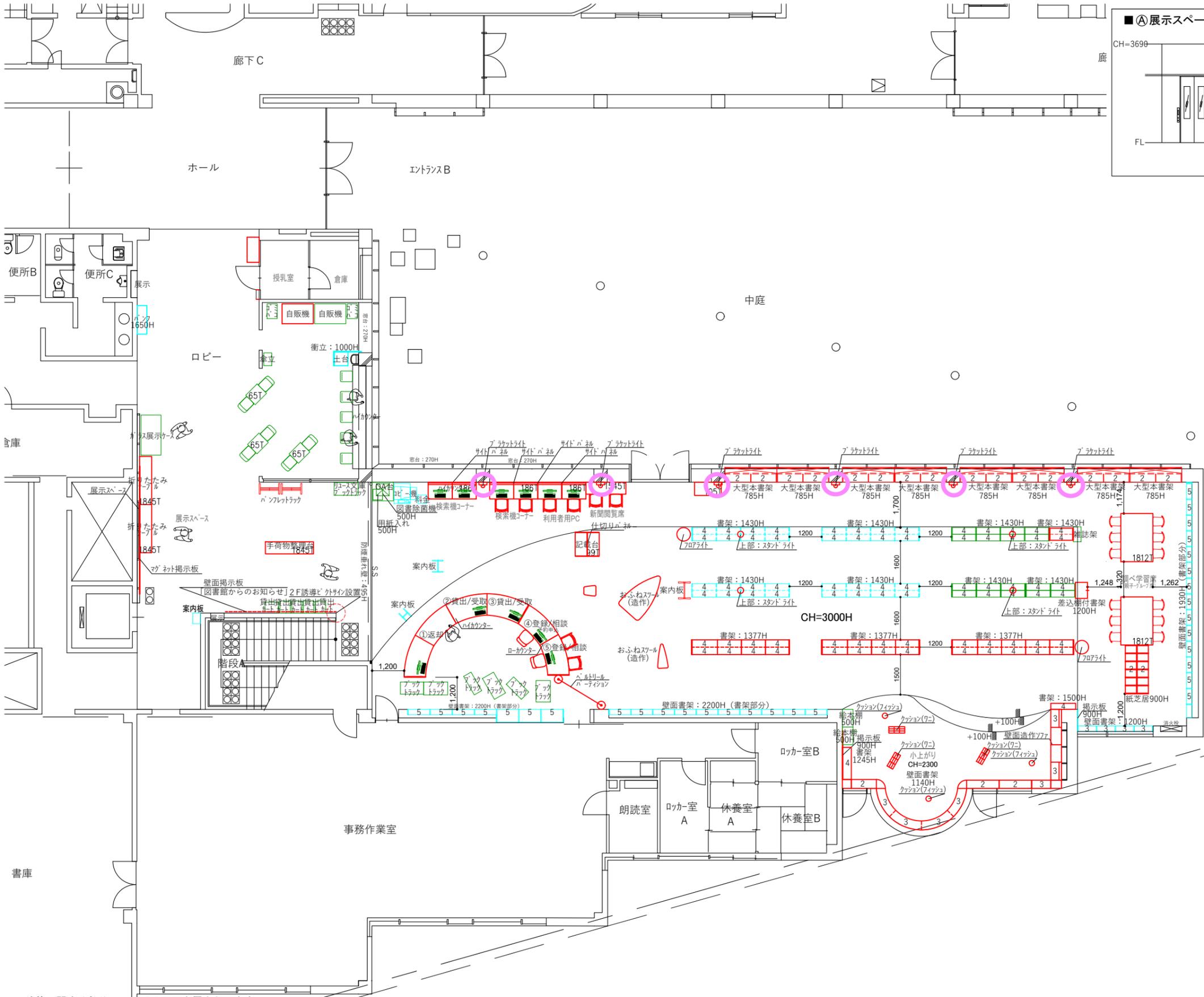
断面図



本体:化粧板仕上げ  
TJY583K/AICA  
※LB書架近似色



資料7-2 横浜市金沢図書館 1階 柱化粧壁仕上げ資料



建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

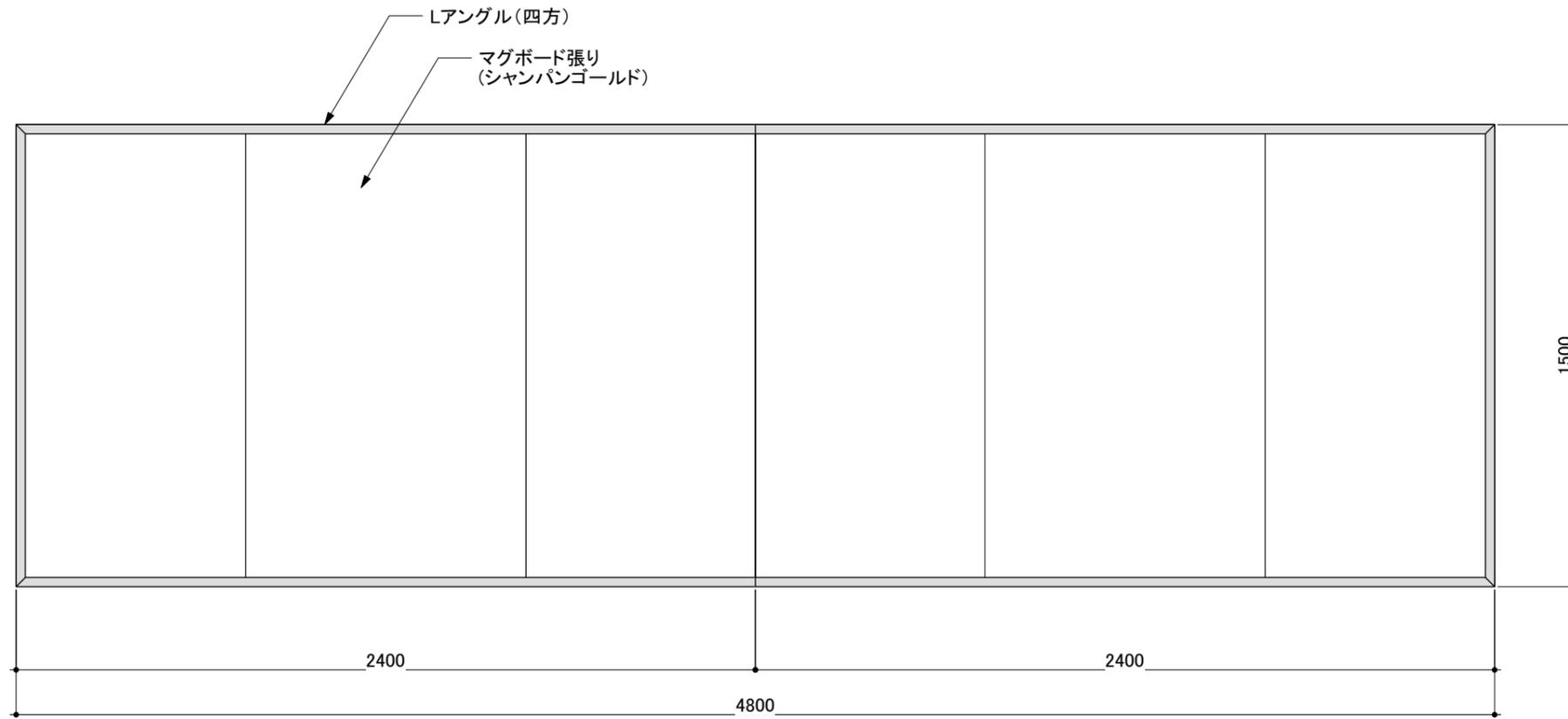
- 凡例
- 既存什器
  - 移動什器
  - 入替什器
  - 新規什器

SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/150 A3			横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE.	SUBJECT.	
	Y-506	1F平面図	



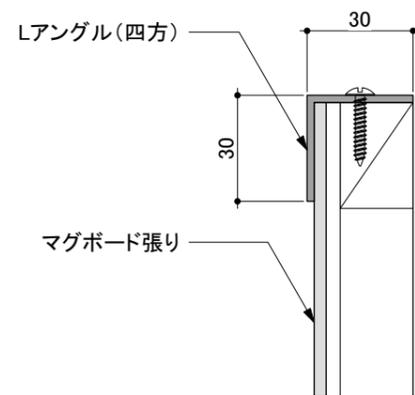


正面図



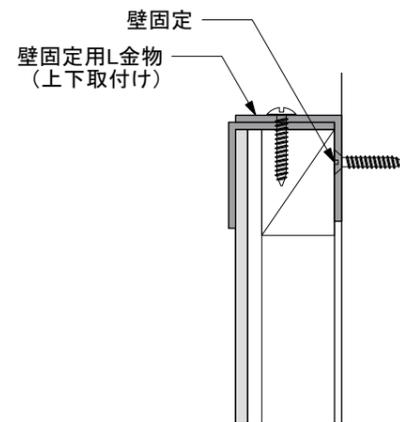
断面図

S=1/2

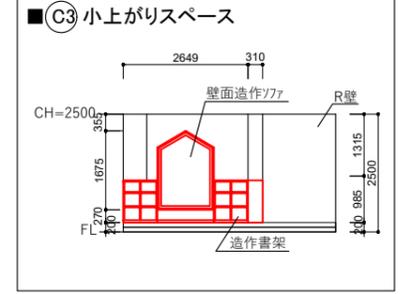
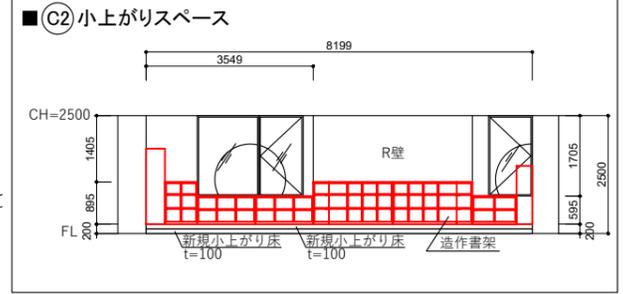
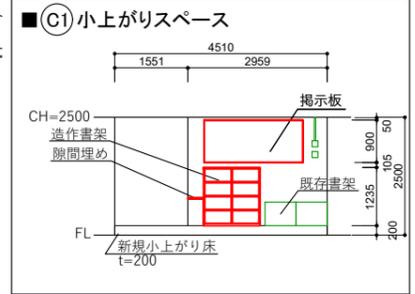
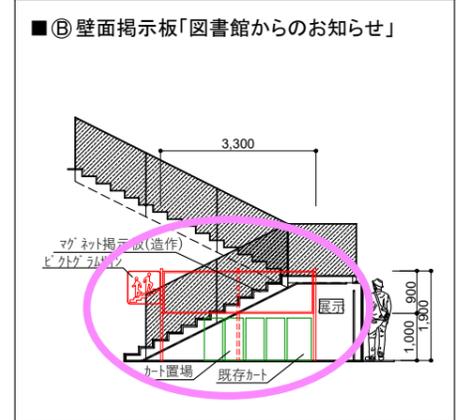
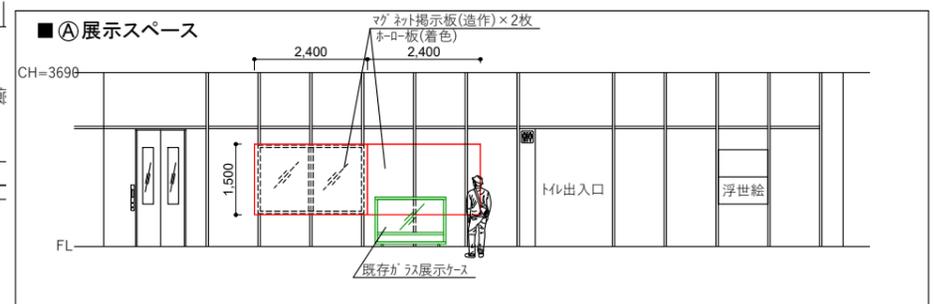
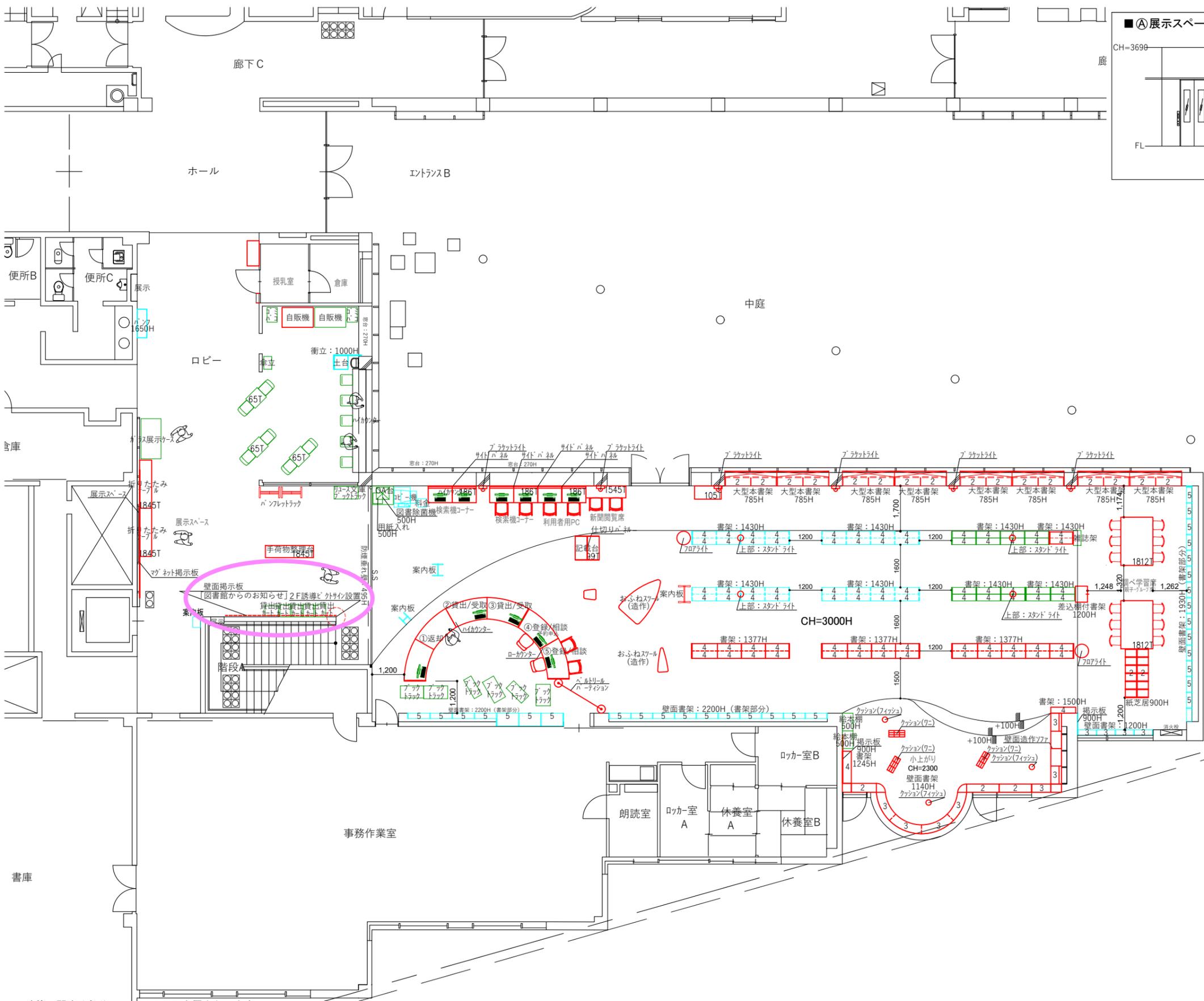


壁固定詳細

S=1/2



資料9 横浜市金沢図書館 1階階段下 脚付き掲示板 図面



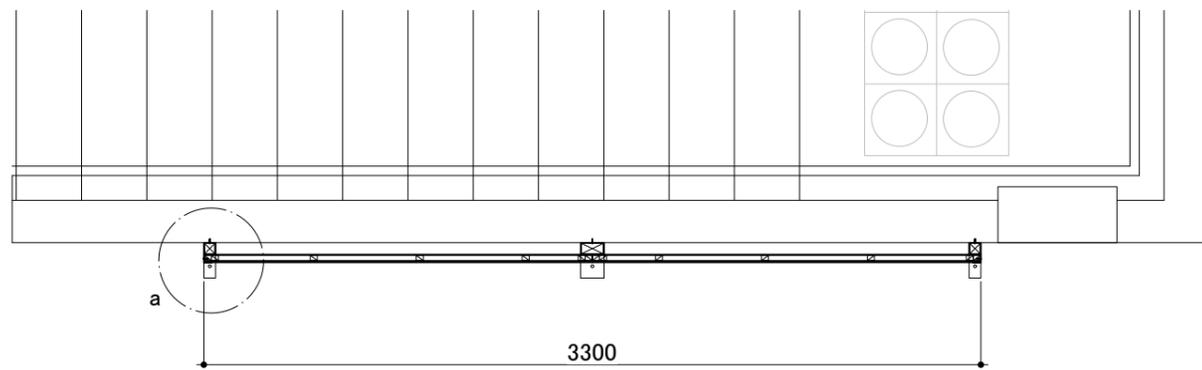
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
  - 移動什器
  - 入替什器
  - 新規什器

SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/150 A3			横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
	CODE.		SUBJECT.
	Y-506		1F平面図

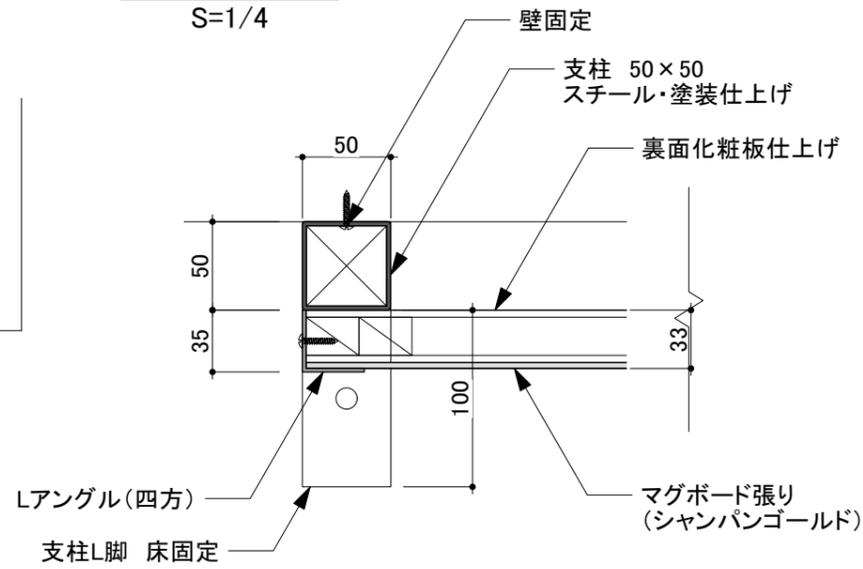


平面図



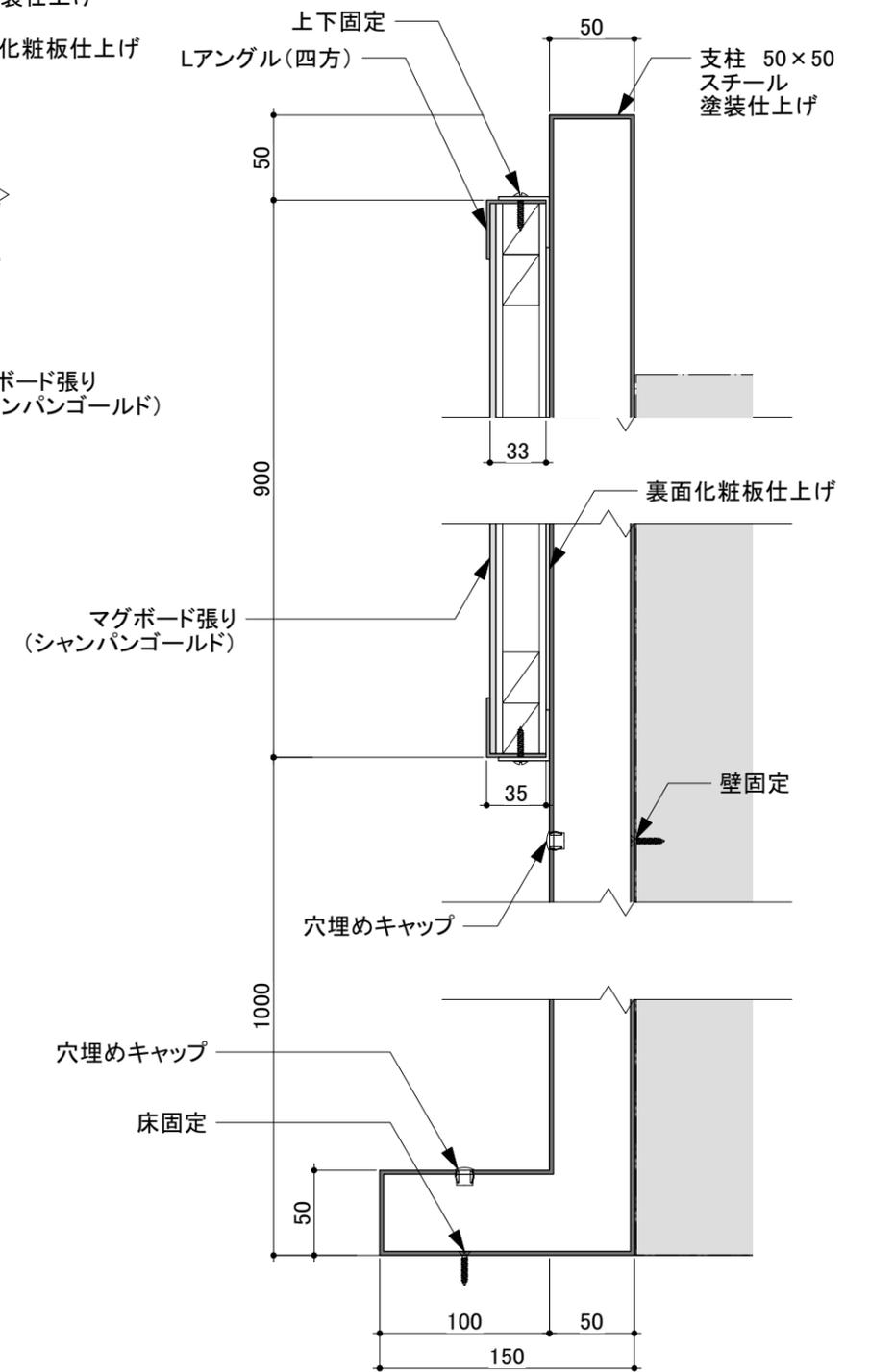
部分詳細図-a

S=1/4

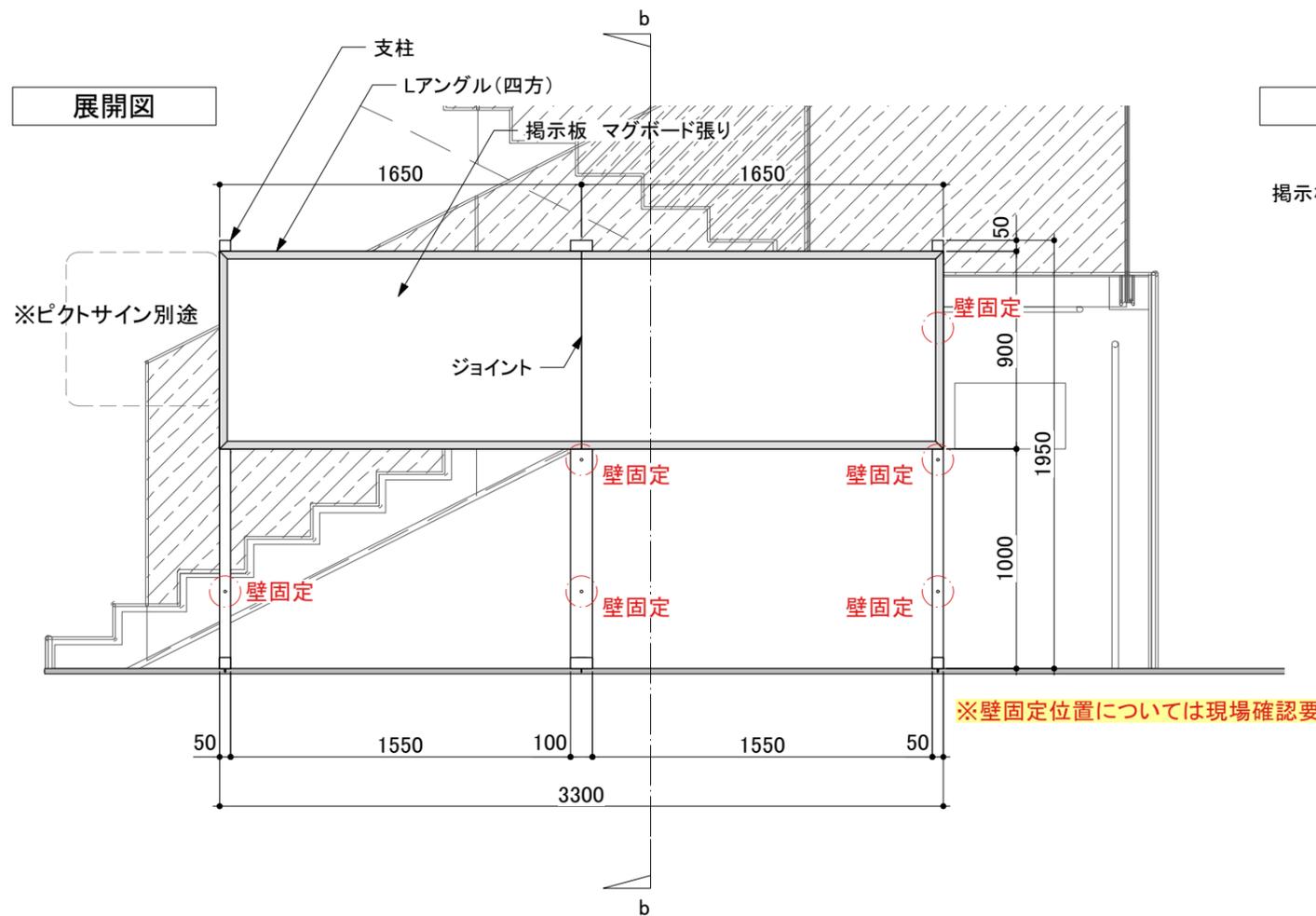


断面詳細図-b

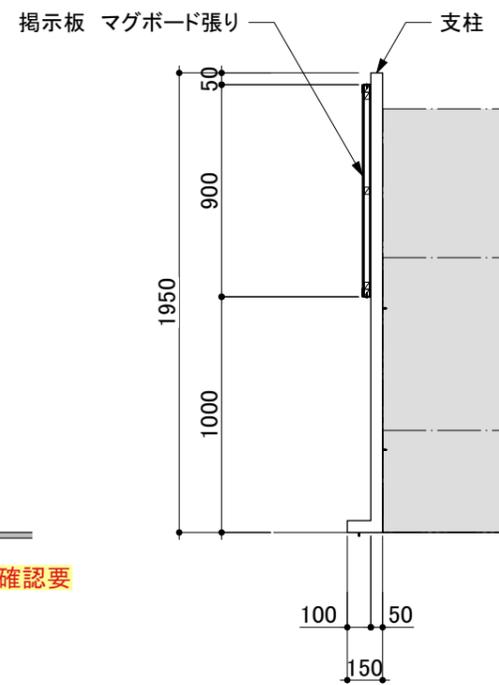
S=1/4



展開図



断面図



SCALE.

A3

DWG. No.

REV.

PROJECT.

横浜市教育委員会事務局 様

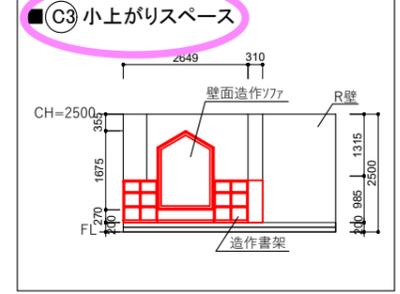
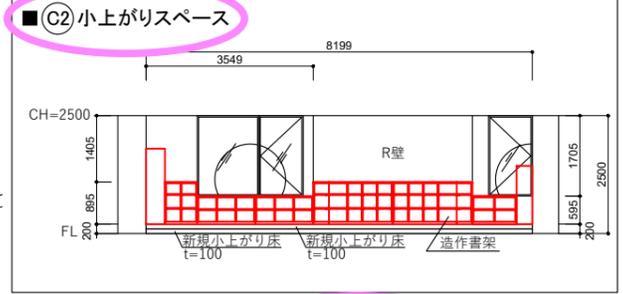
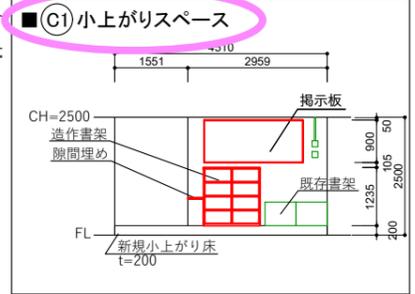
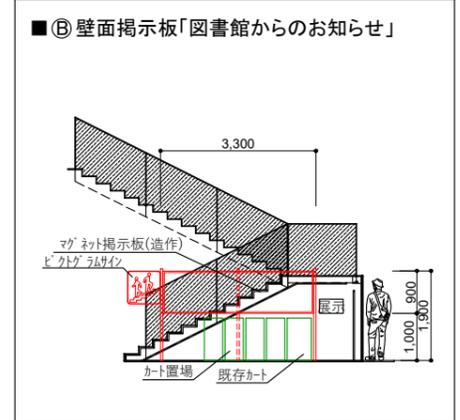
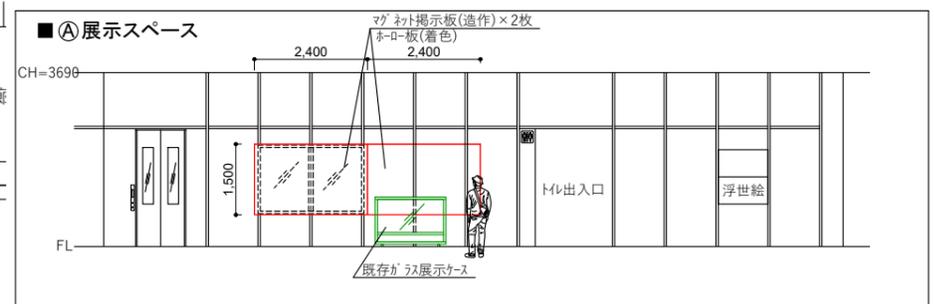
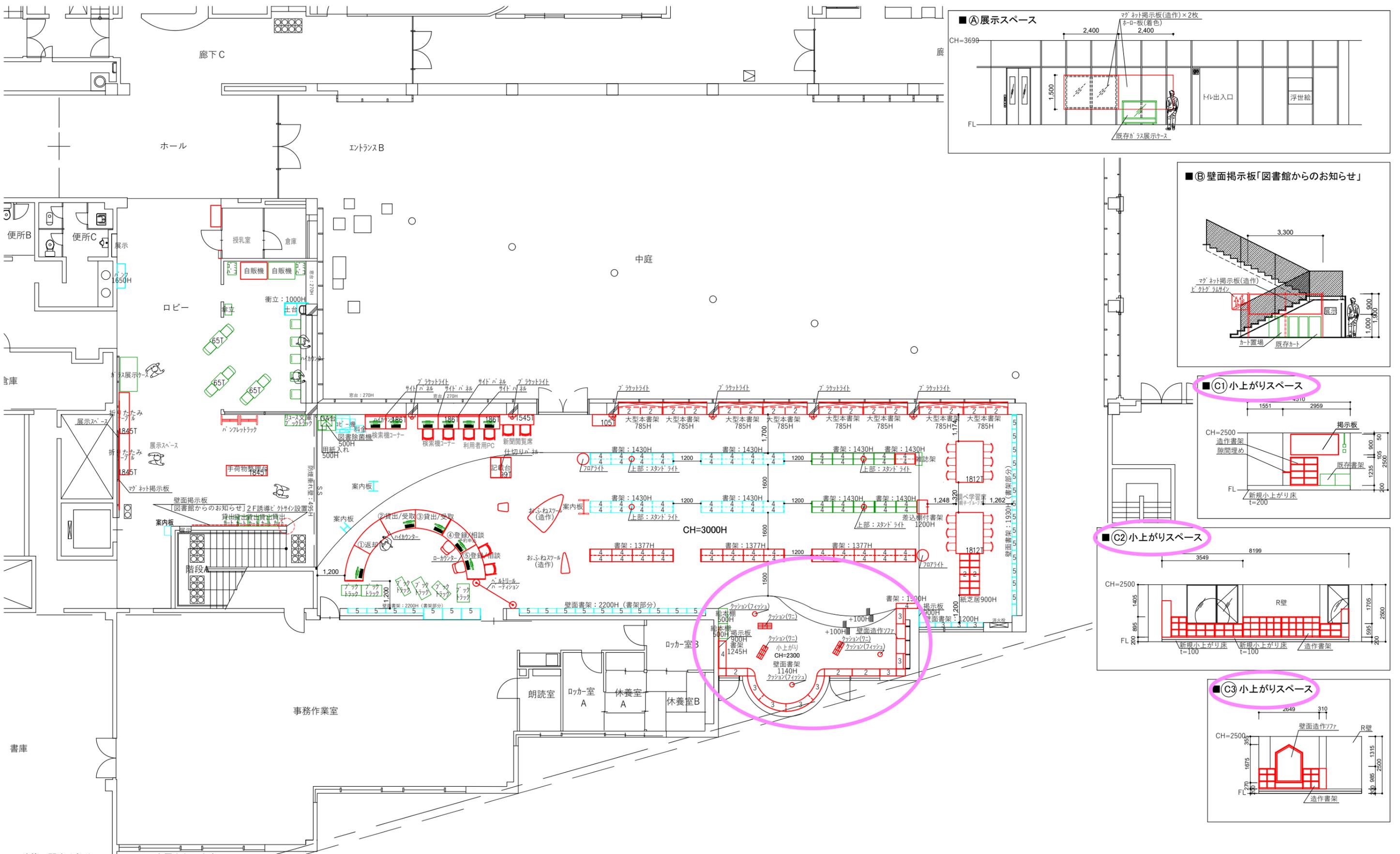
DATE.

CODE.

SUBJECT.

金沢図書館 1F 展示スペース 掲示板





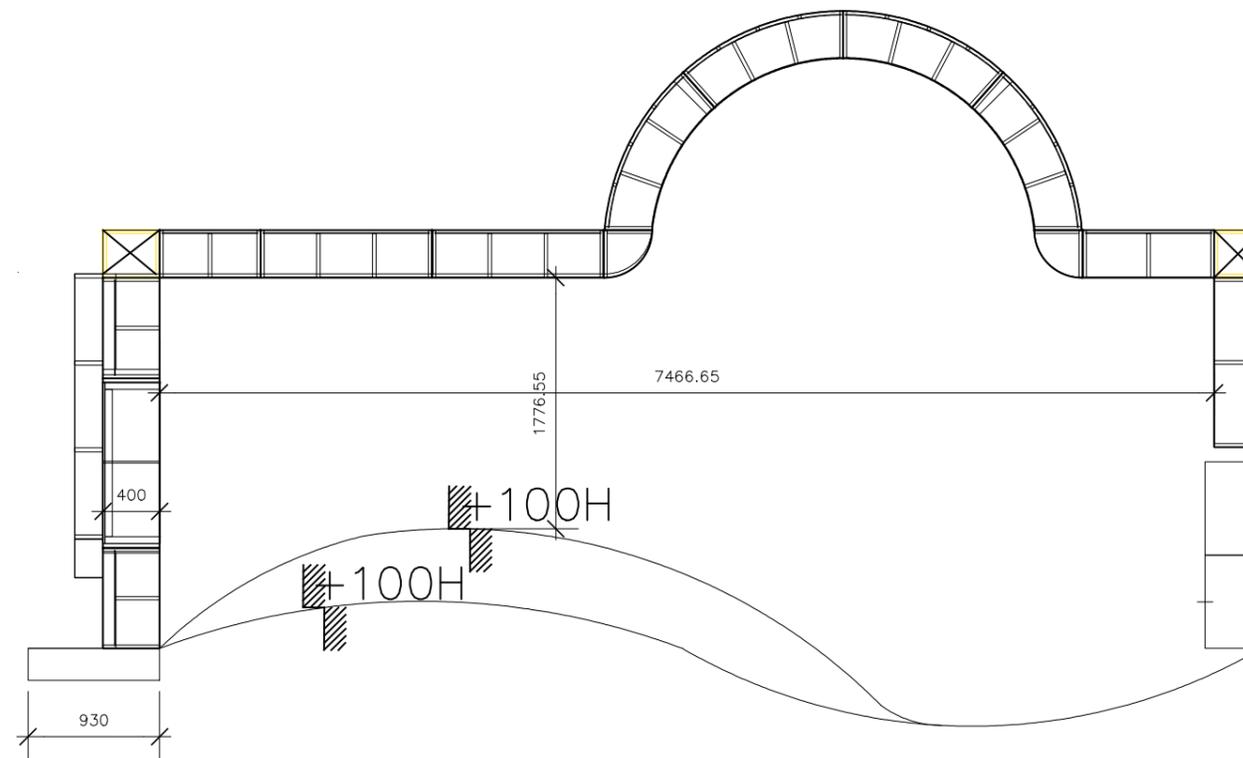
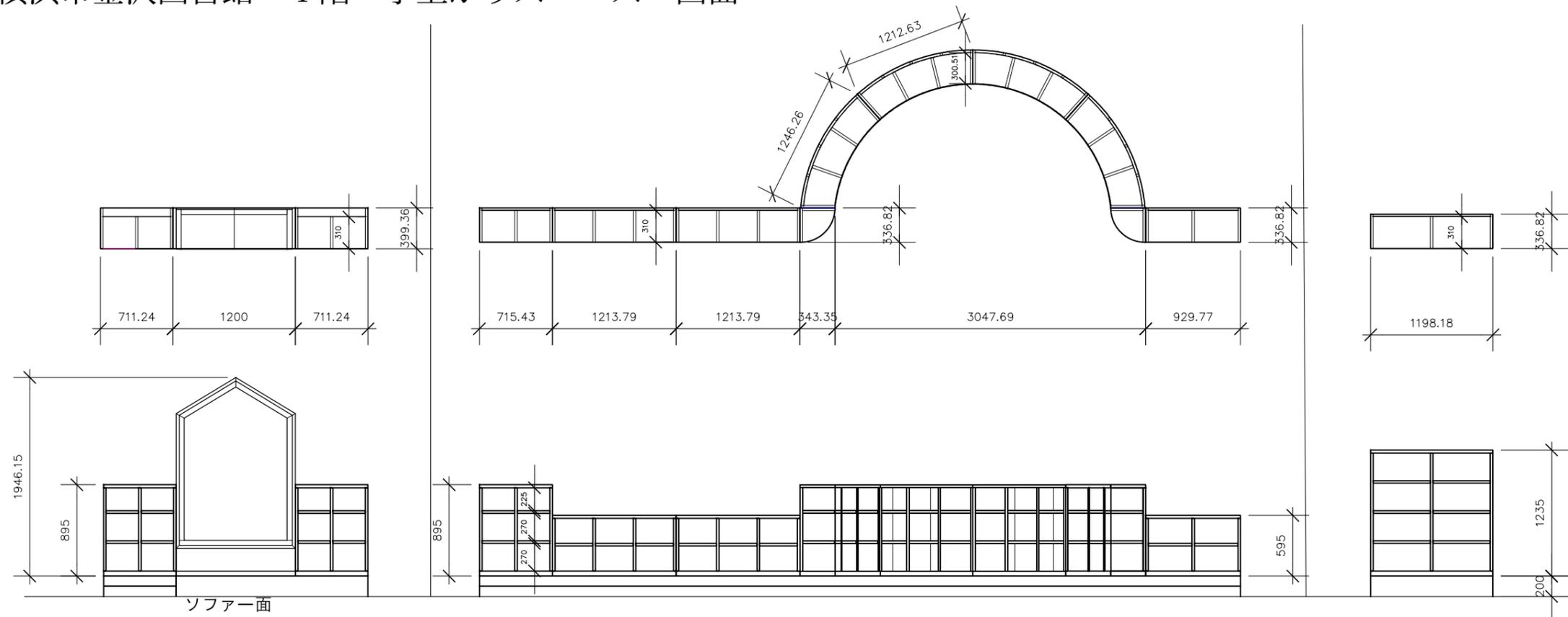
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
  - 移動什器
  - 入替什器
  - 新規什器

SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/150 A3			横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
	CODE.		SUBJECT.
	Y-506		1F平面図

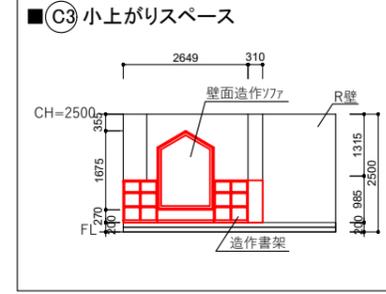
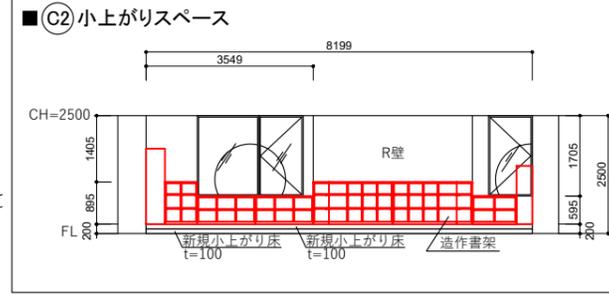
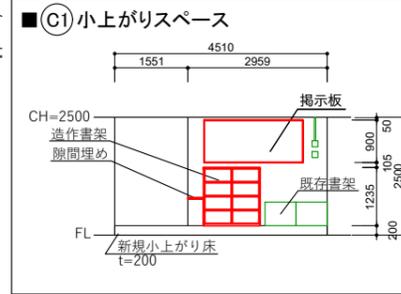
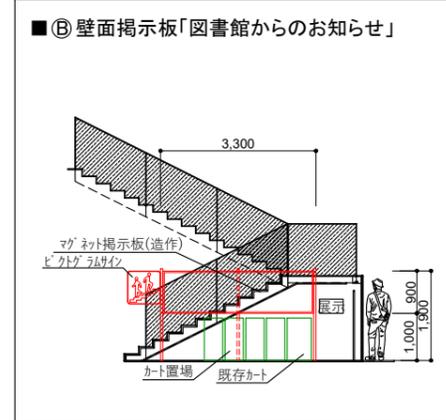
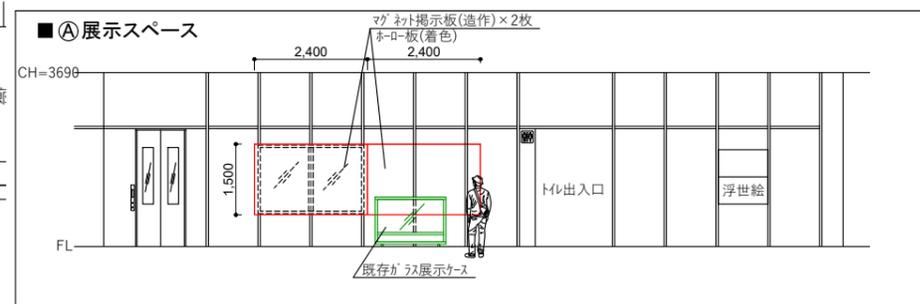
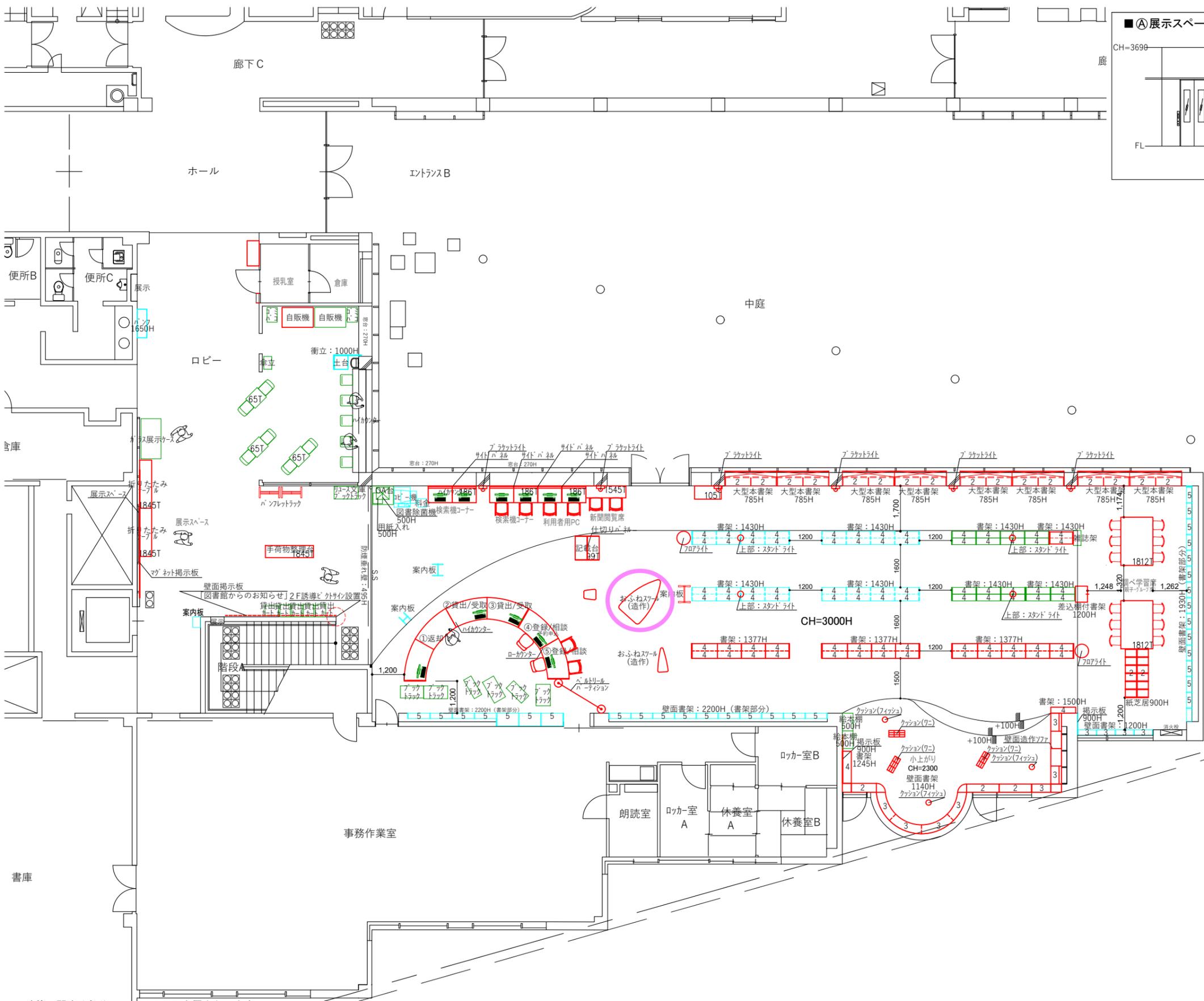


資料10 横浜市金沢図書館 1階 小上がりスペース 図面



---	SCALE. S=1/50	A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局 様	
			CODE.	SUBJECT. 金沢図書館 1F 小上がりスペース		

資料 11-1 横浜市金沢図書館 1階 舟形ベンチ2段タイプ 図面



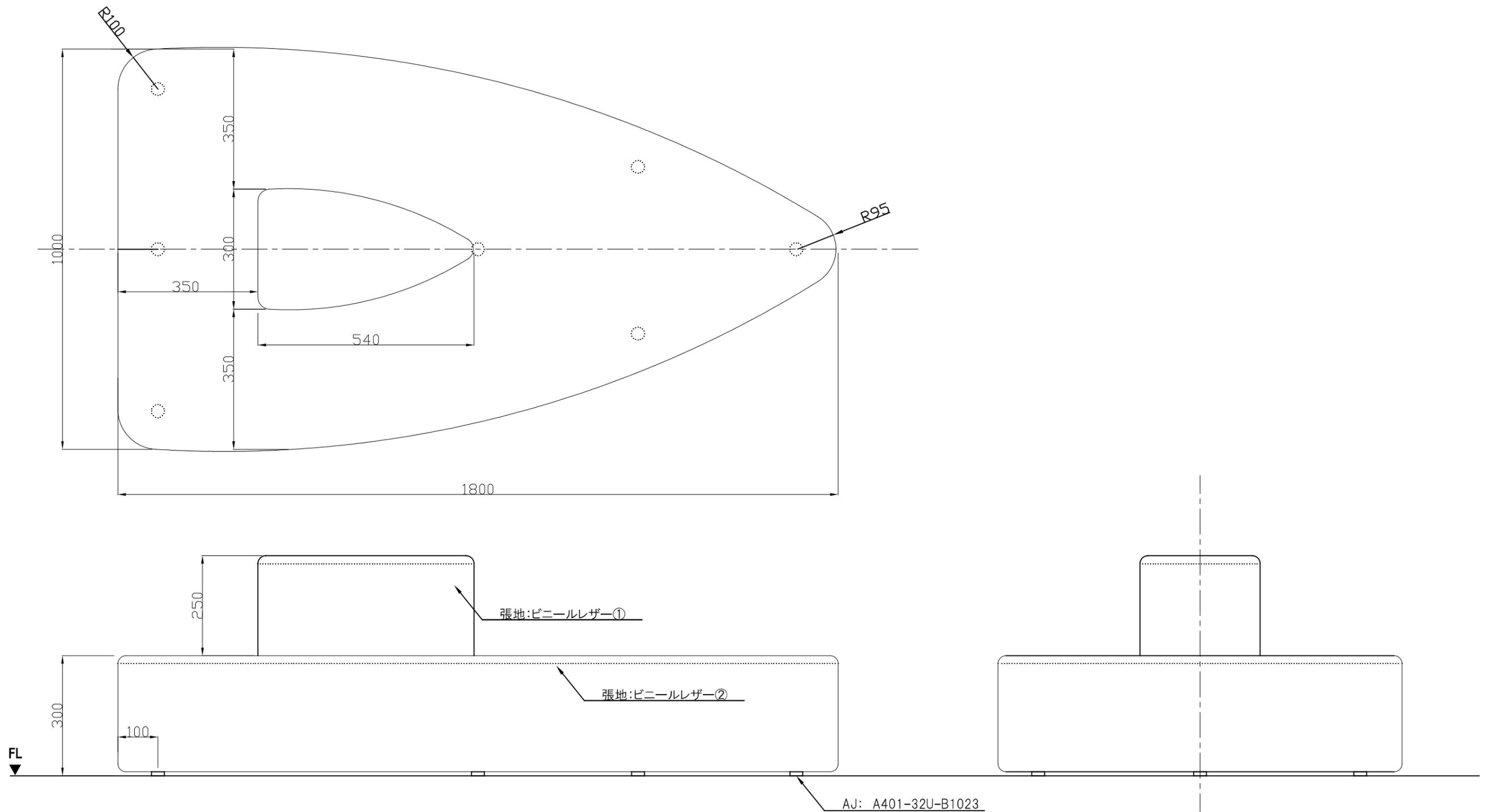
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/150 A3			横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
	CODE.		SUBJECT.
	Y-506		1F平面図

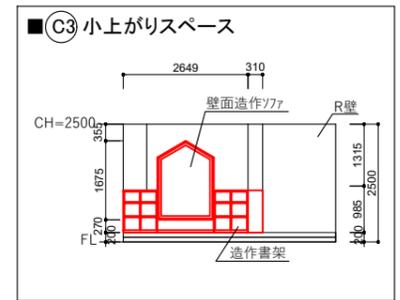
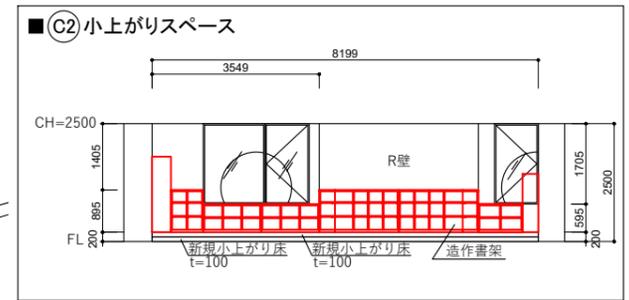
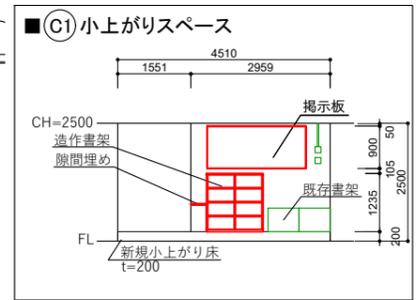
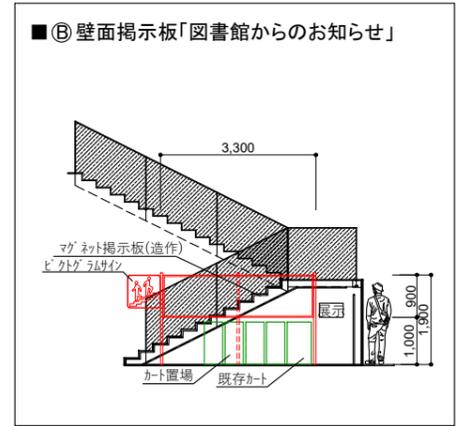
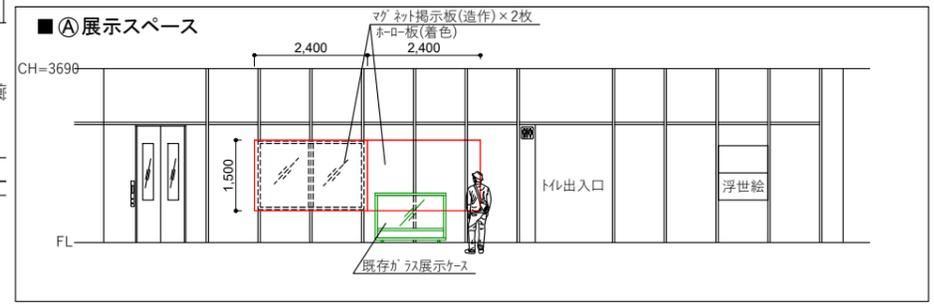
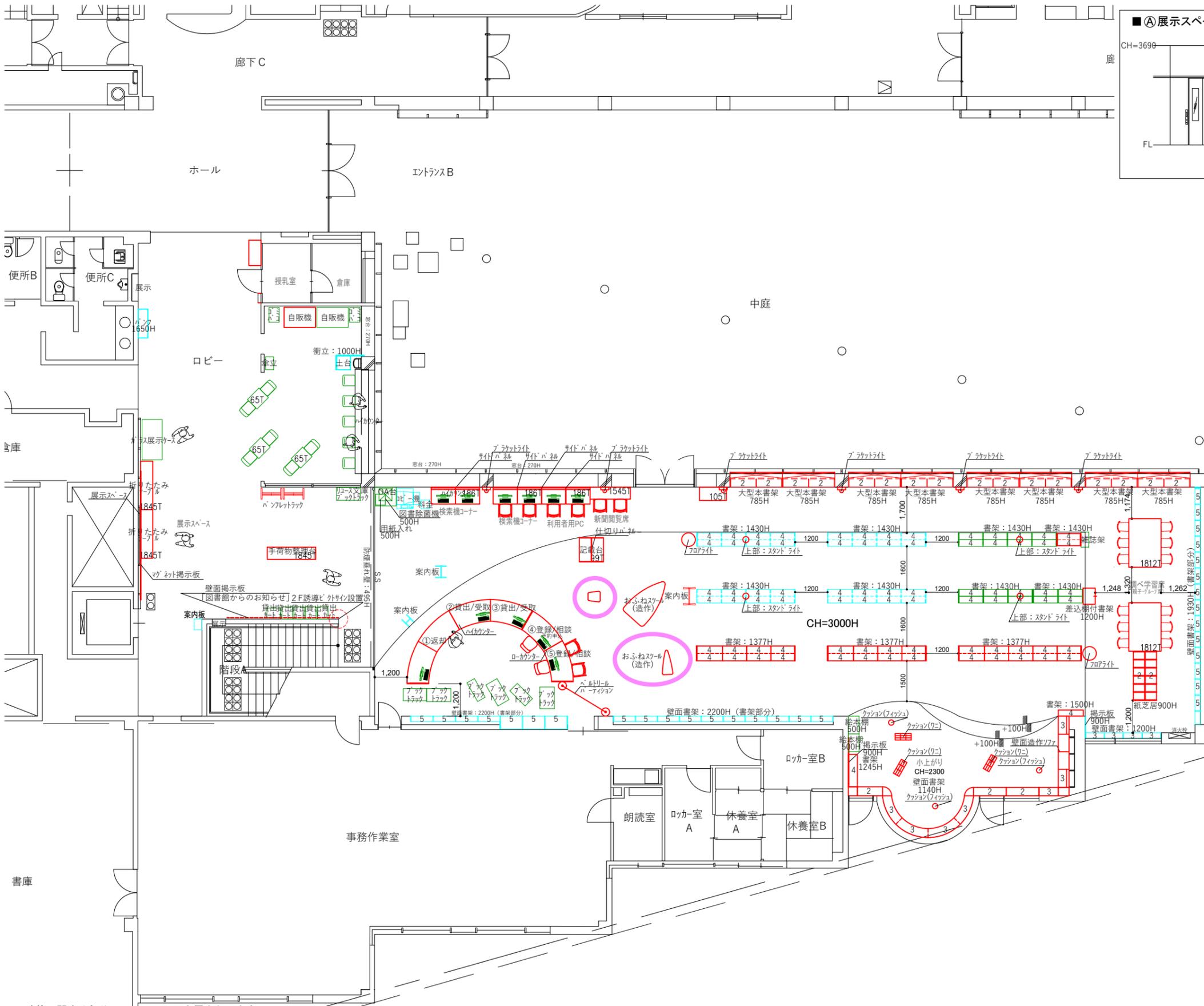


資料 1 1 - 1 横浜市金沢図書館 1階 舟形ベンチ 2段タイプ 図面



---	45	SCALE.	A3	DWG.No.	REV.	PROJECT.	
		S=1/10				横浜市教育委員会事務局 様	
		DATE		CODE.		SUBJECT.	
						金沢図書館 1F 造作ソファ 大	

資料 1 1 - 2 横浜市金沢図書館 1階 舟形ベンチ1段タイプ・スツール 図面



建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE.  
1/150 A3

DWG.No.  
Y-506

REV.

PROJECT.  
横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館

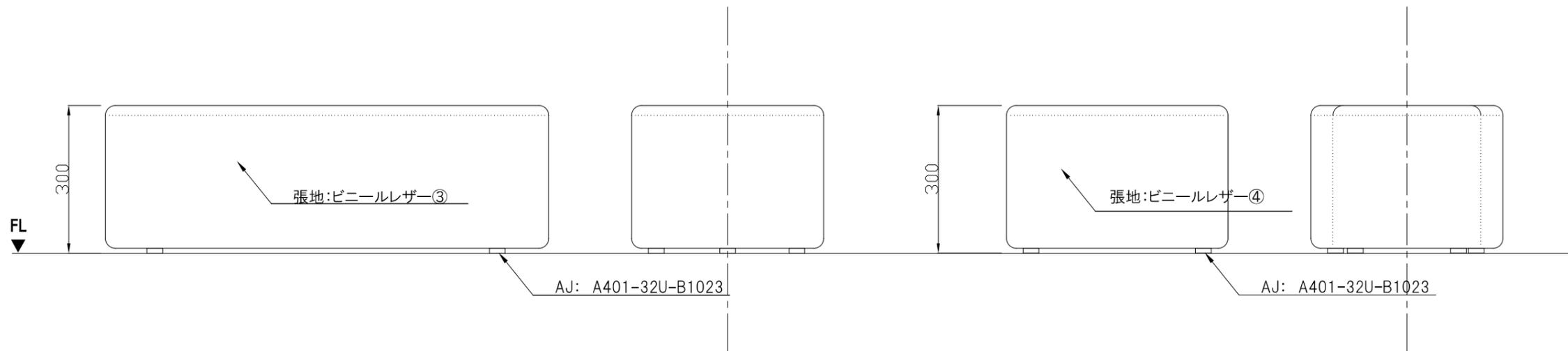
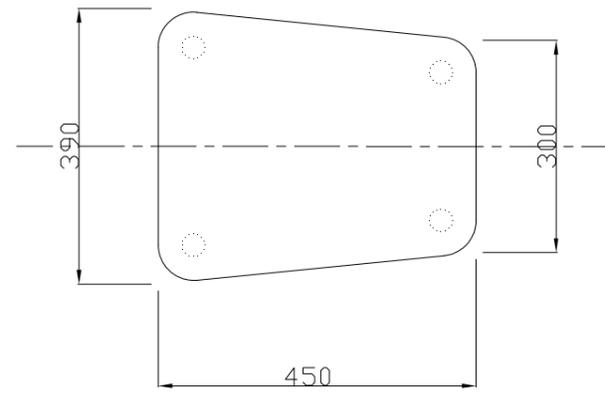
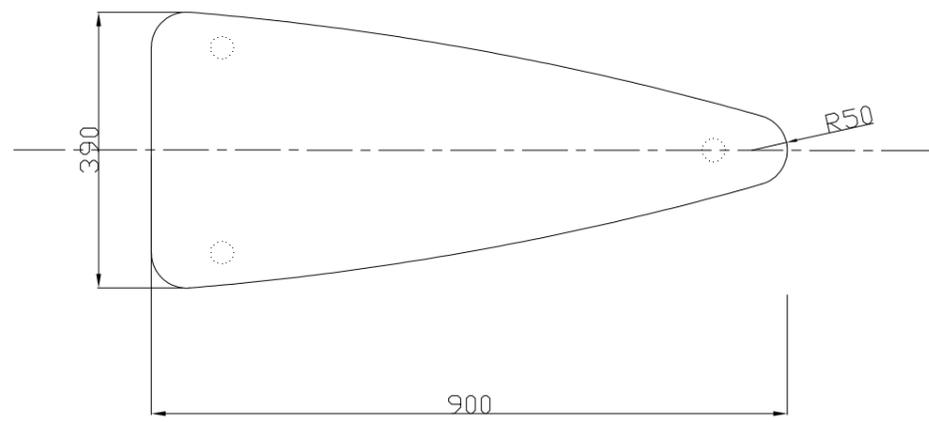
DATE.

CODE.  
Y-506

SUBJECT.  
1F平面図



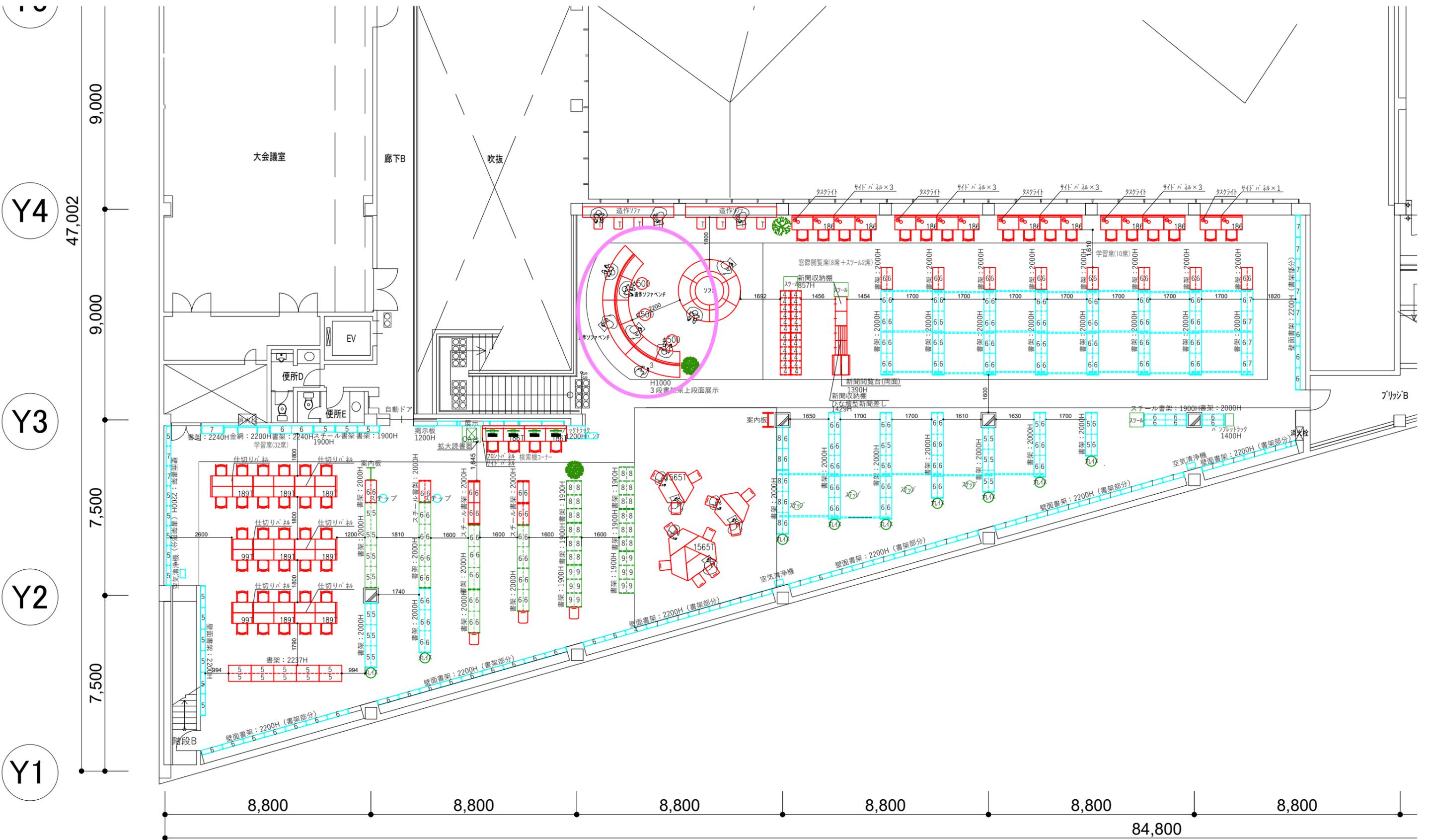
資料 1 1 - 2 横浜市金沢図書館 1階 舟形ベンチ 1段タイプ・スツール 図面



本体張地:ビニールレザー

---	SCALE.	A3	DWG.No.	REV.	PROJECT.	
	S=1/10				横浜市教育委員会事務局 様	
	DATE.		CODE.		金沢図書館 1F 造作ソファ 中、小	

資料 1 2 - 1 横浜市金沢図書館 2階 ソファ内コーナータイプ 図面



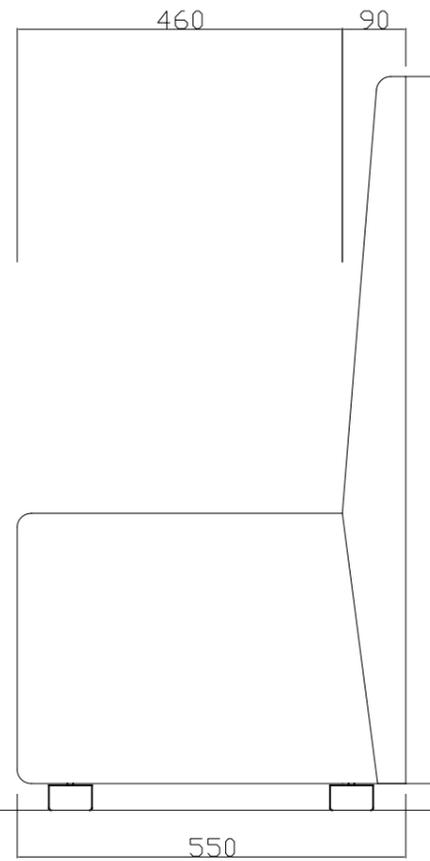
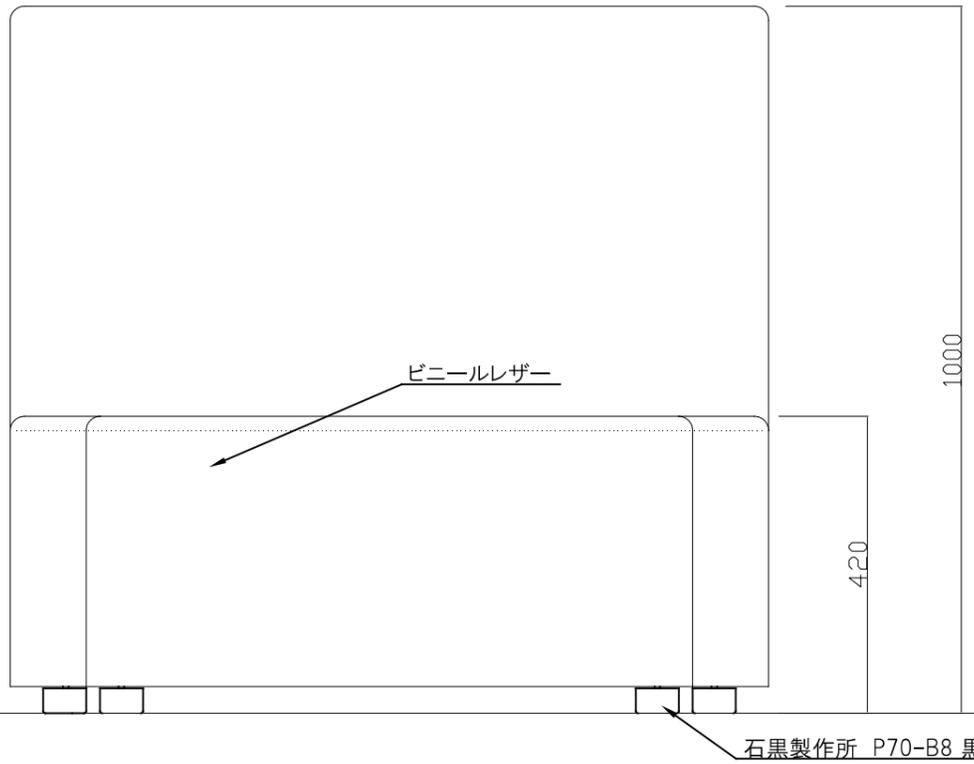
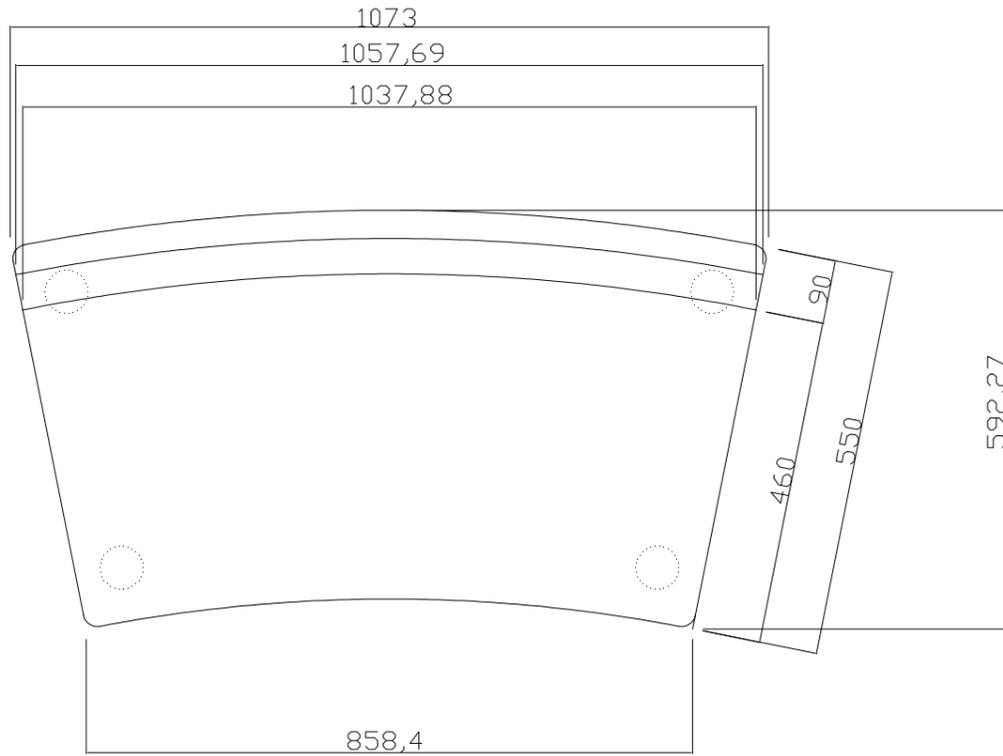
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No. REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館	
DATE	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F平面図	

資料 1 2 - 1 横浜市金沢図書館 2階 ソファ内コーナータイプ 図面

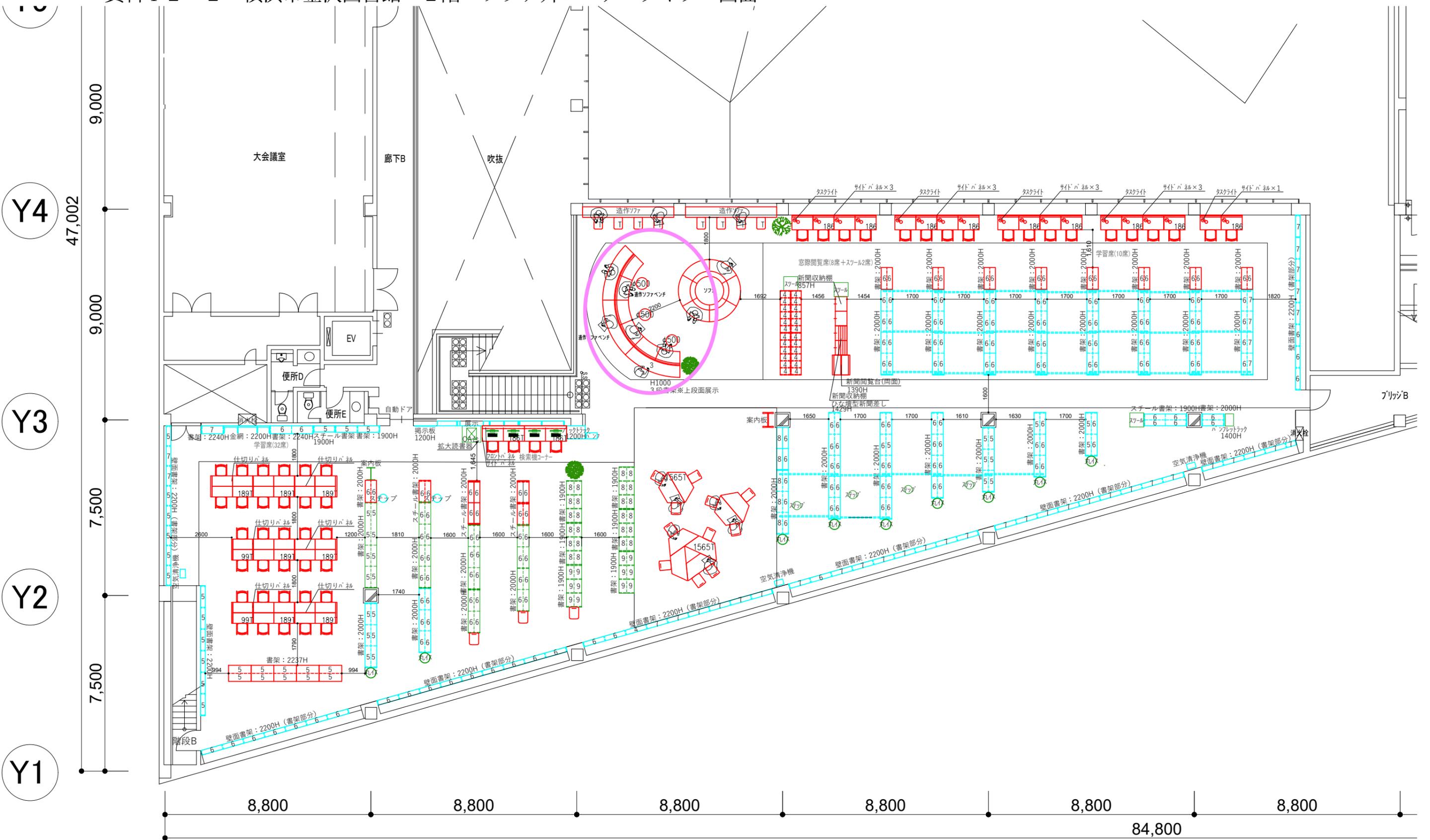
台数 6台



石黒製作所 P70-B8 黒

---	SCALE. S=1/10	A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局 様	
			CODE.	SUBJECT. 金沢図書館 2F 造作ソファ 内R22.5°		

資料 1 2 - 2 横浜市金沢図書館 2階 ソファ外コーナータイプ 図面



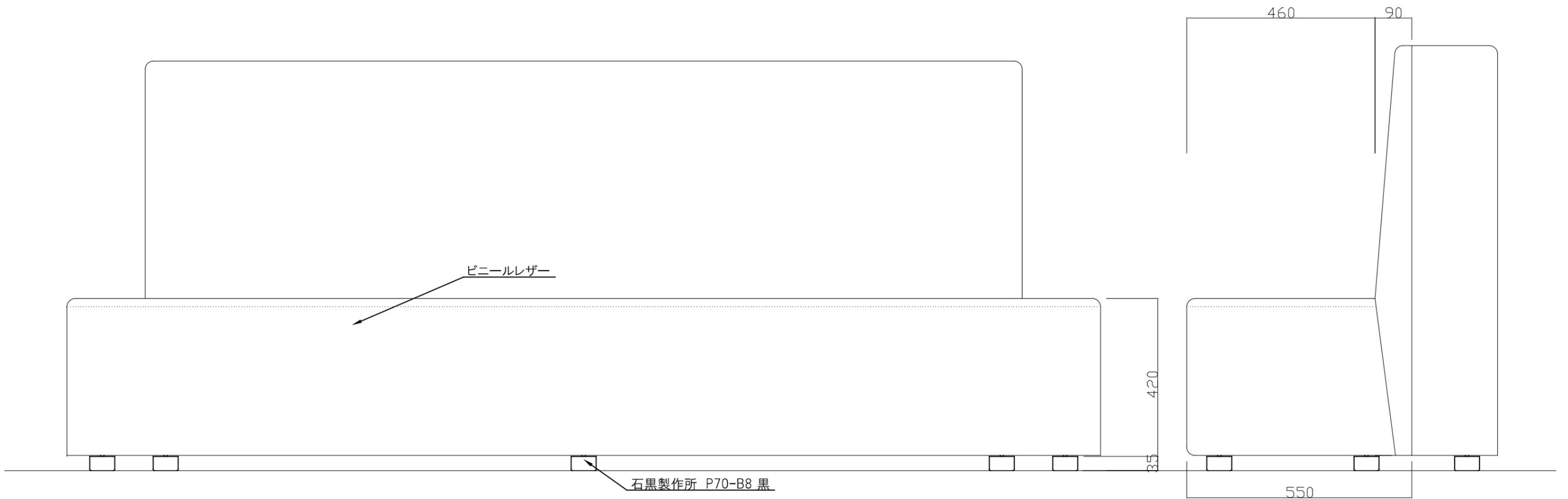
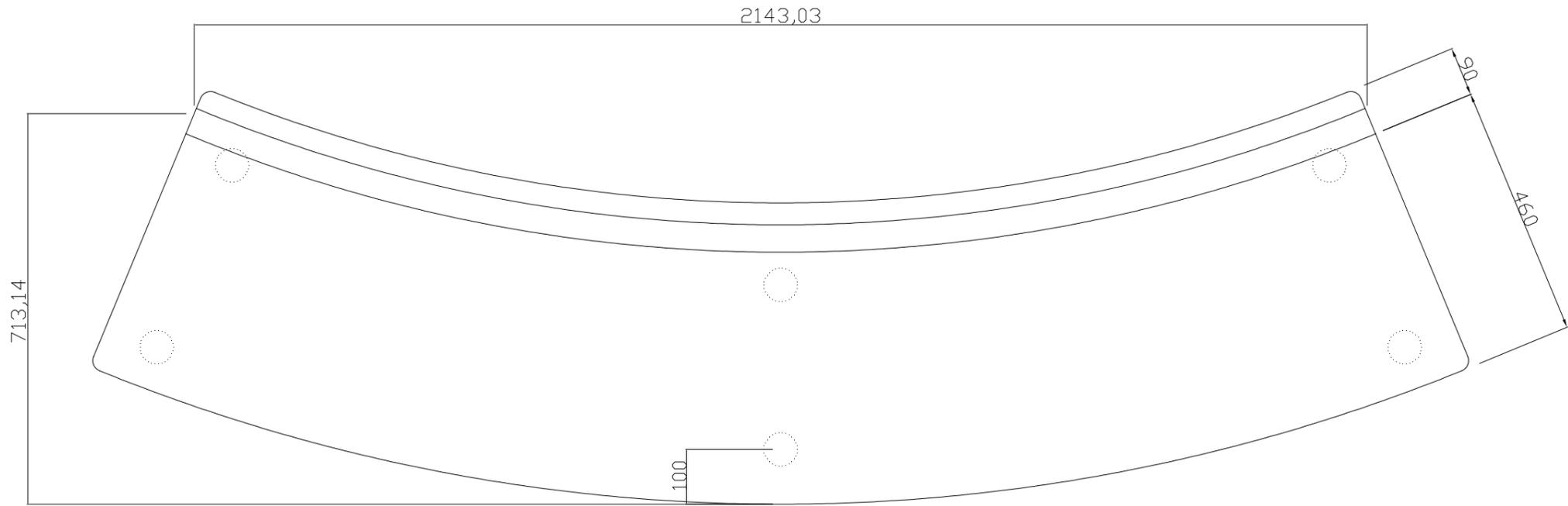
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No. REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F平面図

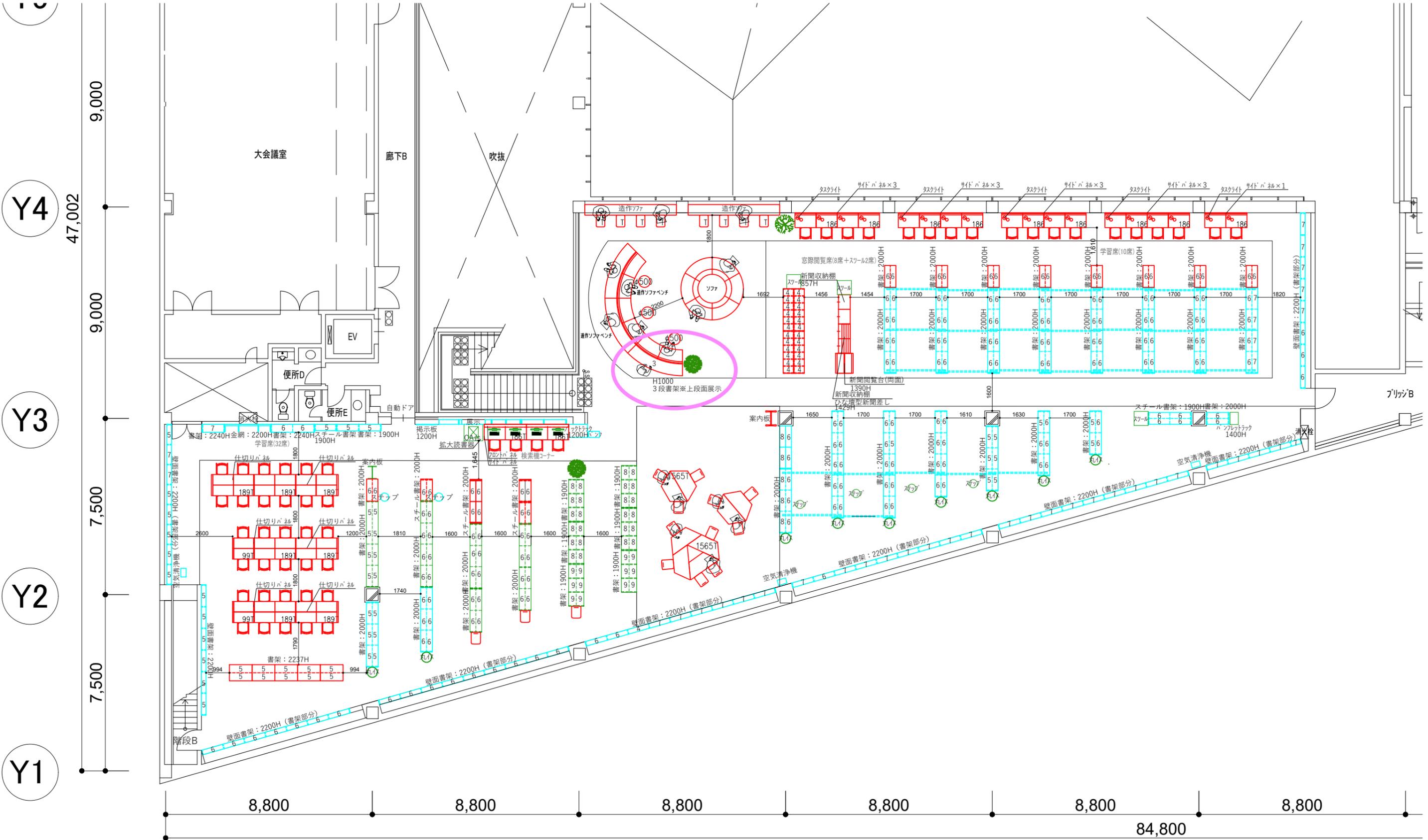


台数 2台



---	SCALE. A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局 様	
	S=1/10	CODE.		SUBJECT. 金沢図書館 2F 造作ソファ 外R	

資料 1 2 - 3 横浜市金沢図書館 2階 展示棚付書架 図面



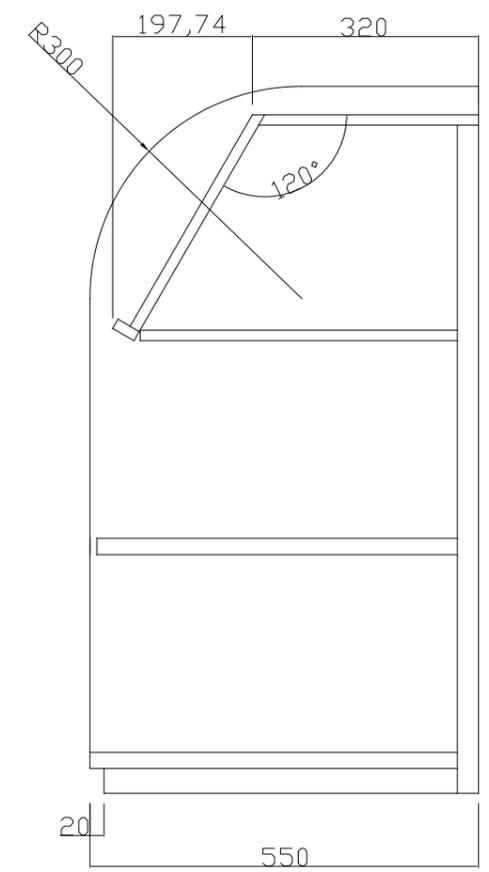
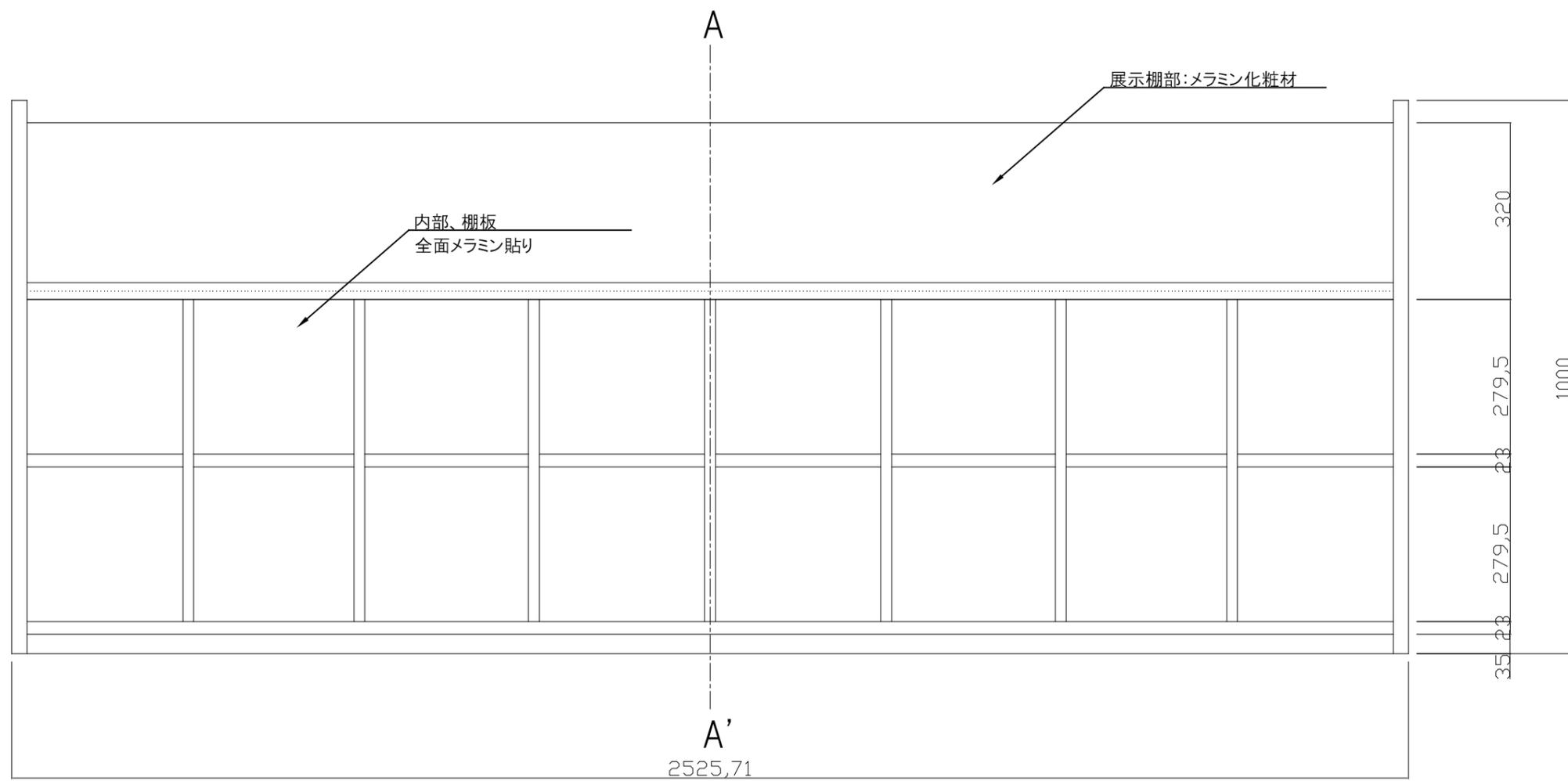
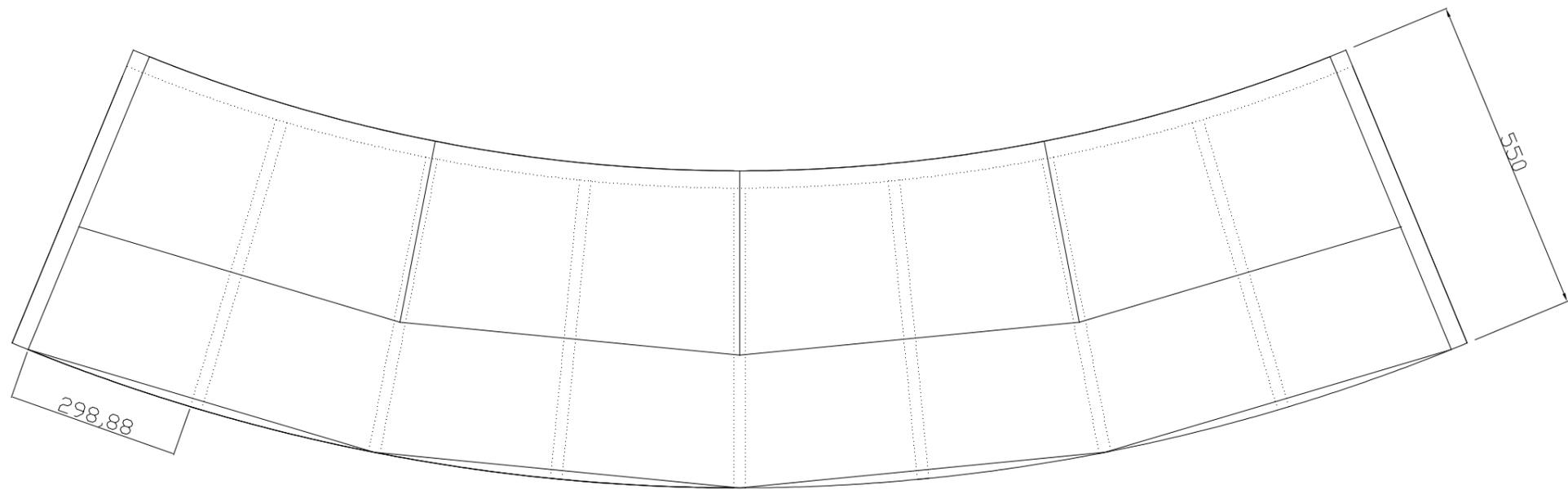
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No. REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F平面図



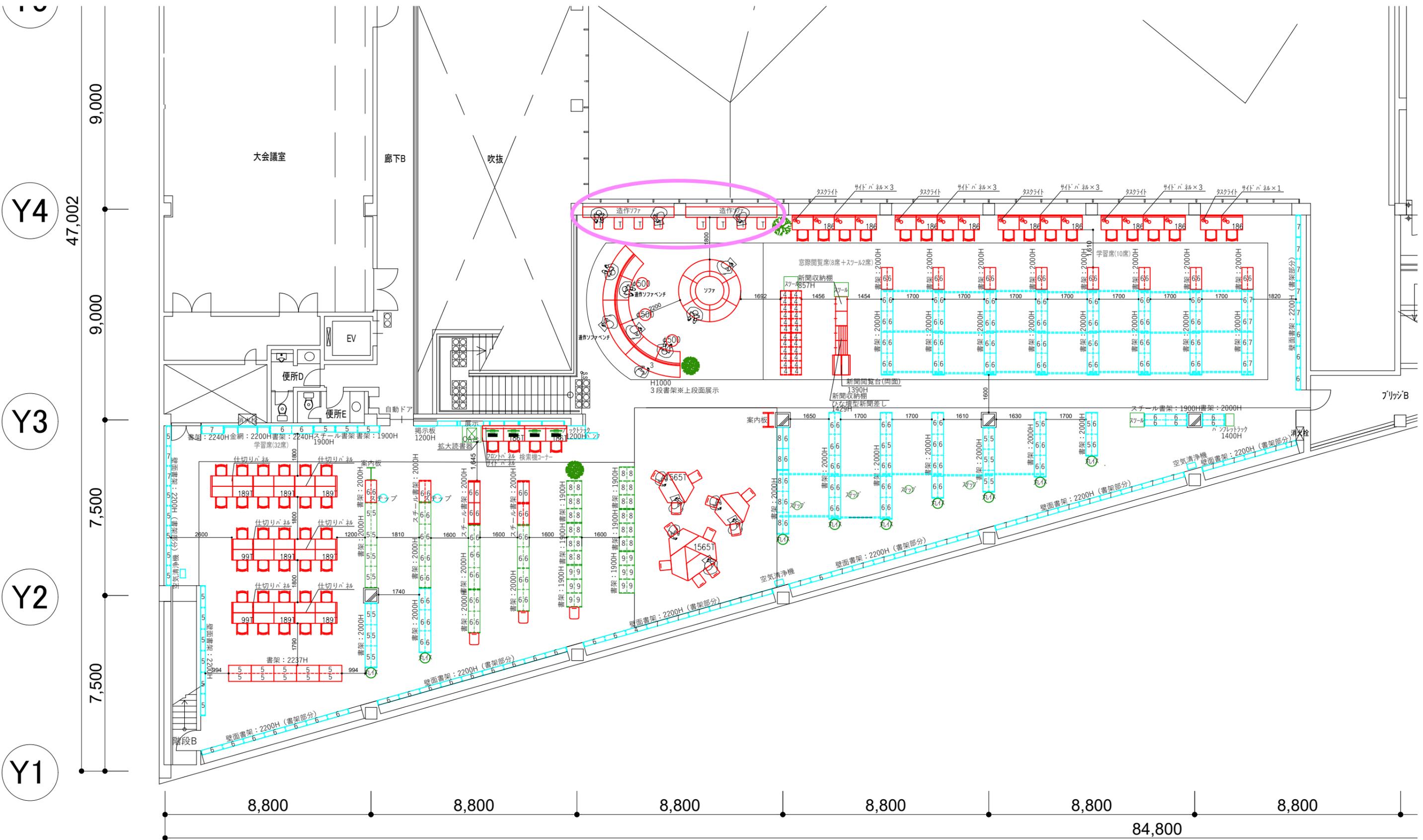
台数 1台



A-A'断面

---	SCALE. S=1/10	A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局 様	
			CODE.		SUBJECT. 金沢図書館 2F 展示棚付書架	

資料 1 3 横浜市金沢図書館 2階 前垂れ付ソファ 図面



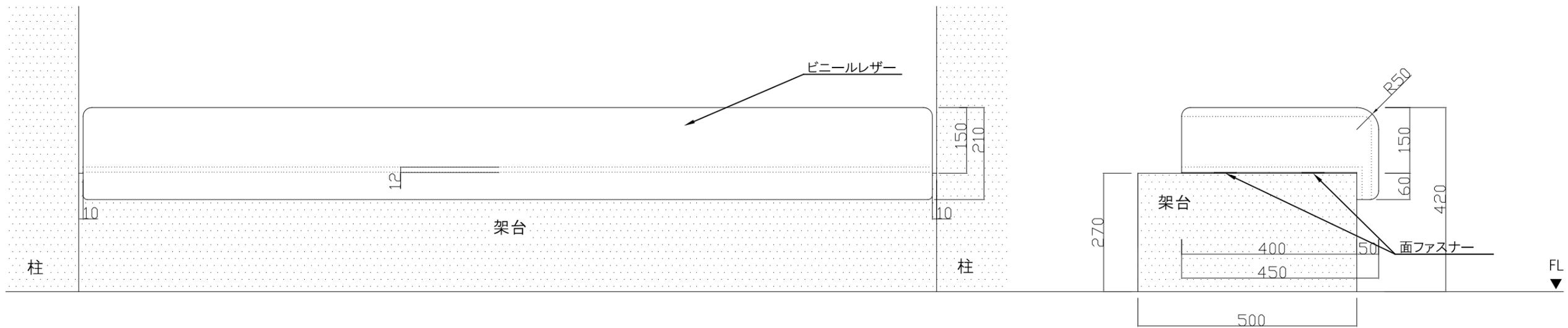
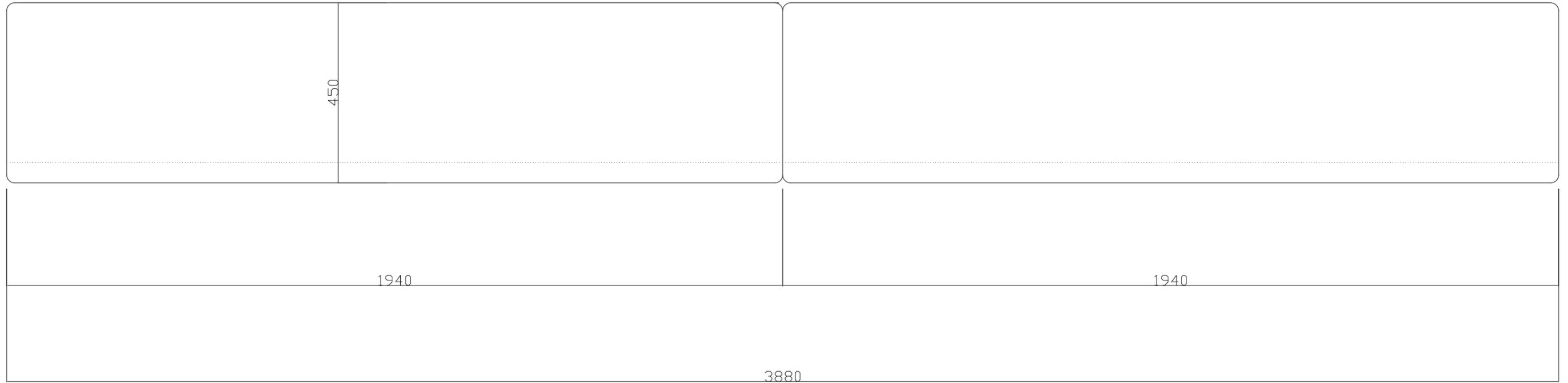
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

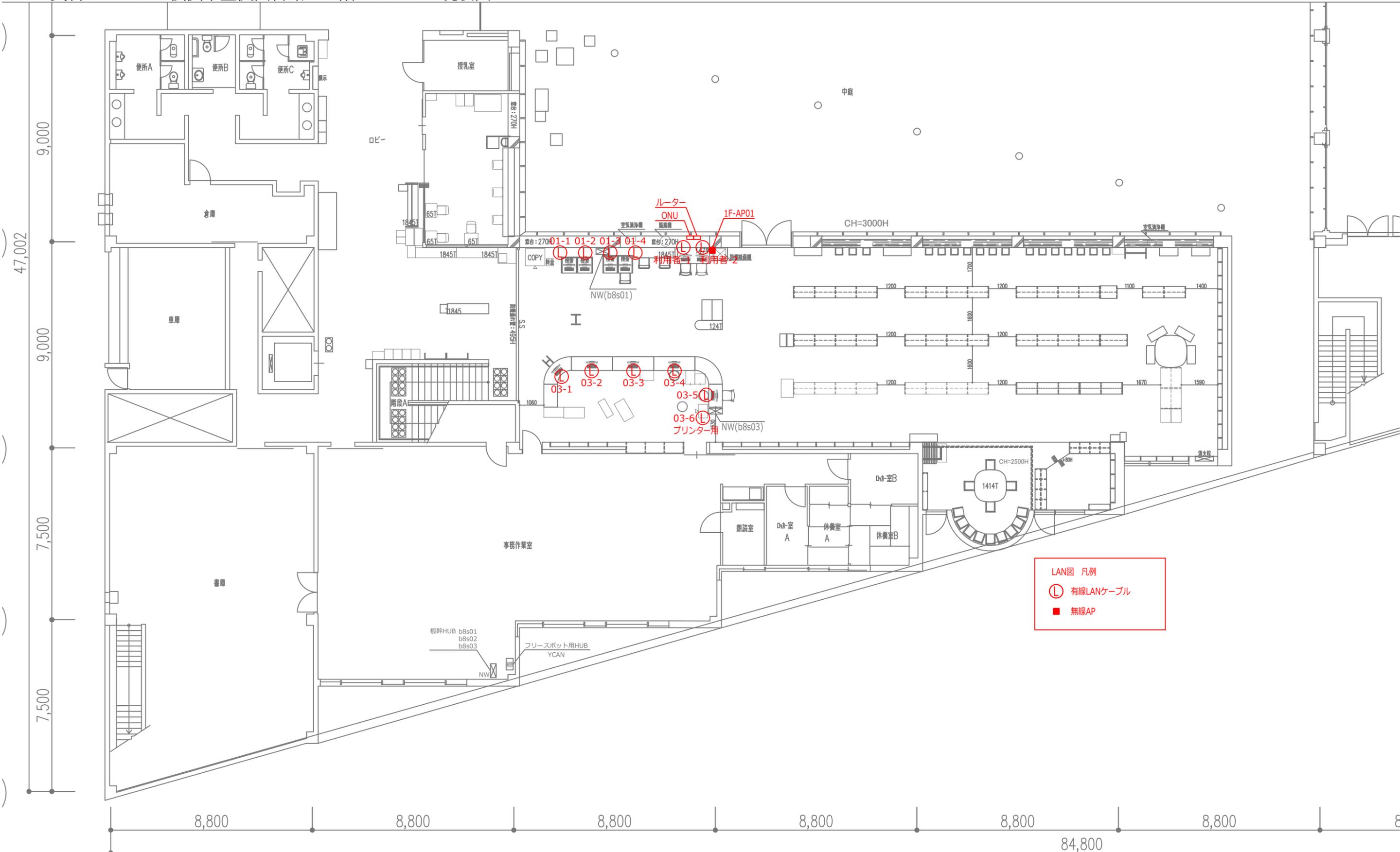
SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F平面図	



台数 2セット



---	SCALE. S=1/10	A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局 様	
	DATE.		CODE.		SUBJECT. 金沢図書館 2F 框上クッション	

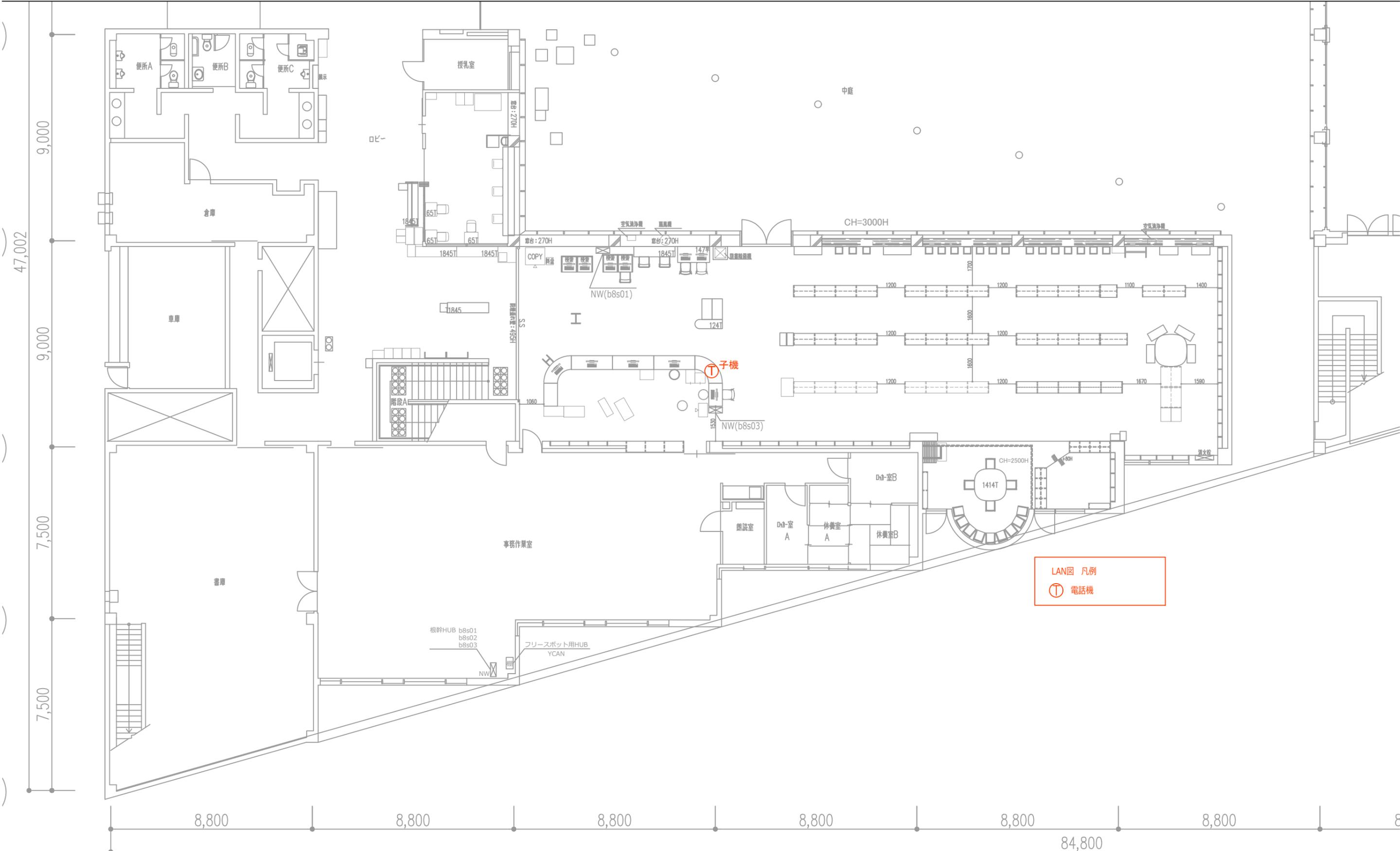


LAN図 凡例  
 (L) 有線LANケーブル  
 ■ 無線AP

建築に関する部分については現況を優先とします。  
 各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE. Y-506	SUBJECT. 1F現状 LAN図	

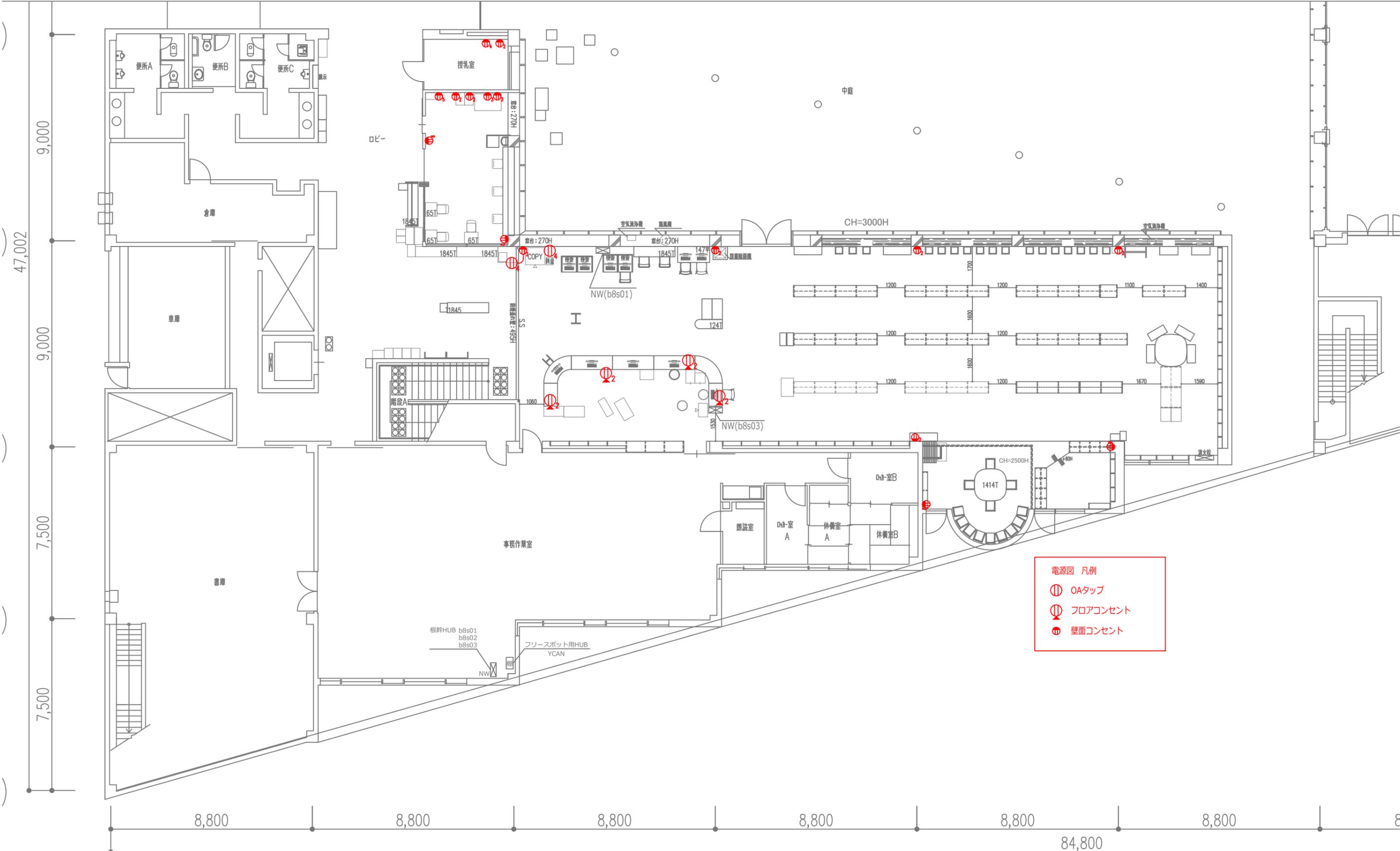




LAN図 凡例  
 ① 電話機

建築に関する部分については現況を優先とします。  
 各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

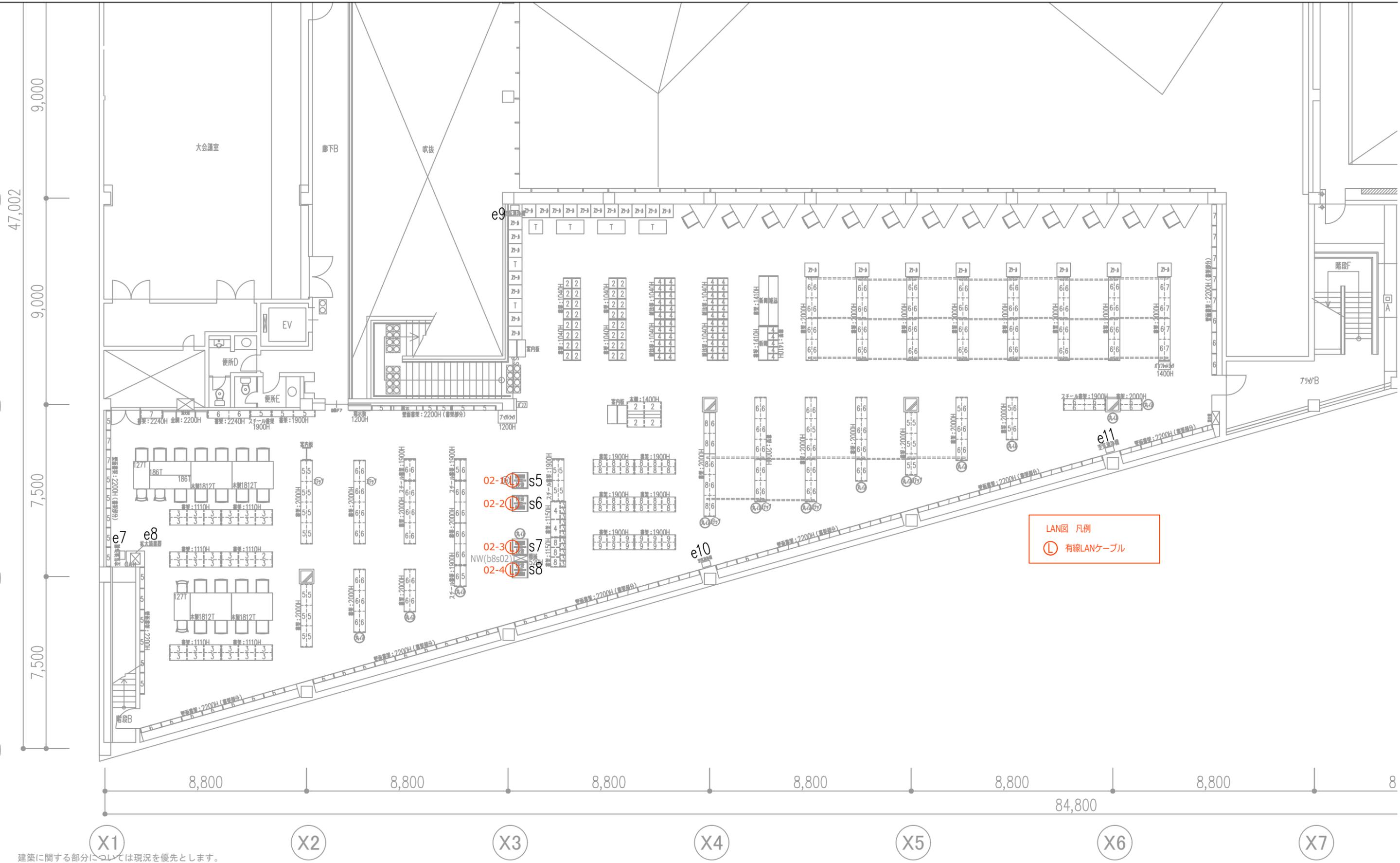
SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 57	CODE. Y-506	SUBJECT. 1F現状 電話図	



建築に関する部分については現況を優先とします。  
 各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

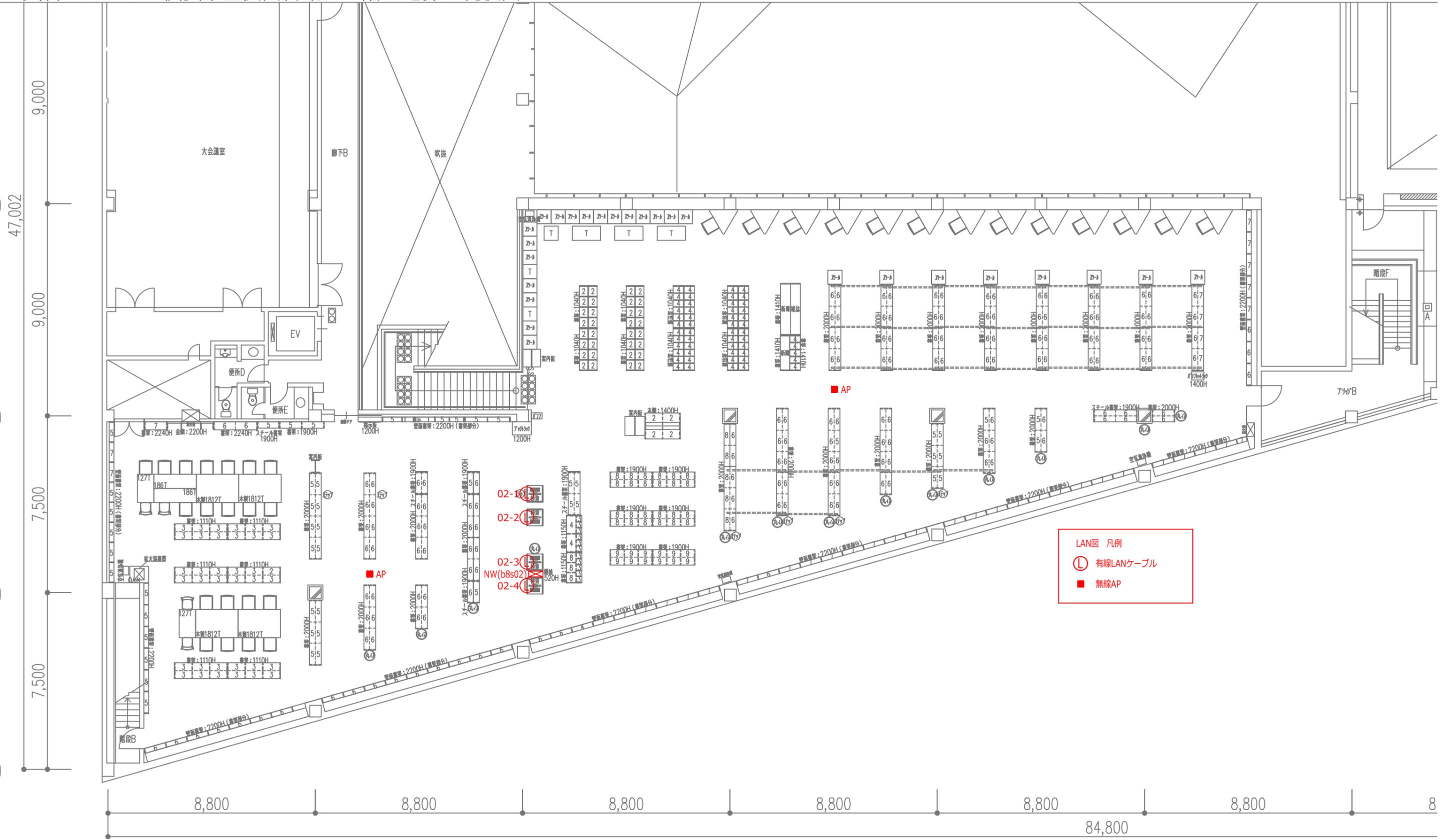
SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE. Y-506	SUBJECT. 1F現状 電源図	





建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 59	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F 現状 LAN図	

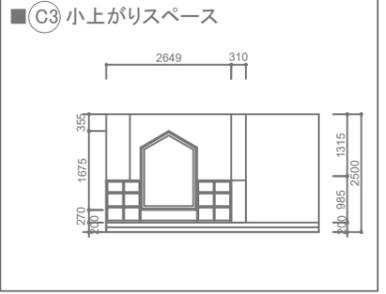
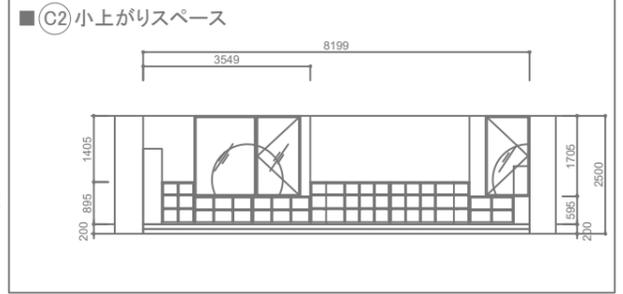
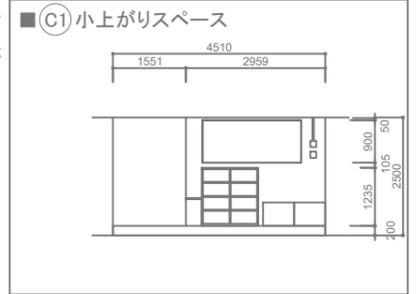
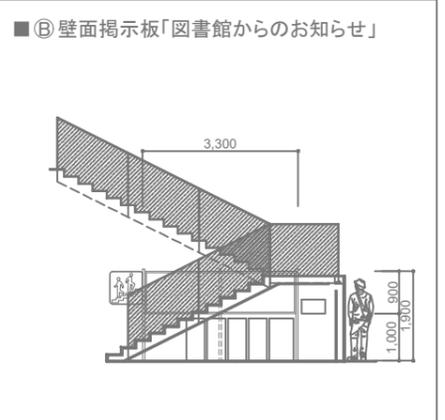
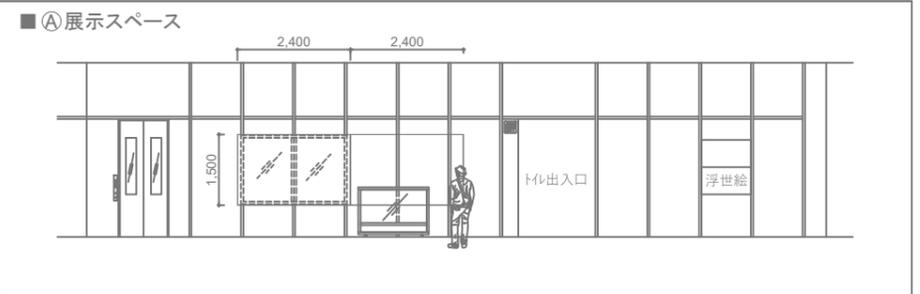
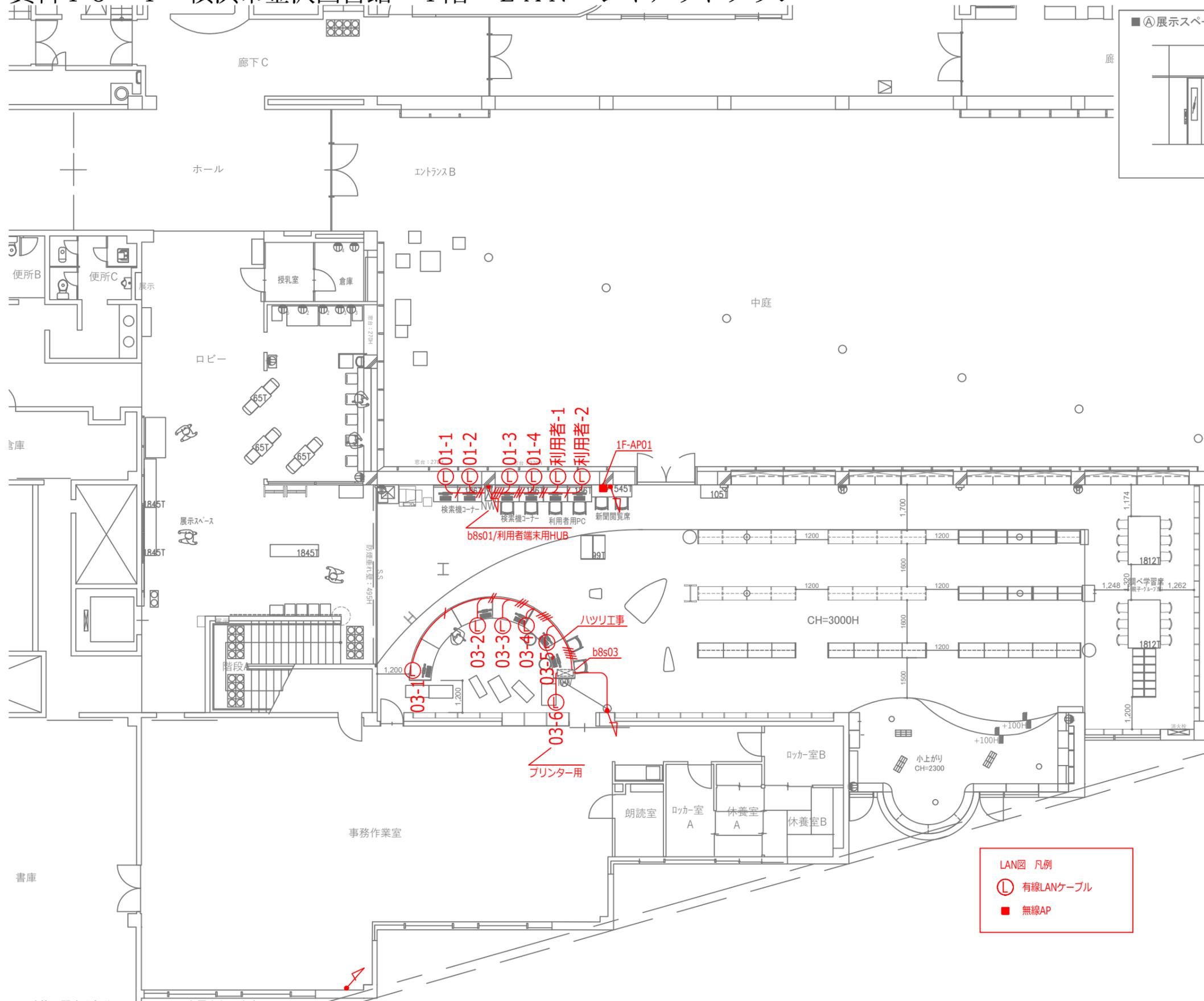


LAN図 凡例  
 ○ 有線LANケーブル  
 ■ 無線AP

建築に関する部分については現況を優先とします。  
 各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 6c	CODE. Y-506	SUBJECT. 2F 現状 LAN図	ITOKI

資料 15-1 横浜市金沢図書館 1階 LAN レイアウトプラン



LAN図 凡例  
 (L) 有線LANケーブル  
 ■ 無線AP

建築に関する部分については現況を優先とします。各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

■ 凡例    既存什器    移動什器    入替什器    新規什器

SCALE. 1/150 A3

DWG.No. REV. PROJECT.

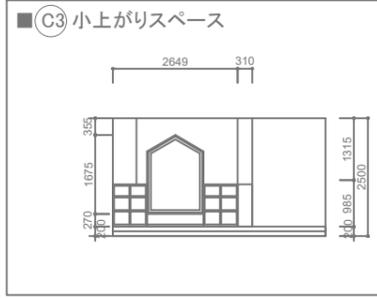
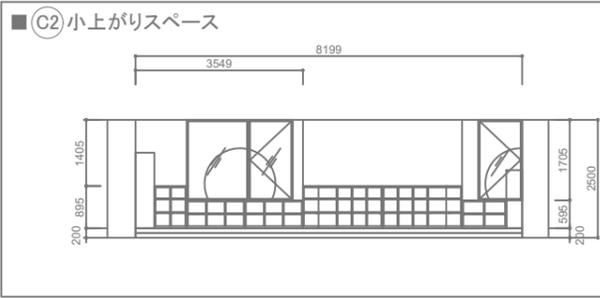
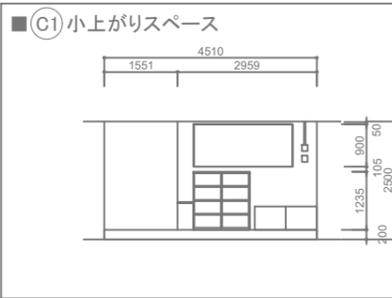
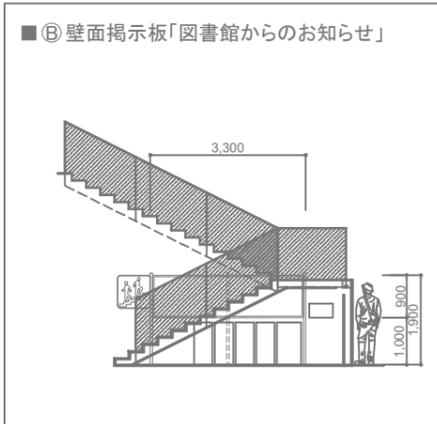
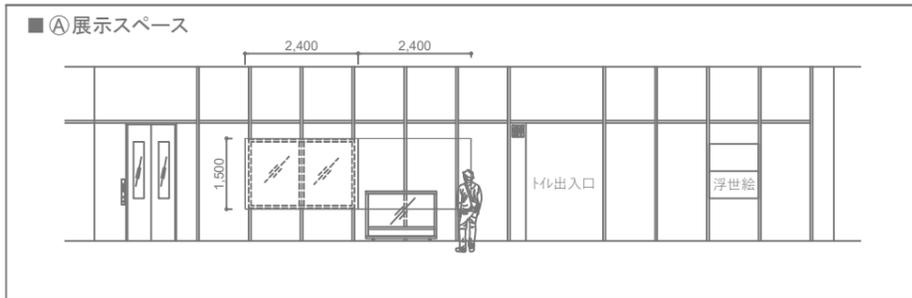
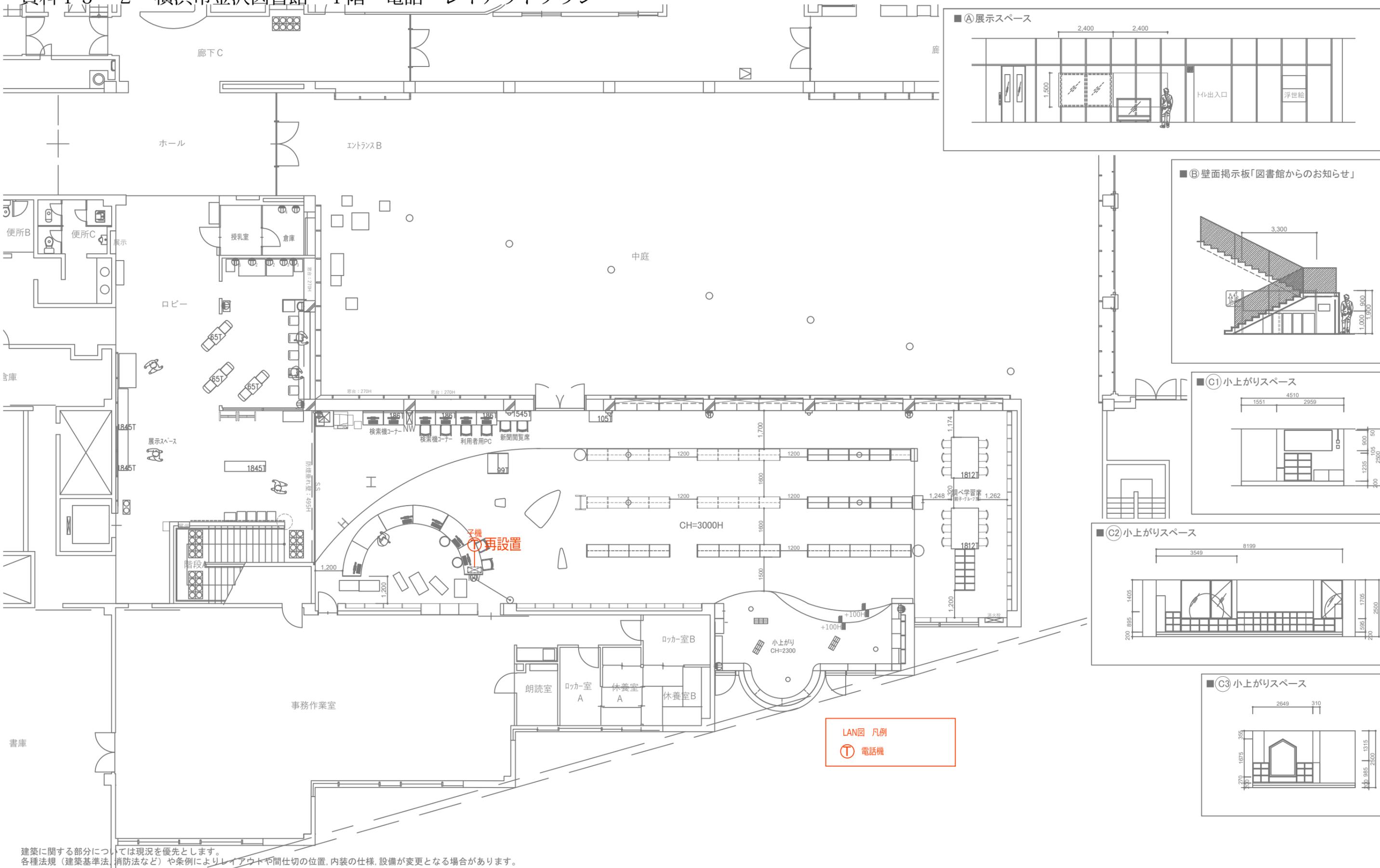
横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館

DATE. 61

CODE. Y-506

SUBJECT. 1Fレイアウトプラン LAN施工図





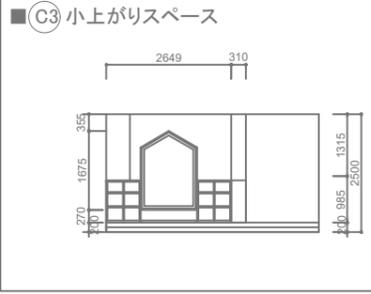
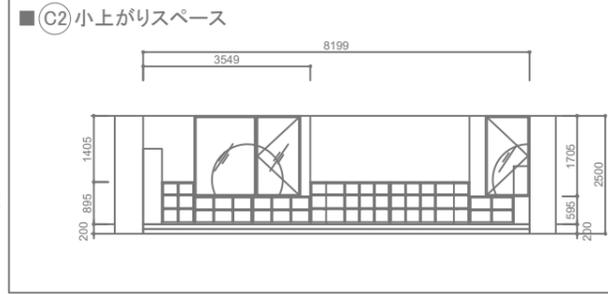
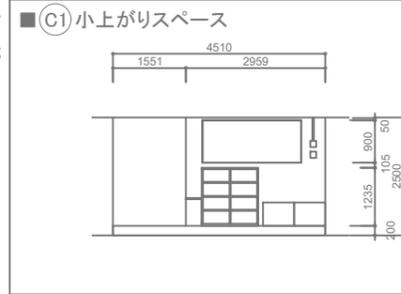
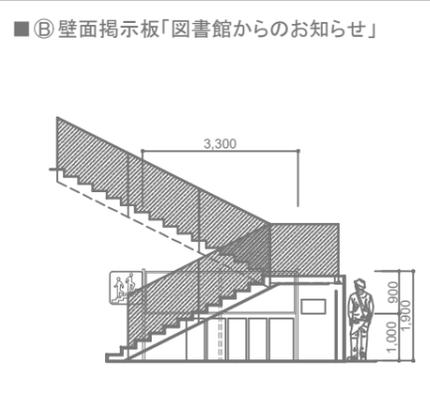
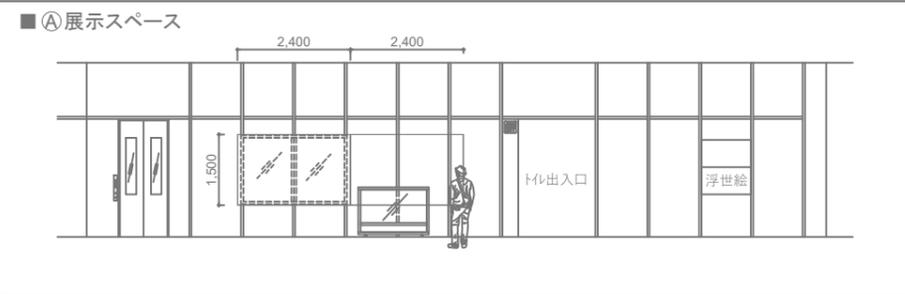
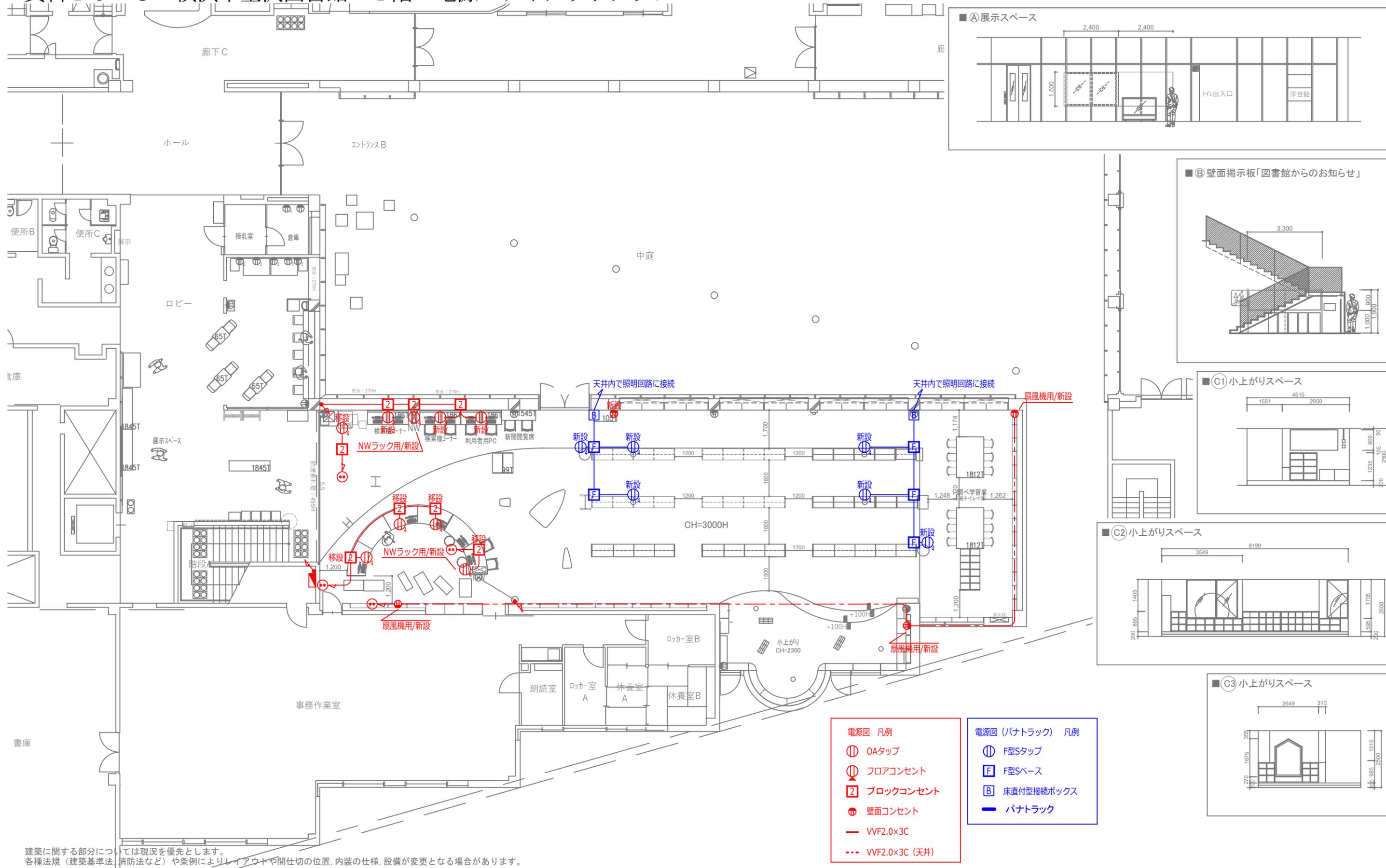
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
	CODE. Y-506		SUBJECT. 1Fレイアウトプラン 電話施工図



# 資料 15-3 横浜市金沢図書館 1階 電源 レイアウトプラン

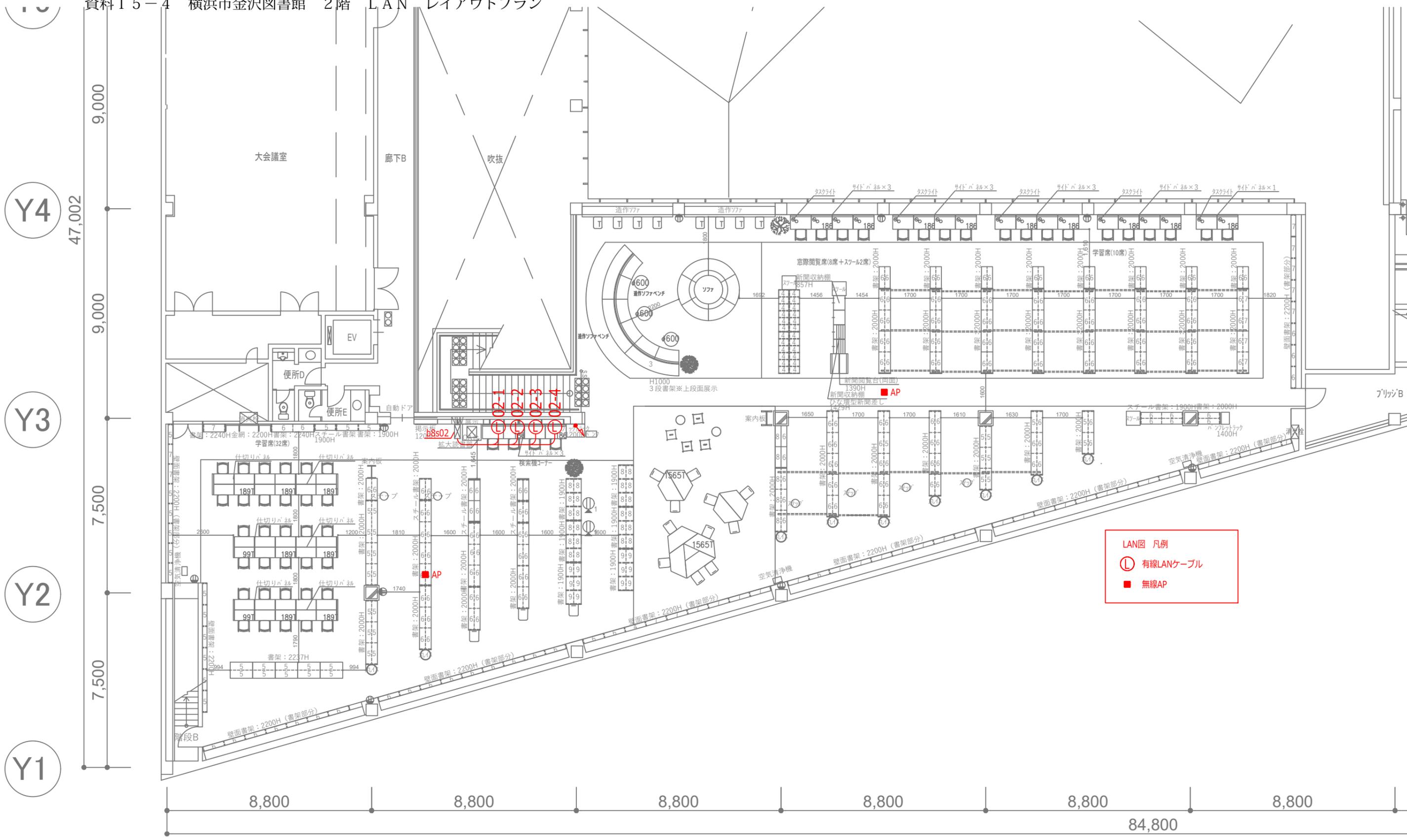


- | 電源図 凡例 |                | 電源図 (パナトラック) 凡例 |            |
|--------|----------------|-----------------|------------|
| ⓪      | OAタップ          | ⓪               | F型スタップ     |
| Ⓛ      | フロアコンセント       | Ⓛ               | F型ベース      |
| ㊦      | ブロックコンセント      | Ⓛ               | 床直付型接続ボックス |
| Ⓜ      | 壁面コンセント        | —               | パナトラック     |
| —      | VVF2.0x3C      |                 |            |
| ---    | VVF2.0x3C (天井) |                 |            |

建築に関する部分については現況を優先とします。各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

<p>■凡例</p> <p>既存什器</p> <p>移動什器</p> <p>入替什器</p> <p>新規什器</p>	SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
	1/150 A3	Y-506		横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
	DATE.	CODE.		SUBJECT.
	63	Y-506		1Fレイアウトプラン 電源施工図





LAN図 凡例  
 ① 有線LANケーブル  
 ■ 無線AP

建築に関する部分については現況を優先とします。  
 各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

■凡例 既存什器 移動什器 入替什器 新規什器

SCALE. 1/150 A3

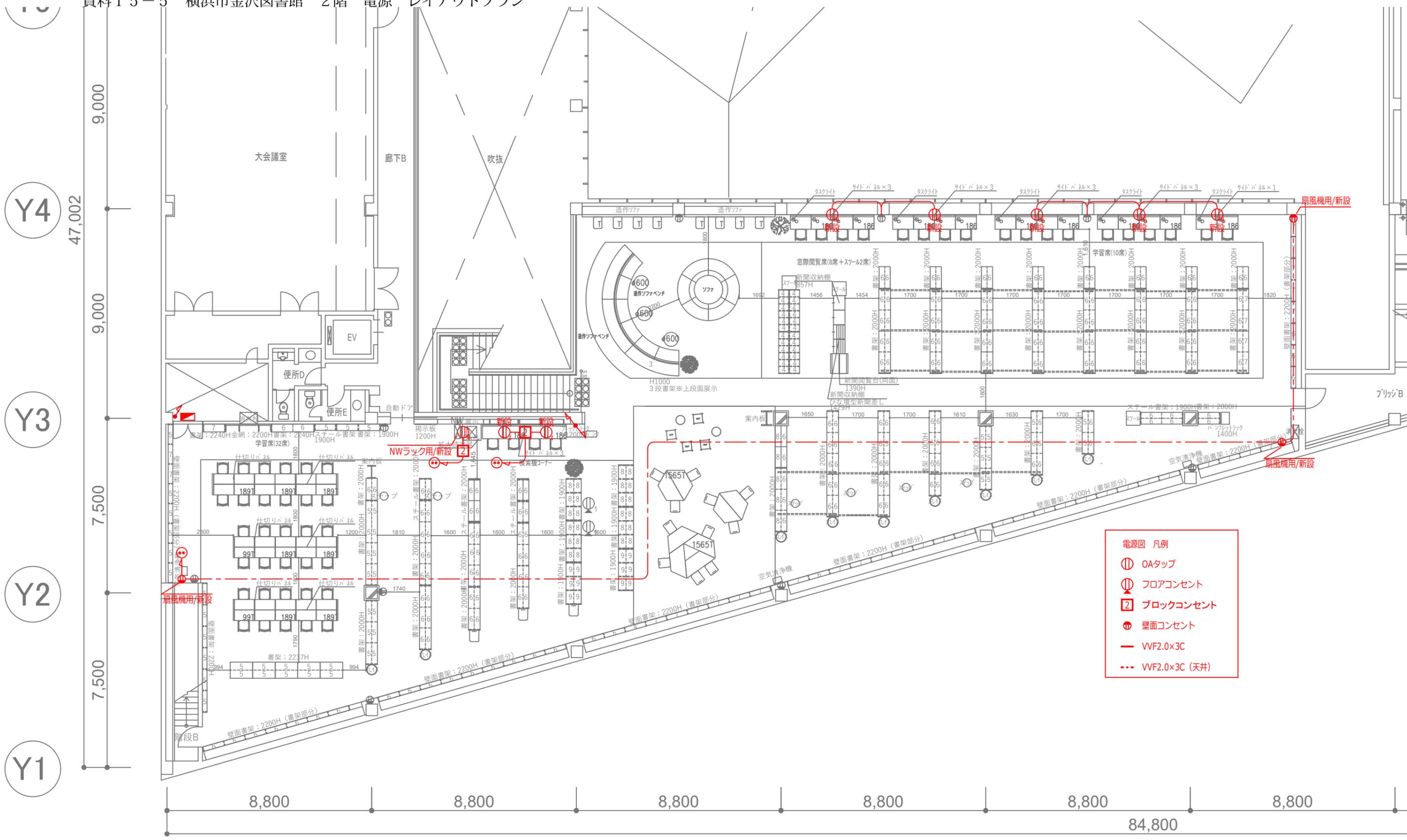
DWG.No. REV. PROJECT.

横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館

CODE. Y-506

SUBJECT. 2Fレイアウトプラン LAN施工図





**電源図 凡例**

- ⊕ OAタップ
- ⊕ フロアコンセント
- ⊕ ブロックコンセント
- ⊕ 壁面コンセント
- VF2.0×3C
- VF2.0×3C (天井)

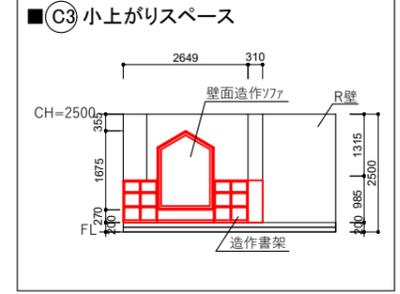
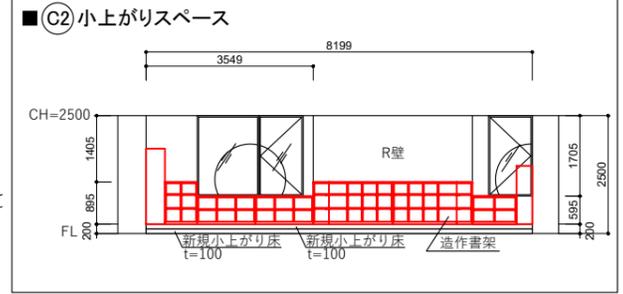
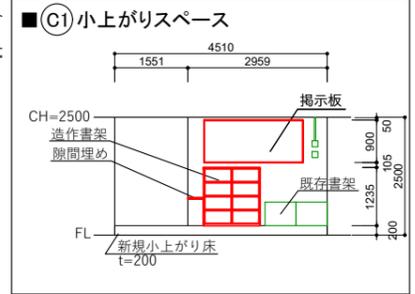
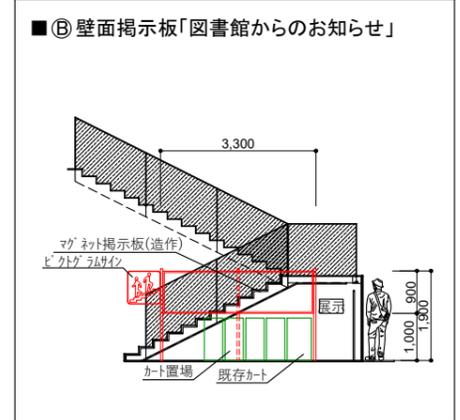
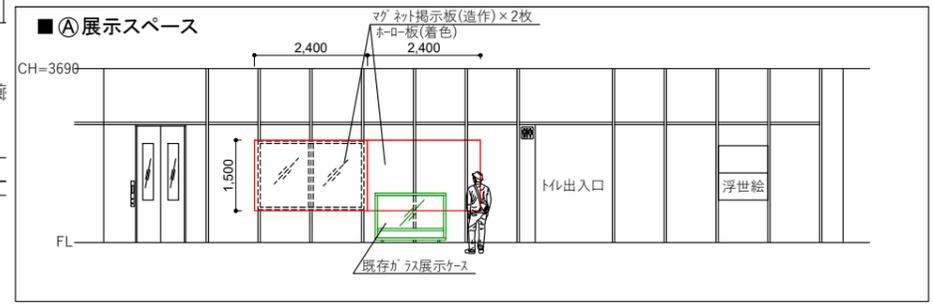
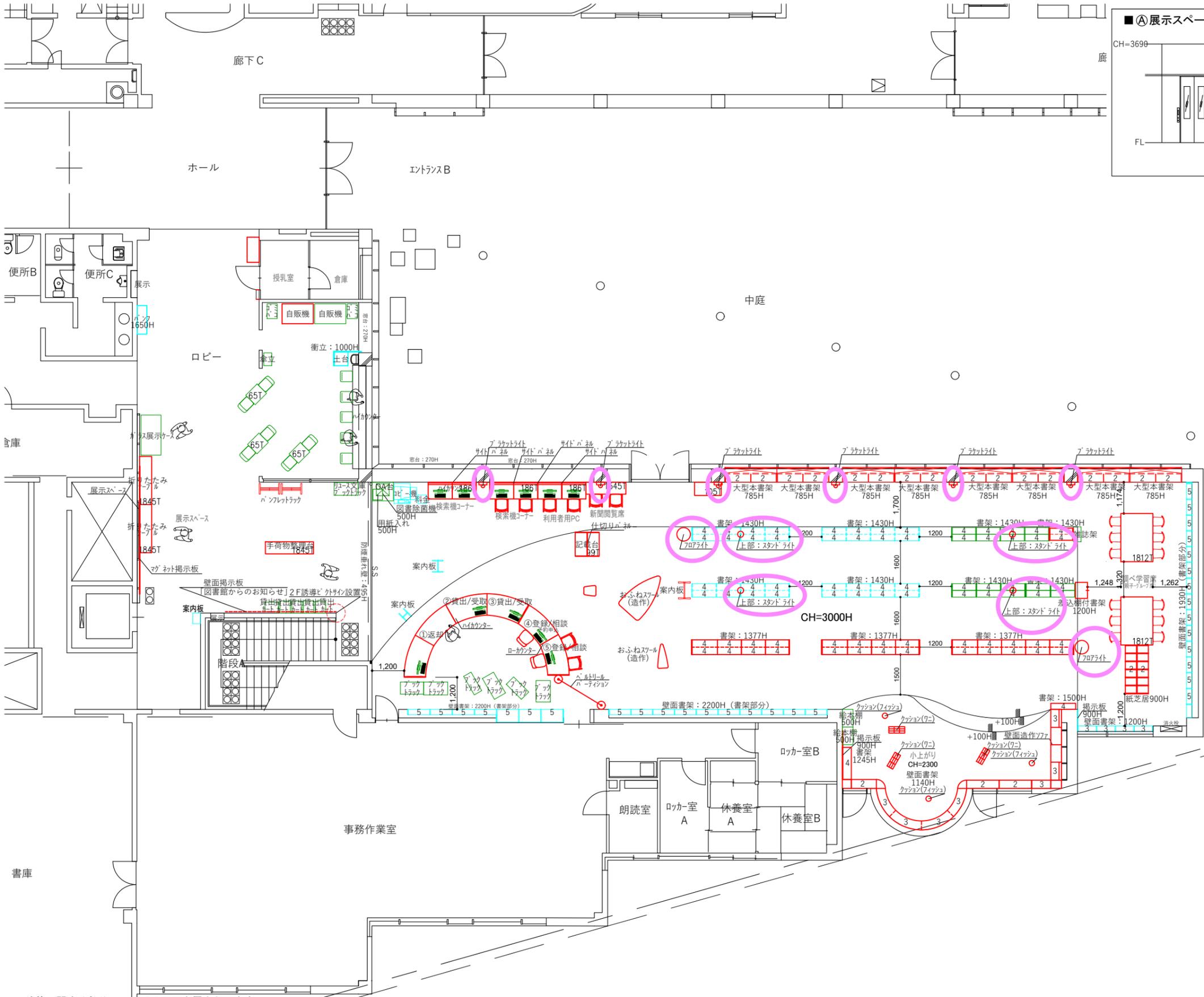
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切の位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
- 移動什器
- 入替什器
- 新規什器

SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 65	CODE. Y-506	SUBJECT. 2Fレイアウトプラン 電源施工図	



資料15-6 横浜市金沢図書館 1階 照明 レイアウトプラン



建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

- 凡例
- 既存什器
  - 移動什器
  - 入替什器
  - 新規什器

SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/150 A3			横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE.	CODE.	SUBJECT.	
	Y-506	1F平面図	



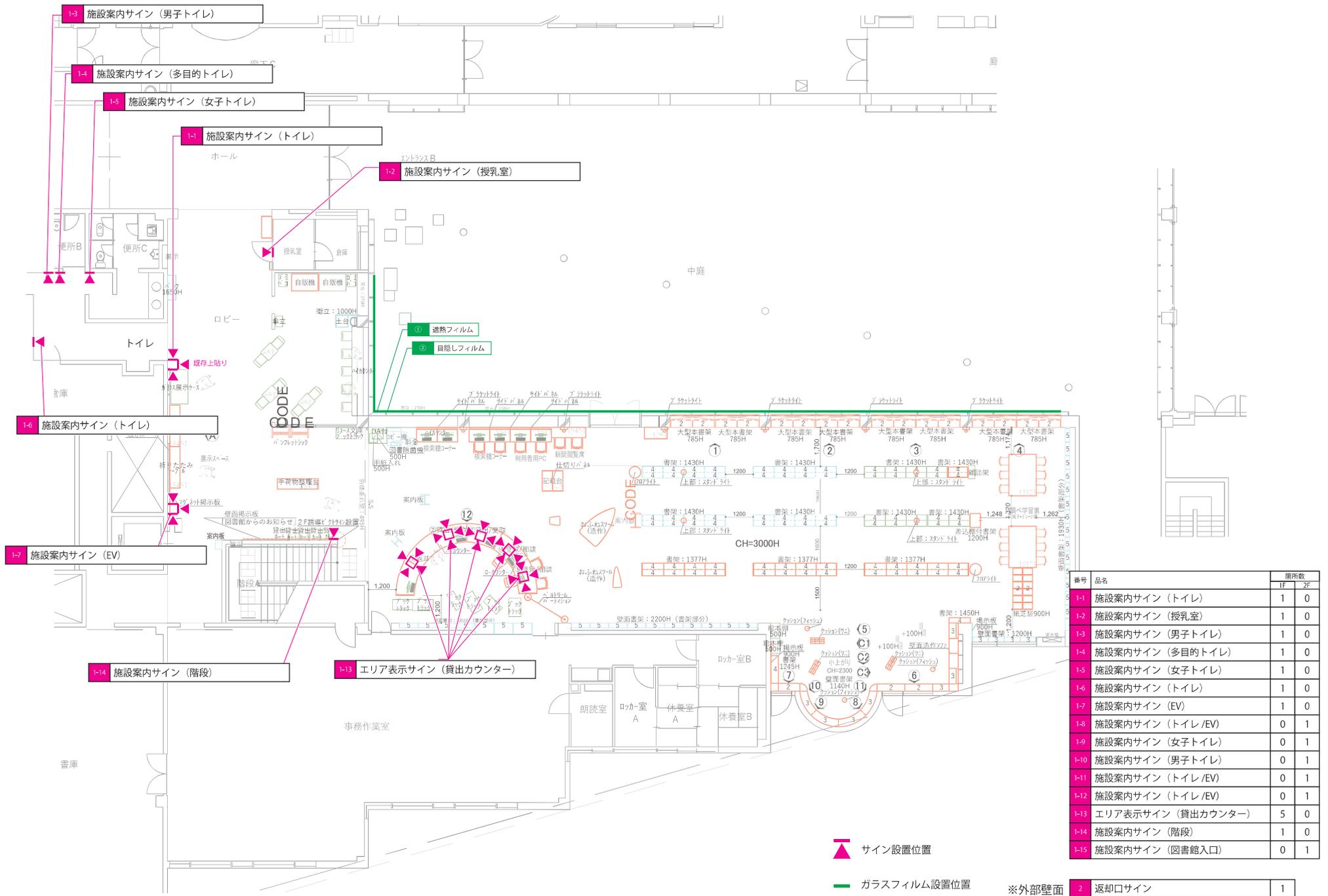
資料 1 6 横浜市金沢図書館 1階 床はつり範囲図面



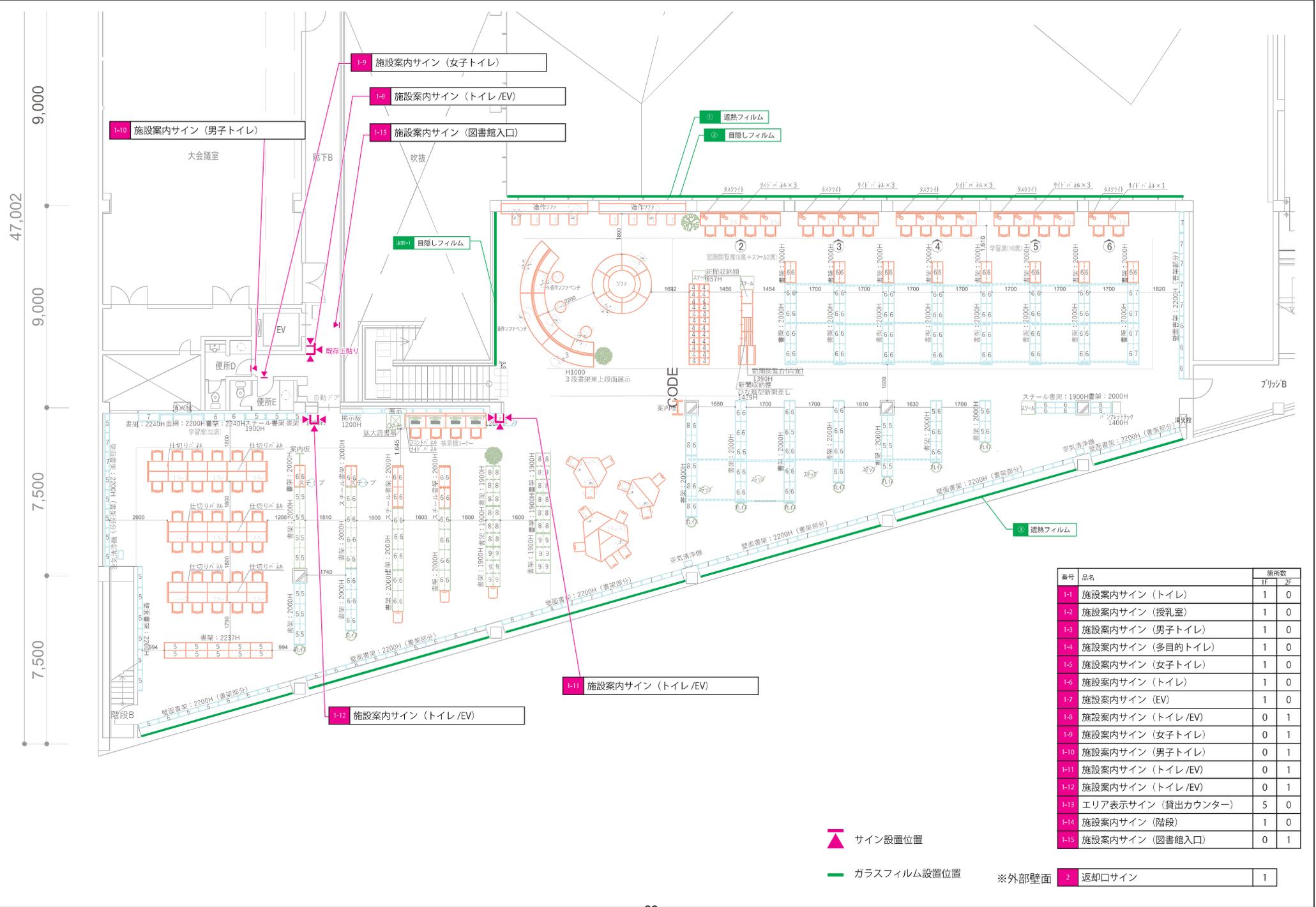
建築に関する部分については現況を優先とします。  
各種法規（建築基準法、消防法など）や条例によりレイアウトや間仕切りの位置、内装の仕様、設備が変更となる場合があります。

SCALE. 1/150 A3	DWG.No.	REV.	PROJECT. 横浜市教育委員会事務局様 金沢図書館
DATE. 67	CODE. Y-506	SUBJECT. 1Fレイアウトプラン 床はつり工事	

# 資料 17-1 横浜市金沢図書館 サイン・フィルム貼り プロット図



# 資料 17-1 横浜市金沢図書館 サイン・フィルム貼り プロット図

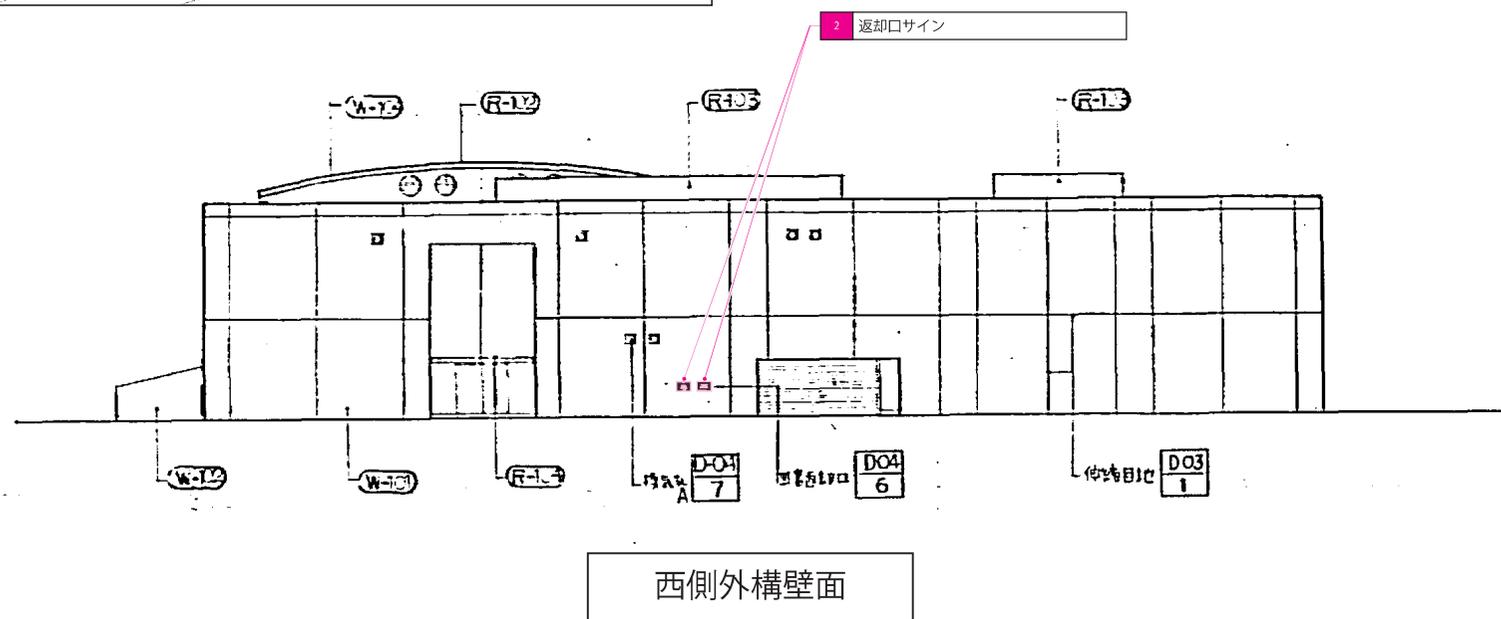
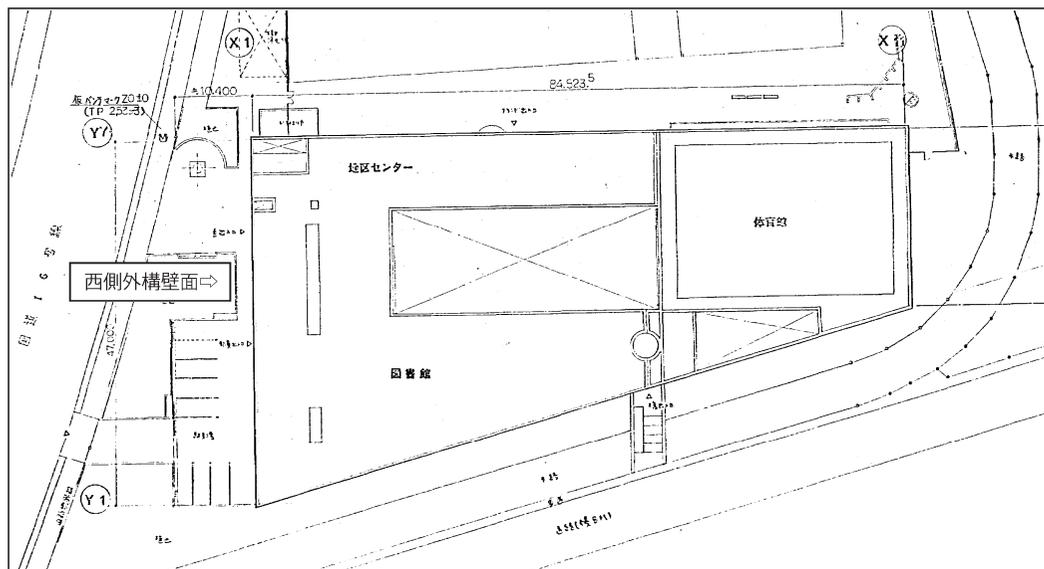


番号	品名	箇所数	
		1F	2F
I-1	施設案内サイン (トイレ)	1	0
I-2	施設案内サイン (授乳室)	1	0
I-3	施設案内サイン (男子トイレ)	1	0
I-4	施設案内サイン (多目的トイレ)	1	0
I-5	施設案内サイン (女子トイレ)	1	0
I-6	施設案内サイン (トイレ)	1	0
I-7	施設案内サイン (EV)	1	0
I-8	施設案内サイン (トイレ/EV)	0	1
I-9	施設案内サイン (女子トイレ)	0	1
I-10	施設案内サイン (男子トイレ)	0	1
I-11	施設案内サイン (トイレ/EV)	0	1
I-12	施設案内サイン (トイレ/EV)	0	1
I-13	エリア表示サイン (貸出カウンター)	5	0
I-14	施設案内サイン (階段)	1	0
I-15	施設案内サイン (図書館入口)	0	1

【返却口サイン施工箇所】

■ : 返却ボックス (返却口サイン設置箇所)

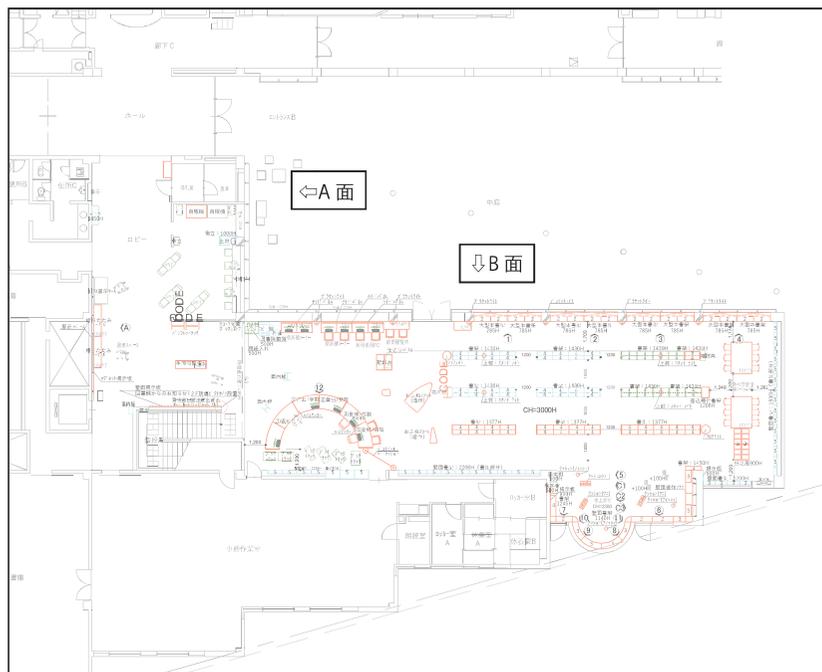
・平面図 1F



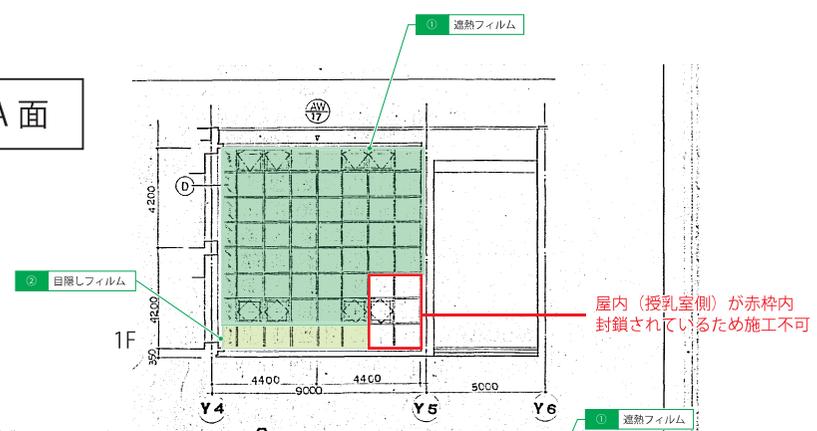
【ガラスフィルム施工箇所】

- : 遮熱フィルム施工範囲
- : 目隠しフィルム施工範囲

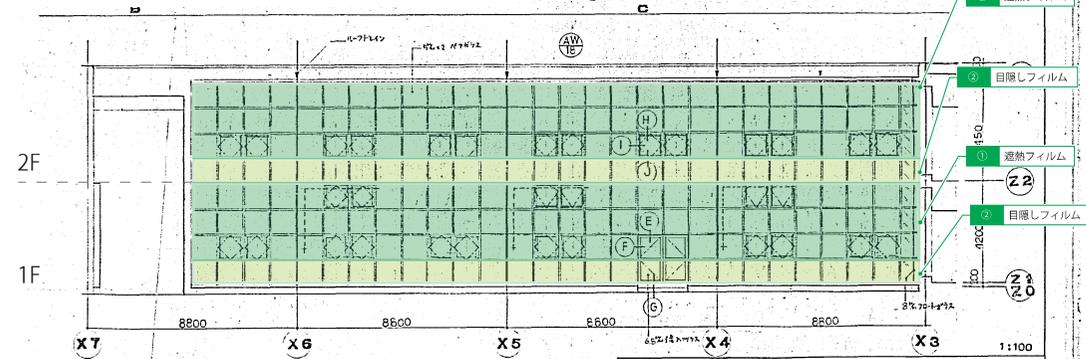
・平面図 1F



A面



B面



【ガラスフィルム施工箇所】

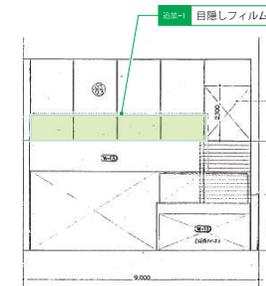
・平面図 2F



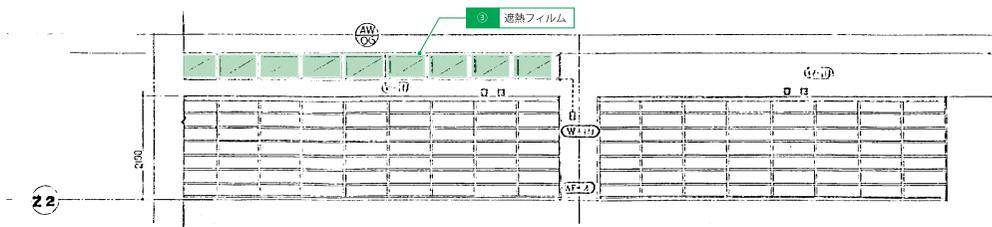
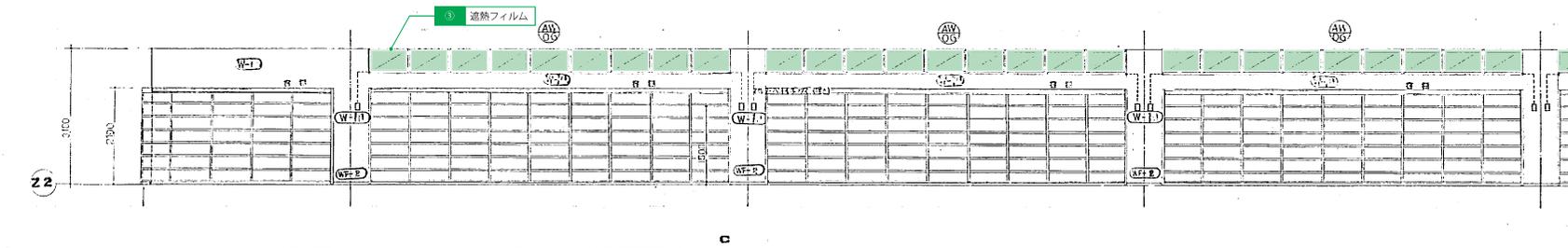
■ : 遮熱フィルム施工範囲

■ : 目隠しフィルム施工範囲

C面



D面

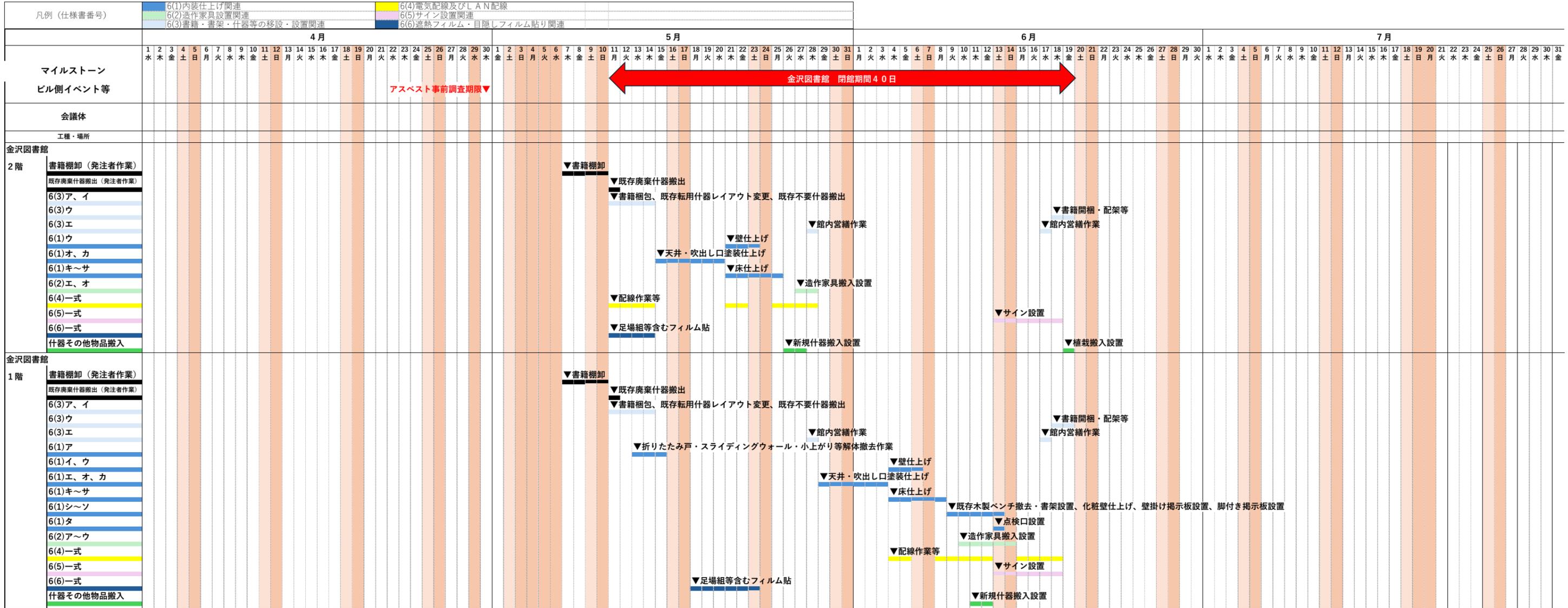


# 資料 17-2 横浜市金沢図書館 サイン計画図

<p>1-1 施設案内サイン (トイレ) 1F 1カ所</p> <p>S=1/10 既存サイン利用 ■J出カシート貼り</p> <p>ベース：既存サイン利用 表示：Jシート貼り (3面表示)</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-2 施設案内サイン (授乳室) 1F 1カ所</p> <p>S=1/5 樹脂ベース 既製品+シート貼り</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-3 施設案内サイン (男子トイレ) 1F 1カ所</p> <p>S=1/5 樹脂ベース 既製品+シート貼り</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-4 施設案内サイン (多目的トイレ) 1F 1カ所</p> <p>S=1/5 樹脂ベース 既製品+シート貼り</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>
<p>1-5 施設案内サイン (女子トイレ) 1F 1カ所</p> <p>S=1/5 樹脂ベース 既製品+シート貼り</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-6 施設案内サイン (トイレ) 1F 1カ所</p> <p>S=1/5 樹脂ベース 既製品+シート貼り</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-7 施設案内サイン (EV) 1F 1カ所</p> <p>S=1/10 アクリルベース +J出カシート</p> <p>ベース：アクリル 表示：シート貼り (3面表示)</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-8 施設案内サイン (トイレ/EV) 2F 1カ所</p> <p>S=1/10 既存サイン利用 ■J出カシート貼り</p> <p>ベース：既存サイン利用 表示：Jシート貼り (3面表示)</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>
<p>1-9 施設案内サイン (女子トイレ) 2F 1カ所</p> <p>S=1/20 樹脂ベース 既製品+シート貼り</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-10 施設案内サイン (男子トイレ) 2F 1カ所</p> <p>S=1/20 樹脂ベース 既製品+シート貼り</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-11 施設案内サイン (トイレ/EV) 2F 1カ所</p> <p>S=1/20 アクリルベース 既製品+シート貼り</p> <p>ベース：アクリル 表示：シート貼り (3面表示)</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>	<p>1-12 施設案内サイン (トイレ/EV) 2F 1カ所</p> <p>S=1/20 アクリルベース 既製品+シート貼り</p> <p>ベース：アクリル 表示：シート貼り (3面表示)</p> <p>・色および表示内容については別途決定する</p>



資料18 金沢図書館参考工程表 (イメージ)



## 委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないとき認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。
  - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
  - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
  - 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
    - (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合
    - (2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。
    - (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴う 委託者と受託者とが協議して行う。

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相当する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

- 。 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合には、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

- (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額
- (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。
  - (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
  - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
  - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
- 3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。